

令和6年度

集 団 指 導 資 料

～ 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 ～

福岡県保健医療介護部介護保険課
北九州市保健福祉局長寿推進部介護保険課
福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課
久留米市健康福祉部介護保険課

令和6年度 集団指導資料 (指定居宅介護支援事業所)

(目次)

第1 指定居宅介護支援事業に関する事項

1	介護保険法第80条	P 1
2	運営基準	
	(1) 運営基準の性格	P 1
	(2) 事業の基本方針	P 2
	(3) 人員に関する基準	P 2
	① 介護支援専門員の員数	
	② 管理者	
	(4) 運営に関する基準	P 4
	①～⑩	
	⑪指定居宅介護支援の具体的取扱方針	
	(1号)～(27号)	P 7
	⑫～③⑩	
	(5) 雑則	P 3 3
3	変更の届出等	P 3 4
4	指定の取消し	P 3 5
5	主な関係法令等	P 3 5
6	介護報酬関連	
	(1) 居宅介護支援費に関する基本事項	P 3 6
	(2) 居宅介護支援費の取扱い	P 3 7
	① 取扱い件数の取扱い 等	P 3 7
	② 運営基準減算について	P 3 8
	③ 特定事業所集中減算の取扱い	P 4 2
	(3) 加算について	P 4 4
	(4) 指定介護予防支援の介護報酬について	P 6 6
	(5) 「特別地域」加算及び「中山間地域等」加算	P 6 8

第2 その他関連事項

1	月額報酬の日割り等の算定方法についてのQ&A 等	P 7 2
2	介護サービス関係Q&A集	P 7 8
3	医療保険と介護保険の給付調整	P 1 0 1
4	「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について	P 1 2 1
5	居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について	P 1 2 3

第1 指定居宅介護支援事業に関する事項

1 介護保険法第80条（居宅介護支援の事業の基準）

事業者は、居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な居宅介護支援を提供するとともに、自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に居宅介護支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

2 運営基準

(1) 運営基準の性格

- 基準は、事業の目的を達成するために必要な最低限度の基準である。
事業者は、基準を充足することで足りるとすることなく、常にその事業の運営の向上に努めなければならない。
- 基準を満たさない場合は、指定又は更新は受けられない。
- 運営開始後、基準違反が明らかになった場合には、市町村長は、
「① 相当の期限を定めて基準を遵守する勧告を行い、
② 相当の期限内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、
③ 正当な理由無く、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置をとるよう命令する」ことができる。
なお、③の命令を行った場合には、事業者名、命令に至った経緯等を公表する。
また、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取り消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
- ただし、次の場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、指定の全部若しくは一部の停止、又は直ちに指定を取り消すことができる。
 - ① 指定居宅介護支援事業者及びその従業者が、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受したとき、その他の自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
 - ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき
- 特に、指定居宅介護支援の事業において、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきとされている。

(2) 事業の基本方針

- 利用者が可能な限り、居宅において、有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
～「在宅介護の重視」という介護保険制度の基本理念の実現
- 利用者の選択に基づく、多様な事業者からの総合的かつ効率的なサービス提供に配慮すること。
- 公正中立 に行うこと。： 特定のサービスや事業者に不当に偏しないこと。
- 市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の事業者、介護保険施設等との連携に努めること。
- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(3) 人員に関する基準

※用語の定義

①「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする）に達していることをいうものである。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下この①において「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下この①において「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業所が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業、同条第2号に規定する介護休業、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。

②「専らその職務に従事する」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。

① 介護支援専門員の員数

- 事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに必ず1人以上の介護支援専門員を常勤で置かなければならない。
- 常勤の介護支援専門員を置くべきこととしたのは、事業所の営業時間中は、介護支援専門員は常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があるという趣旨である。

介護支援専門員がその業務上の必要性から、又は他の業務を兼ねていることから、当該事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に介護支援専門員に連絡が取れる体制としておく必要がある。

当該常勤の介護支援専門員の配置は、利用者の数（当該事業者が介護予防支援の指定を併せて受け、又は地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業所から委託を受けて、当該事業所において指定介護予防支援を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。）44人（当該指定居宅介護支援事業所においてケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合は49人）に対して1人を基準とするものであり、利用者の数が44人又はその端数を増すごとに増員するものとする。

<運営指導における不適正事例>

- ・ 利用者数に比べて介護支援専門員数が非常に少ない。
- ・ 介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員と兼務している。

② 管理者

管理者は、主任介護支援専門員であつて、専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし管理者がその管理する居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合及び管理者が他の事業所の職務に従事する場合は、必ずしも専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなくても差し支えない。（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る）

なお、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められない。

また、例えば、訪問系サービスの事業所において訪問サービスそのものに従事する従業者と兼務する場合及び事故発生時や災害発生時の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定居宅介護支援事業所又は利用者の居宅に駆けつける付けることができない体制となっている場合は管理者の業務に支障があると考えられる。また、併設する事業所に原則として常駐する老人介護支援センターの職員、訪問介護、訪問看護等の管理者等との兼務は可能と考えられる。

指定居宅介護支援事業所の管理者は、指定居宅介護支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであり、管理者が介護支援専門員を兼務していて、その業務上の必要性から当該事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要がある。

なお、令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予することとしているが、指定居宅介護支援事業所における業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望ましい。

また、次項に該当する場合には、管理者要件についての特例の適用を受けることができる。

○ 以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とする。

- ・ 令和3年4月1日以降、不測の事態（※）により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書（様式は各保険者へ問い合わせること）を保険者に届け出た場合

なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を1年間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができることとする。

（※）不測の事態については、保険者において個別に判断することとなるが、想定される主な例は次のとおり

- ・ 本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生
- ・ 急な退職や転居 等
- ・ 特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合

(4) 運営に関する基準

① 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について

- 指定居宅介護支援を行うに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならない。

② 内容及び手続の説明及び同意

- 事業者は、利用申込があった場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対して、運営規程の概要・介護支援専門員の勤務体制・秘密の保持・事故発生時の対応・苦情処理の体制等、利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項を、説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない。

同意については書面によって確認することが望ましい。

- 居宅サービス計画は、基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものである。このため、指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居

宅サービス事業者等の紹介を求めること等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用者又はその家族に説明を行うに当たっては、併せて居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることが可能であることにつき説明を行うとともに、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うことや、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ることが望ましい。

さらに、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）等につき十分説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

この前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。

① 前期（3月1日から8月末日）

② 後期（9月1日から2月末日）

なお、説明については、指定居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとするが、その際に用いる当該割合等については、直近の①もしくは②の期間のものとする。

また、利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながる。基準第4条第3項は、指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要があることを規定するものである。なお、より実効性を高めるため、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましい。

<運営指導における不適正事例>

- ・ 重要事項説明書が作成されていない・交付されていない。
- ・ 重要事項説明書の記載内容が不十分。
（例）苦情相談窓口（事業所・国保連・市町村）、事故発生時の対応
苦情処理の体制、秘密の保持
- ・ 重要事項説明書の内容が運営規程と異なる。※特に実施地域や営業日
- ・ 実施地域を越えたサービスの提供に係る交通費の記載が不適切。

③ 提供拒否の禁止

- 事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。
（正当な理由の例）

- ・ 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ・ 利用申込者の居住地が事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ・ 利用申込者が他の事業所にも併せて依頼を行っていることが明らかな場合

④ サービス提供困難時の対応

事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の事業者の紹介、その他必要な措置を講じなければならない。

⑤ 受給資格等の確認

被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間を確認するものとする。

⑥ 要介護認定の申請に係る援助

新規、更新の申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な援助を行わなければならない。

⑦ 身分を証する書類の携行

事業者は、介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時は、これを提示すべき旨を指導すること。

⑧ 利用料等の受領

- 償還払いの場合の利用料と介護報酬により算定した額との間に、不合理な差額を設けてはならない。
- 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を実施する場合は、それに要した交通費の支払いを利用者から受けることができる。その場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対して額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- あいまいな名目による費用の支払いを受けることは認められない。

⑨ 保険給付の請求のための証明書の交付

利用者から利用料の支払いを受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

⑩ 指定居宅介護支援の基本取扱方針

- 居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行うこと。
- 医療サービスとの連携に十分配慮して行うこと。
- 事業者は、自らその提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

<運営指導における不適正事例>

- ・ 要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するような計画となっていない。

(例) 主治医意見書等に「訪問看護」や「通所リハビリテーション」等が必要であるとの記載があるのに、その利用について検討されることなく、訪問介護のみを計画に位置付けている事例

⑪ 指定居宅介護支援の具体的取扱方針

指定居宅介護支援の具体的取扱方針は、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握などの居宅介護支援を構成する一連の業務のあり方及び当該業務を行う介護支援専門員の責務を明らかにしたものである。

利用者の課題分析（第6号）から担当者に対する個別サービス計画の提出依頼（第12号）に掲げる一連の業務については、基準第1条の2に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものであるが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や、効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではない。ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければならない。

（1号） 介護支援専門員による居宅サービス計画の作成

管理者は、居宅サービス計画の作成に関する業務の主要な過程を介護支援専門員に担当させること。

（2号） 基本的留意点

指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 居宅介護支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要。
- 介護支援専門員は、サービスの提供方法等について利用者及びその家族に理解しやすいように説明を行うことが重要。

（第2の2号） 身体的拘束等の原則禁止

（第2の3号） 身体的拘束等を行う場合の記録

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむをない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむをえない理由を記録しなければならない。

（3号） 継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用

介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

- 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たり、計画的に指定居宅サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長することがあってはならない。

<運営指導における不適正事例>

- ・ 継続的な支援という観点に立ち、計画的に居宅サービス等を利用するようなプランとなっていない。
(例) ・ 毎月のようにサービス内容、利用頻度、時間が変わっている
・ 支給限度額一杯にするために、必要のないサービスまで組んでいる

(4号) 総合的な居宅サービス計画の作成

- 利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要。
- 介護給付等対象サービス以外のサービス等も含めて居宅サービス計画に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めること。

(例)

- ・ 市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導・教育等の保健サービス
- ・ 老人介護支援センターにおける相談援助
- ・ 市町村施策（配食サービス、寝具乾燥サービス等）
- ・ 地域住民による見守り、配食、会食等の自発的な活動によるサービス
- ・ 精神科訪問看護等の医療サービス
- ・ はり師・きゅう師による施術
- ・ 保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練

- 介護支援専門員は、利用者の希望や課題分析の結果を踏まえ、地域で不足していると思われるサービス等については、介護給付等対象サービスであるかどうかを問わず、地域において提供されるよう関係機関等に働きかけることが望ましい。

(5号) 利用者自身によるサービスの選択

- 利用者によるサービスの選択に資するよう、利用者から居宅サービス計画案の作成にあたって複数の指定居宅サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するとともに、居宅サービス計画案を利用者に提示する際には、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するもの。
- 特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはならない。
- 例えば集合住宅等において、特定の指定居宅サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはならないが、居宅サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷

地内等の指定居宅サービス事業者のみを居宅サービス計画に位置付けるようなことはあってはならない。

<運営指導における不適正事例>

- ・ 計画の作成開始時に同一事業主体のサービス事業所以外のサービス事業者等の情報を利用者・家族に提供していない

(6号) 課題分析の実施

- 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行う。
- 課題分析とは、利用者の有する日常生活上の能力や利用者が既に提供を受けている居宅サービスや介護者の状況等、利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した生活が営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。
- 課題分析は、介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならない。
- 国が示した 23 項目は具備すること。

(参考)

「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」(平成11年11月12日 老企第29号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)の別紙4の別添

(別添)

課題分析標準項目

基本情報に関する項目

No	標準項目名	項目の主な内容(例)
1	基本情報(受付、利用者等基本情報)	居宅サービス計画作成についての利用者受付情報(受付日時、受付対応者、受付方法等)、利用者の基本情報(氏名、性別、生年月日・住所・電話番号等の連絡先)、利用者以外の家族等の基本情報について記載する項目
2	生活状況	利用者の現在の生活状況、生活歴等について記載する項目
3	利用者の被保険者情報	利用者の被保険者情報(介護保険、医療保険、生活保護、身体障害者手帳の有無等)について記載する項目
4	現在利用しているサービスの状況	介護保険給付の内外を問わず、利用者が現在受けているサービスの状況について記載する項目
5	障害老人の日常生活自立度	障害老人の日常生活自立度について記載する項目 (※ 次ページ参照)
6	認知症である老人の日常生活自立度	認知症である老人の日常生活自立度について記載する項目 (※ 次ページ参照)
7	主訴	利用者及びその家族の主訴や要望について記載する項目
8	認定情報	利用者の認定結果(要介護状態区分、審査会の意見、支給限度額等)について記載する項目
9	課題分析(アセスメント)理由	当該課題分析(アセスメント)の理由(初回、定期、退院退所時等)について記載する項目

課題分析(アセスメント)に関する項目

No	標準項目名	項目の主な内容(例)
10	健康状態	利用者の健康状態(既往歴、主傷病、症状、痛み等)について記載する項目
11	ADL	ADL(寝返り、起きあがり、移乗、歩行、着衣、入浴、排泄等)に関する項目
12	IADL	IADL(調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等)に関する項目
13	認知	日常の意思決定を行うための認知能力の程度に関する項目
14	コミュニケーション能力	意思の伝達、視力、聴力等のコミュニケーションに関する項目
15	社会との関わり	社会との関わり(社会的活動への参加意欲、社会との関わりの変化、喪失感や孤独感等)に関する項目
16	排尿・排便	失禁の状況、排尿排泄後の後始末、コントロール方法、頻度などに関する項目
17	じょく瘡・皮膚の問題	じょく瘡の程度、皮膚の清潔状況等に関する項目
18	口腔衛生	歯・口腔内の状態や口腔衛生に関する項目
19	食事摂取	食事摂取(栄養、食事回数、水分量等)に関する項目
20	問題行動	問題行動(暴言暴行、徘徊、介護の抵抗、収集癖、火の不始末、不潔行為、異食行動等)に関する項目
21	介護力	利用者の介護力(介護者の有無、介護者の介護意思、介護負担、主な介護者に関する情報等)に関する項目
22	居住環境	住宅改修の必要性、危険箇所等の現在の居住環境について記載する項目
23	特別な状況	特別な状況(虐待、ターミナルケア等)に関する項目

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

生活自立	ランク J	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランク A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランク C	1 日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない

認知症高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記 II の状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記 II の状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。	ランク III a に同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランク III に同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

(7号) 課題分析における留意点

- 介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き、必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。
 - 利用者やその家族との信頼関係・協働関係の構築、面接の趣旨の説明・理解
- アセスメントの結果について記録するとともに、当該記録は各指定権者が定める基準に沿って、5年間保存しなければならない。

<運営指導における不適正事例>

- ・ 課題分析が全く行われていない、また、必要項目を満たしていない。
- ・ 適切な方法を用いた課題分析が行われていない。
- ・ 利用者の解決すべき課題の把握（アセスメント）又はその結果の記録が不十分。
- ・ アセスメントに当たって利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない。
- ・ 家族への説明がなされていない。

(8号) 居宅サービス計画原案の作成

- 利用者の希望及び利用者についてアセスメントの結果による専門的見地に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における居宅サービス等が提供される体制を勘案した上で、最も適切なサービスの組合せを検討し、実現可能なものとする。
- 利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題を記載した上で、提供されるサービスの長期目標・それを達成するための短期目標・それらの達成時期、サービスの種類・内容・利用料、サービス提供上の留意事項を明確に盛り込むこと。
- 提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指し、サービス提供事業者側の個別サービス行為を意味するものではない。
- 各事業所のサービス提供における留意点を認識すること。
 - 通所サービスにおいて、併設される医療機関への通院を一律に機械的に位置付けることは適切ではない。

<運営指導における不適正事例>

- ・ 第1表「生活援助中心型の算定理由」が明示されていない。
- ・ 第2表「目標に付する期間」「援助の期間」「保険給付の対象か否かの区分」等が明示されていない。
- ・ 第2表「目標」「サービス内容」が具体的でない。
- ・ 第3表「週単位以外のサービス」が記載されていない。
- ・ 第3表「主な日常生活上の活動」が明示されていない。
- ・ アセスメントにより把握された課題と計画に位置付けられたサービスが対応していない。
- ・ 居宅サービス計画書の各表の記載内容に不整合がある。
- ・ 居宅サービス計画書がない期間がある。

(9号) サービス担当者会議等による専門的意見の聴取

- 効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画とするため、各サービスが共通の目標を達成するために何ができるか等について、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催により利用者の状況等に関する情報を当該担当者と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要。

また、やむを得ない理由がある場合については、照会等により意見を求めることができるものとしているが、この場合にも緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要がある。

なお、やむを得ない理由がある場合とは、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合のほか、開催の日程調整を行ったがサービス担当者の事由によりサービス担当者会議への参加が得られなかった場合等が想定される。

サービス担当者会議は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この（9号）において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

また、末期の悪性腫瘍の利用者について必要と認める場合とは、主治の医師等が日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると判断した時点以降において、主治の医師等の助言を得た上で、介護支援専門員がサービス担当者に対する照会等により意見を求めることが必要と判断した場合を想定している。なお、ここでいう「主治の医師等」とは、利用者の最新の心身の状態、受診中の医療機関、投薬内容等を一元的に把握している医師であり、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことから、利用者又はその家族等に確認する方法等により、適切に対応すること。また、サービス種類や利用回数の変更等を利用者に状態変化が生じるたびに迅速に行っていくことが求められるため、日常生活上の障害が出現する前に、今後利用が必要と見込まれる指定居宅サービス等の担当者を含めた関係者を招集した上で、予測される状態変化と支援の方向性について関係者間で共有しておくことが望ましい。

- サービス担当者会議の要点又は担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録は各指定権者が定める基準に沿って、5年間保存しなければならない。

<運営指導における不適正事例>

- ・ 計画の新規作成、変更の際にサービス担当者会議等を行っていない。
- ・ 居宅サービス計画原案に位置付けた全ての居宅サービス事業等の担当者からの意見を求めている。
- ・ サービス担当者会議における検討内容が不十分である。

※ 意義あるサービス担当者会議とするには、開催の趣旨を明確にすることが大切で、何を全員で議論する必要があるのか、課題や論点をあらかじめ整理することが、介護支援専門員の役割として重要である。

(主な論点のポイント)

□利用者及び家族のニーズの共有化

利用者及び家族の希望する生活のあり方や、サービス利用の意向の情報を、共有化すること

□目標・プランの共有化

長期目標、短期目標の決定や提供サービスの決定など

□役割分担の明確化

それぞれの専門サービス実施上の課題と解決方法、今後の方針等を確認する

□利用者のためのチーム形成及び連携方法

(10 号) 居宅サービス計画の説明及び同意

- 居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 説明及び同意を要する居宅サービス計画原案とは、いわゆる居宅サービス計画書の第1表から第3表まで、第6表(利用票)及び第7表(別表)に相当するものすべてを指す。

(11 号) 居宅サービス計画の交付

- 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者及び担当者に交付しなければならない。
- 担当者に交付する際には、計画の趣旨及び内容等について十分説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する居宅サービスが当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。
- 居宅サービス計画は各指定権者が定める基準に沿って、5年間保存しなければならない。

<運営指導における不適正事例>

- ・ 説明が不十分なため、利用者が本来対象とならない内容のサービスが保険給付の対象となると誤解している。
- ・ 計画の原案について利用者の同意を得ていない。
- ・ 居宅サービス計画書を利用者に交付した旨の記録がない。
- ・ 計画書に計画作成日を記載していない。
- ・ 居宅サービス計画書を、利用者及び居宅サービス計画に位置づけた各サービス担当者に交付していない。(特に第1表から第3表)

(12 号) 担当者に対する個別サービス計画の提出依頼

介護支援専門員は、居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第24条第

1 項に規定する訪問介護計画をいう。) 等指定居宅サービス等基準において位置づけられている計画の提出を求めるものとする。

- 居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要であるため、担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認すること。
- なお、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認については居宅サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましい。さらに、サービス担当者会議の前に居宅サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画案の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効である。

(13 号・13 の 2 号) 居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等

- 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

- 解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する居宅サービス事業者等により把握されることも多いことから、介護支援専門員は、各サービス担当者と緊密な連携を図り、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければならない。

- また、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報は、主治の医師等又は薬剤師が医療サービスの必要性等を検討するにあたり有効な情報である。このため、指定居宅介護支援の提供に当たり、例えば、

- ・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している
- ・薬の服用を拒絶している
- ・使いきらないうちに新たに薬が処方されている
- ・口臭や口腔内出血がある
- ・体重の増減が推測される見た目の変化がある
- ・食事量や食事回数に変化がある
- ・下痢や便秘が続いている
- ・皮膚が乾燥していたり、湿疹等がある
- ・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない状況

等の利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについて、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。なお、ここでいう「主治の医師」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 居宅サービス計画作成後の課題把握・連絡調整等が不十分である。
- ・ 提供されたサービス内容が居宅サービス計画と異なっている。

(14 号) モニタリングの実施

介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行わなければならない。

特段の事情がない限り、少なくとも 1 月に 1 回、利用者と面接を行い、かつ、少なくとも 1 月に 1 回、モニタリングの結果を記録すること。また、面接は、原則、利用者の居宅を訪問することにより行うこと。

ただし、基準第 13 条第 14 号ロ(1)及び(2)の要件を満たしている場合であって、少なくとも 2 月に 1 回利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができる。なお、テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合においても、利用者の状況に変化が認められた場合等においては、居宅を訪問することによる面接に切り替えることが適当である。また、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、以下のイからホに掲げる事項について留意する必要がある。

イ 文書により利用者の同意を得る必要があり、その際には、利用者に対し、テレビ電話装置等による面接のメリット及びデメリットを含め、具体的な実施方法（居宅への訪問は 2 月に 1 回であること等）を懇切丁寧に説明することが重要である。なお、利用者の認知機能が低下している場合など、同意を得ることが困難と考えられる利用者については、後述のロの要件の観点からも、テレビ電話装置等を活用した面接の対象者として想定されない。

ロ 利用者の心身の状況が安定していることを確認するに当たっては、主治の医師等による医学的な観点からの意見や、以下に例示する事項等も踏まえて、サービス担当者会議等において総合的に判断することが必要である。

- ・ 介護者の状況の変化が無いこと。
- ・ 住環境に変化が無いこと（住宅改修による手すり設置やトイレの改修等を含む）
- ・ サービス（保険外サービスも含む）の利用状況に変更が無いこと

ハ テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、利用者がテレビ電話装置等を介して、利用者の居宅において対面で面接を行う場合と同程度の対応ができる必要がある。なお、テレビ電話装置等の操作については、必ずしも利用者自身で行う必要はなく、家族等の介助者が操作を行うことは差し支えない。

ニ テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合、画面越しでは確認できない利用者の健康状態や住環境等の情報については、サービス事業所の担当者からの情報提供により補完する必要がある。この点について、サービス事業所の担当者の同意を得るとともに、サービス事業所の担当者の過度な負担とならないよう、情報収集を依頼する項目や情報量については留意が必要である。なお、サービス事業所の担当者に情報収集を依頼するに当たっては、別途通知する「情報連携シート」を参考にされたい。

ホ 主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得る方法としては、サービス担当者会議のほか、利用者の通院や訪問診療への立会時における主治の医師への意見照会や、サービス事業所の担当者との日頃の連絡調整の際の意見照会も想定されるが、

いずれの場合においても、合意に至るまでの過程を記録しておくことが必要である。

- 特段の事情とは、利用者の事情により居宅訪問・面接ができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれない。
- 特段の事情については、具体的な内容を記録しておくことが必要。
- モニタリングの結果は各指定権者が定める基準に沿って、5年間保存しなければならない。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 1月に1回、利用者と面接していない。
- ・ モニタリングの記録がない。
- ・ モニタリングの内容が不十分である。

※ モニタリングとは、計画に位置づけられたサービスが計画どおりに提供され、それが目標達成に有効であるものかを検討するため、継続的なアセスメントとサービスの点検、評価を行うもの

【参考】

①初期のモニタリングのポイント(利用者の現状から)

- ☐ 居宅サービスに組込まれたサービスが、的確に提供されているか
- ☐ サービス内容は適切で、目標に沿って提供されているか
- ☐ 介護者が、サービスの導入にうまく適合できているか
- ☐ 利用者が変更や取消しを、繰り返していないか
- ☐ 現実にサービスを利用した新しい生活状況が、利用者にとってどうか

②継続期のモニタリングのポイント

- ☐ 提供されているサービスの有効性を確認しているか
- ☐ 提供されているサービスに対する、利用者からの苦情等がないか
- ☐ 時間の経過とともに、利用者の状態や取巻く環境、例えば介護家族の状況や、生活環境などの変化を把握しているか
- ☐ 利用者の状態変化の兆候の早期発見を心がけているか
- ☐ 目標の達成度を把握しているか
- ☐ ケアプラン作成時に残された課題があった場合は、経過確認や今後の対応を検討しているか
- ☐ 各サービス担当者から利用者の状態を確認し、必要に応じて情報交換しているか

(15号) 居宅サービス計画の変更の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取

次の場合には、サービス担当者会議の開催により居宅サービス計画の変更の必要性について、専門的な見地からの意見を求めること

- ・ 要介護認定を受けている利用者が、要介護更新認定を受けた場合
- ・ 要介護認定を受けている利用者が、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができる。

なお、ここでやむを得ない理由がある場合とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等が想定される。

- サービス担当者会議の要点又は担当者への照会内容は、記録するとともに各指定権者が定める基準に沿って、5年間保存しなければならない。居宅サービス計画の変更の必要がない場合も同様。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 更新認定、区分変更認定時に、サービス担当者会議を開催していない。
- ・ 更新認定、区分変更認定時に、サービス担当者会議等で計画変更の必要性について十分検討されていない。
- ・ ケアプラン変更時にサービス担当者会議を開催していない。（軽微な変更を除く）

（16号） 居宅サービス計画の変更

介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、基準第13条第3号から第12号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行う必要がある。

なお、利用者の希望による軽微な変更（例えばサービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が基準第13条第3号から第12号までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合には、この必要はないものとする。

ただし、この場合においても介護支援専門員が、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第13号（⑭居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価等）に規定したとおりであるので念のため申し添える。

（17号） 介護保険施設への紹介その他便宜の提供

（18号） 介護保険施設との連携：居宅における生活への円滑な移行

（18号の2） 居宅サービス計画の届出

訪問介護（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 訪問介護費の注3に規定する生活援助が中心である指定訪問介護に限る。以下この（18号の2）において同じ。）の利用回数が統計的に見て通常の居宅サービス計画よりかけ離れている場合には、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当である。

このため、一定回数（基準第13条第18号の2により厚生労働大臣が定める回数をいう。以下同じ。）以上の訪問介護を位置づける場合にその必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

届出にあたっては、当該月において作成又は変更（（16号）における軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画のうち一定回数以上の訪問介護を位置づけたものについて、翌月の末日までに市町村に届け出ることとする。

なお、ここで言う当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画を言う。また、居宅サービス計画の提出頻度について、一度市町村が検証した居宅サービス計画の次の届出は、1年後でよいものとする。

※ 参照 P97「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について

（18号の3） 居宅サービス計画の届出

居宅サービス計画に位置づけられた介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第66条に規定する居宅サービス等区分に係るサービスの合計単位（以下この（18号の3）において「居宅サービス等合計単位数」という。）が区分支給限度基準額（単位数）に占める割合や訪問介護に係る合計単位数が居宅サービス等合計単位数に占める割合が厚生労働大臣に定める基準（基準第13条第18号の3の規定により厚生労働大臣が定める基準をいう。）に該当する場合に、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当である。

このため、当該基準に該当する場合にその必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

届出にあたっては、当該月において作成又は変更（（16号）における軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画に位置づけられたサービスが当該基準に該当する場合には、市町村に届け出ることとする。

なお、ここでいう当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画をいう。

また、居宅サービス計画の提出頻度について、一度市町村が検証した居宅サービス計画の次の届出は、1年後でよいものとする。

（19号・19号の2・20号） 主治の医師等の意見等

訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）を居宅サービス計画に位置付ける場合には、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られるものであることから、主治の医師等の指示があることを確認しなければならない。このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければならない。なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えない。また、ここで意見を求める「主治の医師等」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについ

ては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。

なお、医療サービス以外の指定居宅サービス等を居宅サービス計画に位置付ける場合にあつて、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、介護支援専門員は、当該留意点を尊重して居宅介護支援を行うものとする。

<運営指導における不適正事例>

- ・ 事前に主治医に意見を求めないまま訪問看護等の医療サービスを、計画に位置付けている。
- ・ 主治医の意見について、口頭確認のみ行い内容が記録に残されていない。

【参考】

医療保険と介護保険の調整については、令和4年3月25日付保医発0325第2号（「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について：厚生労働省保険局医療課長通知）により改正されているため、留意すること。

(21号) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護の居宅サービス計画への位置付け

介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

- 短期入所サービスは、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであり、指定居宅介護支援を行う介護支援専門員は、短期入所サービスを位置付けるサービスの計画の作成に当たって、利用者にとってこれらの居宅サービスが在宅生活の維持につながるように十分に留意しなければならないこと。
- 短期入所サービスの利用日数に係る「要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、個々の利用者の心身状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持の必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、要介護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについて機械的な適用を求めるものではない。従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を超えて短期入所サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置づけることも可能であること。

(22号・23号) 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映

介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与及び福祉用具販売を位置付け場合は、サービス担当者会議を開催し、当該計画に福祉用具貸与及び福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

さらに、対象福祉用具を居宅サービス計画に位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、基準第 13 条第 5 号の規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければならない。なお、対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとし、医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、診療情報提供書又は医師から所見を聴取する方法が考えられる。

なお、福祉用具貸与については、居宅サービス計画作成後、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続する場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載しなければならない。なお、対象福祉用具の場合については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえること。

※ 留意事項

(ア)

介護支援専門員は、要介護 1 の利用者（以下「軽度者」という。）の居宅サービス計画に指定福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成 27 年厚生労働省告示第 94 号）第 31 号のイで定める状態像の者であることを確認するため、当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第 1 の調査票について必要な部分の写しを市町村から入手しなければならない。ただし当該軽度者がこれらの結果を介護支援専門員へ提示することに同意していない場合は、調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手しなければならない。

【参考】別に厚生労働大臣が定める者（第 94 号告示第 31 号のイ）

次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者

（１）車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者

- （一）日常的に歩行が困難な者
- （二）日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者

（２）特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者

- （一）日常的に起き上がりが困難な者
- （二）日常的に寝返りが困難な者

（３）床ずれ防止用具及び体位変換器

日常的に寝返りが困難な者

（４）認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者

- （一）意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者
- （二）移動において全介助を必要としない者

（５）移動用リフト（つり具の部分を除く。） 次のいずれかに該当する者

- （一）日常的に立ち上がりが困難な者
- （二）移乗が一部介助又は全介助を必要とする者
- （三）生活環境において段差の解消が必要と認められる者

(6) 自動排泄処理装置 次のいずれにも該当する者

(一) 排便が全介助を必要とする者

(二) 移乗が全介助を必要とする者

※自動排泄装置については要介護 1 から要介護 3 の者

(イ)

介護支援専門員は、当該軽度者の調査票の写しを指定福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村より入手した調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を指定福祉用具貸与事業者へ送付しなければならない。

(ウ)

介護支援専門員は、当該軽度者が「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成 12 年老企第 36 号)の第二の 9 (2)①ウの判断方法による場合については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、同 i) から iii) までのいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師から所見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の名前を居宅サービス計画に記載しなければならない。この場合において、介護支援専門員は、指定福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければならない。

【参考】(平成 12 年老企第 36 号)の第二の 9 (2)①ウ i) ～ iii)

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第 31 号のイに該当する者

(例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第 31 号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者

(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第 31 号のイに該当すると判断できる者

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

(24 号) 認定審査会意見等の居宅サービス計画への反映

(25 号) 指定介護予防支援事業者との連携

(26 号) 指定介護予防支援業務の受託に関する留意点

指定居宅介護支援事業者は、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業所から指定介護予防支援業務を受託するにあたっては、その業務量を勘案し、指定介護予防支援業務を受託することによって、当該指定居宅介護支援事業者が本来行うべき指定居宅介護支援業務の適正な実施に影響を及ぼす事がないよう配慮しなければならない。

⑫ 地域ケア会議への協力

地域ケア会議は個別ケースの支援内容の検討を通じて、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築及び個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行うことなどを目的としていることから、指定居宅介護支援事業者は、その趣旨・目的に鑑み、より積極的に協力することが求められる。そのため、地域ケア会議から個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

⑬ 法定代理受領サービスに係る報告：給付管理票

⑭ 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付

- ・ 事業者変更の場合
- ・ 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合
- ・ 利用者からの申し出があった場合

⑮ 利用者に関する市町村への通知：不正な保険給付の受給

⑯ 管理者の責務

- 管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位の指定居宅介護支援の提供を行うため、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員等の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。また、管理者は、日頃から業務が適正に執行されているか把握するとともに、従業員の資質向上や健康管理等、ワーク・ライフ・バランスの取れた働きやすい職場環境を醸成していくことが重要である。

<運営指導における不適正事例>

- ・ 管理者が利用申込の調整をしていない。
- ・ 管理者が各介護支援専門員の居宅サービス計画の内容不備等を把握しておらず、また指導していない。
- ・ 管理者が各介護支援専門員の実施状況を把握していない。

⑰ 運営規程

- 事業の目的及び運営の方針
- 職員の職種、員数及び職務内容
 - ・ 介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載すること。
 - ・ 職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第2条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。
- 営業日及び営業時間
- 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載すること

- 通常の事業の実施地域
 - ・ 客観的にその区域が特定されるものとする
 - ・ 利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えて指定居宅介護支援が行われることを妨げるものではない。
- 虐待の防止のための措置に関する事項（令和6年3月31日までは努力義務）
- その他運営に関する重要事項

⑪ 勤務体制の確保

- 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。
 - 勤務の状況等は管理者が管理する必要がある、当該事業所の業務として一体的に管理されることが必要。
 - 事業者は、事業所ごとに、事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させること。
 - 事業者は介護支援専門員の資質の向上を図る研修の機会を確保すること。
 - 事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- ※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。

1 事業主が講ずべき措置の具体的内容

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。

a 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

b 相談（苦情を含む。以下この⑪において同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策

の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5,000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。

2 事業主が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

<運営指導における不適正事例>

- ・ 月毎の勤務（予定）表が作成されておらず、勤務状況が不明確。
- ・ 勤務表上、勤務時間・常勤非常勤の別・職員の兼務関係が不明確。

⑩ 業務継続計画の策定等

- 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的に行う必要がある。
- ＊ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- ＊ 研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。
- ＊ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画

並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。

イ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

ロ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

- * 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

- * 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

- * 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

- 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

⑲ 設備及び備品等

- 必要な事務室・設備・備品等を確保すること。
- 相談やサービス担当者会議等に対応するための、利用しやすいスペースを確保すること。

⑳ 従業員の健康管理

- 事業者は介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、管理すること。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 定期的に健康診断が行われていない。
- ・ 健康診断記録が事務所に保管されていない。

⑫ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下に掲げる措置を講じなければならない。各事項について、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
 - ・ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「感染対策委員会」という。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- * 感染対策委員会は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。
(※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者
感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。
- * 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- * 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- * 感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、次に掲げる指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えない。この場合にあつては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。
- ・ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- * 指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。
- * 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。な

お、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。

- ・ 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
- * 研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

㉓ 掲示

- 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示しなければならない。
- ・ 運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に掲示すること。
- 事業者は、上記の事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、上記の掲示に代えることができる。
- 事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
- ・ 事業者は、原則として、重要事項を当該指定居宅介護支援事業者のウェブサイトに掲載することを規定したものであるが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。なお、重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載を行うにあたり、次に掲げる点に留意する必要がある。
- イ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。
- ロ 介護支援専門員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、介護支援専門員の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。

- ハ 介護保険法施行規則第 140 条の 44 各号に掲げる基準に該当する指定居宅介護支援事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、基準省令第 22 条第 3 項の規定によるウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいこと。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、同条第 1 項の規定による掲示は行う必要があるが、これを同条第 2 項や基準省令第 31 条第 1 項の規定に基づく措置に代えることができること。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 事業所に重要事項が掲示されていない。
- ・ 利用者が見えにくい場所に、重要事項が掲示されている。

（政令指定都市・中核市の事業所にあつては、各条例をご確認ください。）

②③ 秘密保持

- 介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 事業者は、介護支援専門員その他の従業者が、従業者でなくなった後においても利用者・家族の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講ずるべきものであること。
- 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者・家族の個人情報を用いる場合は、利用者及びその家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 在職中、退職後の秘密保持について措置が講じられていない。
- ・ 個人情報（家族を含む）使用の同意を、文書で得ていない。

②④ 広告：内容が虚偽又は誇大なものであってはならない

②⑤ 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等

- 事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して、利益誘導のために、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付ける旨の指示等を行ってはならない。

例）居宅介護支援の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービス計画に位置付けることはあってはならない。

- 介護支援専門員は、利用者に、利益誘導のために、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。（上記例参照）
- 事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

②⑥ 苦情処理

- 事業者は、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けたサービスに対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 事業者は、苦情の内容を踏まえサービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。
- 事業者は、苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 事業者は、市町村からの文書・物件の提出・提示の求め、又は質問・照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行わなければならない。
- 市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を報告しなければならない。
- 事業者は、居宅サービス計画に位置付けたサービス、又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 事業者は、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、そこから指導・助言を受けた場合には、必要な改善を行わなければならない。
- 国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、改善の内容を報告しなければならない。
- 事業者は、相談窓口連絡先や苦情処理の体制・手順等、苦情を処理するために講ずる措置の概要を、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載しなければならない。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、第2の3の(18)の①(② 掲示28ページ参照)に準ずるものとする。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 苦情を処理するために講ずる措置の概要が事務所に掲示されていない。
- ・ 苦情に対する処理経過を記録する様式が整備されていない。
- ・ 市町村からの照会に応じていない。
- ・ 相談窓口連絡先として、市町村(保険者)、国保連の窓口が記載されていない。

②⑦ 事故発生時の対応

- 事業者は、事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。
- 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 事故発生時の対応方法を定めておくこと。
- 損害賠償保険に加入すること、又は賠償資力を有すること。
- 事故発生については、原因を解明し、再発防止の対策を講じること。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 事故発生時の連絡マニュアル等がない。
- ・ 事故報告等の記録が整備されていない。
- ・ 病院受診等、保険者へ報告義務がある事故を報告していない。

⑳ 虐待の防止

- 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる措置を講じなければならない。
 - ・ 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下「虐待防止委員会」という。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
 - * 虐待防止検討委員会は、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。
 - * 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。
 - * 虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。
 - * 虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
 - * 虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業員に周知徹底を図る必要がある。
 - イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ニ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ホ 従業員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ト への再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること
 - ・ 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - * 指針には、次のような項目を盛り込むこととする。
 - イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
 - ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
 - ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
 - ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
 - ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
 - ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
 - ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- ・ 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

- ＊ 事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施すること。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

- ・ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ＊ 当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業員が務めることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。

(※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

②⑨ 会計の区分

- 事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 他の事業との会計の区分がされてない。

③⑩ 記録の整備

- 事業者は、従業員、設備、備品、会計に関する記録を整備しなければならない。
- 事業者は、次の書類を整備し、各指定権者が定める基準に沿って、5年間又は2年間保存しなければならない。（詳細は各指定権者が制定している条例を参照のこと。）

- ・ 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- ・ 個々の利用者ごとに次の事項を記載した居宅介護支援台帳

{ 居宅サービス計画
アセスメントの結果の記録
サービス担当者会議等の記録
モニタリングの結果の記録

- ・ 第13条第2号の3の規定（「⑪ 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 7ページ参照」）による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ・ 市町村への通知に係る記録

- ・ 苦情の内容等の記録
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 書類が整備されていないため、介護支援専門員の勤務形態等が不明。
- ・ 居宅サービス計画書（第1表から第7表まで）がない。
- ・ アセスメントの結果の記録が整備されていない。
- ・ サービス担当者会議等の記録がない。
- ・ モニタリングの結果の記録がない。

(5) 雑則

○ 電磁的記録について

- ・ 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる指定居宅介護支援事業者記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

○ 電磁的方法について

- ・ 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする。

電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にする。

電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

3 変更の届出等（介護保険法第 82 条、同法施行規則第 133 条）

※1 事業者は、下記の事項に変更があった場合、10 日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

- ・ 事業所の名称・所在地
- ・ 開設者（法人）の名称・主たる事務所の所在地、代表者の氏名・生年月日、住所及び職名
- ・ 開設者の定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例
- ・ 事業所の平面図
- ・ 事業所の管理者の氏名、生年月日・住所及び経歴
- ・ 事業所の運営規程
- ・ 居宅介護サービス計画費の請求に関する事項
- ・ 介護支援専門員の員数、氏名及びその登録番号、勤務形態等
- ・ 法人役員の氏名、生年月日・住所

<運営指導における不適正事例>

- ・ 変更の届出がなされていない。
（運営規程、平面図、介護支援専門員等）

※2 廃止（休止）届出書の事前届出

- 以前は事業所を廃止（休止）する場合には、廃止（休止）後 10 日以内に、廃止（休止）の届出を提出することになっていたが、平成 21 年 5 月 1 日から、事業所の廃止(休止)の 1 か月前までに、提出しなければならない。
- 事業所を休廃止しようとする事業者は、利用者等に対する継続的なサービス確保のための便宜供与（他の事業者へのあっせん等）が法的に義務付けられている。

 届け出に関する様式等については各市町村HPに掲載。

4 指定の取消し （介護保険法第 84 条）

市町村長は、次のいずれかに該当する場合においては指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部効力を停止することができる。

- ア 事業者が、基準に定める介護支援専門員の人員を満たすことができなくなったとき
- イ 事業者が、運営に関する基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき
- ウ 要介護者の人格を尊重し、忠実に職務を遂行する義務に違反したと認められるとき
- エ 要介護認定等の調査の委託を受けた場合、調査の結果について虚偽の報告をしたとき
- オ 居宅介護サービス計画費・居宅支援サービス計画費の請求に不正があったとき
- カ 市町村長から求められた報告、帳簿書類の提出等に従わず、又は虚偽の報告をしたとき
- キ 市町村長から求められた出頭に応じない、質問に答弁しない、虚偽の答弁をする、帳簿書類の検査を拒む・妨げる等のとき
- ク 不正の手段により指定を受けたとき
- ケ この法律やその他保健医療若しくは福祉に関する法律で、政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき
- コ 居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき
- サ 指定居宅介護支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき

5 主な関係法令等

- 事業運営関係
 - ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）
 - ・ 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年老企第 22 号）」
 - ※ 基準については、上記通知を基本として、市町村において独自基準を定めていますので、ご注意ください。
- 介護給付費関係
 - ・ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）
関連：厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚労省告示第 95 号）
 - ・ 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年老企第 36 号）」

6 介護報酬関連

(1) 居宅介護支援費に関する基本事項

○ 月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合等

死亡、入所の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、当該月分の指定居宅介護支援等基準第14条第1項に規定する文書(給付管理票)を、市町村(国保連合会)に届け出ている事業者について、居宅介護支援費を算定する。

○ 月の途中で、事業者の変更がある場合

変更後の事業者についてのみ居宅介護支援費を算定するものとする。(ただし、月の途中で他の市町村に転出する場合を除く)

○ 月の途中で、要介護度に変更があった場合

要介護1又は要介護2と、要介護3から要介護5までは居宅介護サービス計画費の単位数が異なることから、要介護度が要介護1又は要介護2から、要介護3から要介護5までに変更となった場合の取扱いは、月末における要介護度区分に応じた報酬を請求するものとする。

○ 月の途中で、他市町村に転出する場合

それぞれの市町村で別々に管理することになることから、転入日の前日までの給付管理票と、転入日以降の給付管理票を別々に作成すること。この場合、それぞれの給付管理票を同一の居宅介護支援事業者が作成した場合であっても、それぞれについて居宅介護支援費が算定されるものとする。

○ サービス利用票を作成した月において、利用実績のない場合

給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費が請求できない。

※ 病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設から退院又は退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができる。なお、その際は居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと。

○ 利用者が月を通じて、居住系サービス等を利用する場合

利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護(短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く)、地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く)、小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く)、認知症対応型共同生活介護(短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く)、又は看護小規模多機能型居宅介護(短期利用

居宅介護費を算定する場合を除く）を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は算定しない。

(2) 居宅介護支援費の取扱い（１月につき）

	取扱件数(予防を含む)	要介護１・２	要介護３・４・５
居宅介護支援費 Ⅰ ⅰ	45件未満	1,086 単位/月	1,411 単位/月
居宅介護支援費 Ⅰ ⅱ	45件以上～60件未満	544 単位/月	704 単位/月
居宅介護支援費 Ⅰ ⅲ	60件以上	326 単位/月	422 単位/月
居宅介護支援費 Ⅱ ⅰ	50件未満	1,086 単位/月	1,411 単位/月
居宅介護支援費 Ⅱ ⅱ	50件以上～60件未満	527 単位/月	683 単位/月
居宅介護支援費 Ⅱ ⅲ	60件以上	316 単位/月	410 単位/月

指定居宅介護支援事業所において、指定居宅介護支援を受ける１月当たりの利用者数に応じて、居宅介護支援費Ⅰⅰ、Ⅰⅱ又はⅠⅲを算定する。

※ ケアプランデータ連携システムについては、ケアプランデータ連携システムの利用申請をし、クライアントソフトをインストールしている場合に当該要件を満たしていることとなり、当該システムによる他の居宅サービス事業者とのデータ連携の実績は問わない。

※ 事務員については、当該事業所の介護支援専門員が行う指定居宅介護支援等基準第13条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資する職員とするが、その勤務形態は常勤のものでなくても差し支えない。なお、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められる。勤務時間数については特段の定めを設けていないが、当該事業所における業務の実情を踏まえ、適切な数の人員を配置する必要がある。

① 取扱い件数の取扱い及び居宅介護支援費の割り当てについて

※1 ケアマネジャー１人当たりの標準担当件数は35件と定めつつ、件数が45件以上となる場合に超過部分にのみ通減制が適用される。通減制の適用は45件以上だが、介護支援専門員１人当たりの標準担当件数が44件になった訳ではなく、標準担当件数はあくまでも35件となっている。

また、介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防ケアマネジメントの件数は含まない。【平成27年度介護報酬に改定に関するQ&A（平成27年4月1日）】

※2 例えば、１人あたりの担当件数が60件を超えた場合に、60件全て居宅介護支援費Ⅰⅲで算定するのではなく、45件未満の部分については居宅介護支援費Ⅰⅰ、

45 件以上 60 件未満の部分は居宅介護支援費 I ii、60 件以上の部分は居宅介護支援費 I iiiを算定することになる。

～ポイント～

- 1 介護支援専門員(常勤換算) 1 人当たり 45 件を超えた場合、超過部分のみ通減制が適用される。

※ 常勤職員より勤務時間が短い非常勤の介護支援専門員については、常勤換算法により、計算を行う必要がある。

- 2 介護予防受託件数の 8 件の要件は撤廃されたが、介護予防を加えて算定する通減制は維持される。

- 3 基本単位 I・II・IIIを区分する取扱件数の算定方法は

A = (①+②) ÷ ③ によって得た数により該当する区分を適用する。

①：当該指定居宅介護支援事業所全体の利用者(経過的要介護者を含む)の総数

②：指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数

③：当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数

・ A < 45 の場合 → 全利用者で (I i) を算定

・ $45 \leq A < 60$ の場合 → 利用者により (I i) ・ (I ii) を割り当てる

・ $60 \leq A$ の場合 → 利用者により (I i) ・ (I ii) ・ (I iii) を割り当てる

※ 詳細の割り当て具体例については「平成 21. 3. 23 付介護保険最新情報 Vol. 69 平成 21 年 4 月改定関係 Q & A (Vol. 1) 58、59 取扱件数による基本単位区分」を参照。

② 運営基準減算について

下記“厚生労働大臣が定める基準”に該当する場合は、運営基準減算として所定単位数の 100 分の 50 を算定する。また、運営基準減算が 2 月以上継続している場合には、所定単位数は算定しない。これは、適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする。市町村長は、規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するように指導し、従わない場合には、指定取消しを検討するものとする。

【厚生労働大臣が定める基準】平成 27 年度厚生労働省告示第 95 号第 82 号

指定基準第 4 条第 2 項並びに第 13 条第 7 号、第 9 号から第 11 号まで、第 14 号及び第 15 号（これらの規定を同条第 16 号において準用する場合を含む。）に定める規定に適合していないこと。

○指定基準第 4 条第 2 項

- ・ 利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得なければならない。
- ・ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前六月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前六

月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

○指定基準第 13 条

- ・ 第 7 号…課題分析における留意点（利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなくてはならない）
- ・ 第 9 号…サービス担当者会議等による専門的意見の聴取
- ・ 第 10 号…居宅サービス計画の説明及び同意
- ・ 第 11 号…居宅サービス計画の交付（利用者及び担当者への交付）
- ・ 第 14 号…モニタリングの実施
- ・ 第 15 号…居宅サービス計画の必要性についてのサービス担当者会議等による専門的意見の聴取
- ・ 第 16 号…介護支援専門員は、居宅介護支援計画を変更する際には、原則として、基準第 13 条第 3 号から 12 号までに規定された居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要。

※より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される

（平成 12 年老企第 36 号） 第三の 6 (1)～(4)

○指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

○居宅サービス計画の新規作成及びその変更にあたって、

- ①介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月（以下「当該月」という。）から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ②サービス担当者会議の開催等を行っていない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ③介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

○次に掲げる場合において、介護支援専門員がサービス担当者会議等の開催を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

- ①居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ②要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- ③要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

- 居宅サービス計画作成後、次に掲げるいずれかの方法により、モニタリング（居宅サービス計画実施状況把握）を実施していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ① 1月に1回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法。
 - ② いずれにも該当する場合であって、2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法。
 - a テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
 - b サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - (i) 利用者の心身の状況が安定していること。
 - (ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - (iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
 - ③ 介護支援専門員が、モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合
- 居宅サービス計画作成後、モニタリングに当たって、介護支援専門員が、モニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 利用者は介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができることについて、文書を交付して説明を行っていない。
- ・ 利用者は介護支援専門員に対して、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、文書を交付して説明を行っていない。
- ・ 必要なサービス担当者会議の開催がなされていない。
- ・ 居宅サービス計画に利用者の同意を得ていない。
- ・ モニタリングの結果を記録していない。

③ 高齢者虐待防止措置未実施減算について

高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅介護支援等基準第27条の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について、所定単位数の100分の1相当する単位数を所定単位数から減算する。

具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することし、事

実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算すること。

④ 業務継続計画未策定減算について（令和 7 年 3 月 31 日までは努力義務）

業務継続計画未策定減算については、指定居宅介護支援等基準第 19 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数の 100 分の 1 相当する単位数を所定単位数から減算する。

なお、経過措置として、令和 7 年 3 月 31 日までの間、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。

⑤ 事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者又は指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く）に居住する利用者に対する取扱い

事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所における 1 月当たりの利用者が「同一敷地内建物等」に居住する利用者又は事業所と同一の建物若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所における 1 月あたりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物に居住する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数を算定する。

(1) 同一敷地内建物等の定義

「同一敷地内建物等」とは、当該指定居宅介護支援事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定居宅介護支援事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の 1 階部分に指定居宅介護支援事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当するものであること。

(2) 同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義

- ① 「指定居宅介護支援事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物」とは、(1)に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定居宅介護支援事業所の利用者が 20 人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。
- ② この場合の利用者数は、当該月において当該指定居宅介護支援事業者が提出した給付管理票に係る利用者のうち、該当する建物に居住する利用者の合計とする。
- (3) 本取扱いは、指定居宅介護支援事業所と建築物の位置関係により、効率的な居宅介護支援の提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本取扱いの適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意すること。

具体的には、次のような場合を一例として、居宅介護支援の提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

(同一敷地内建物等に該当しないものの例)

- ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合
- ・ 隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

(4) (1)及び(2)のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定居宅介護支援事業所の指定居宅介護支援事業者と異なる場合であっても該当するものであること。

③ 特定事業所集中減算の取扱い

特定事業所集中減算については、以下のとおり。

(1) 判定期間と減算適用期間

2024 年度の判定期間

(前期：2024 年 3 月 1 日～8 月末日、後期：2024 年 9 月 1 日～2025 年 2 月末日)

2025 年度の減算適用期間

(前期：2025 年 10 月 1 日～2025 年 3 月 31 日、後期：2025 年 4 月 1 日～9 月 30 日)

(2) 判定方法

居宅介護支援事業所（ケアプラン作成事業所）は、毎年度 2 回、減算適用期間前 6 月間の判定期間内に作成したケアプランにおいて、訪問介護、（地域密着型）通所介護、福祉用具貸与、の各サービス（以下「訪問介護サービス等」という。）について、正当な理由なく特定の事業者の割合がいずれか 80%を超えた場合、当該事業所が担当している全ての利用者の居宅介護支援費から 1 人につき月 200 単位を減算するというものである。

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数

(3) 算定手続

算定の結果、紹介率最高法人の「割合」が 80%を超えた場合については、前期は 2024 年 9 月 15 日、後期は 2025 年 3 月 15 日までに、以下の(1)～(5)を記載した書類（様式 1、2）を市町村長に必ず提出する必要がある。（内容を網羅していれば、別の様式を利用して差し支えない。）

正当な理由に該当する場合においても、80%を超えた場合には、正当な理由の有無に関わらず必ず提出する必要がある。

なお、80%を超えなかった場合についても、各事業所において、当該書類を 5 年間保存する必要がある。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 判定期間における居宅サービス計画の総数(2) 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数(3) 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名 |
|--|

- (4) 算定方法で計算した割合
- (5) 算定方法で計算した割合が 80%を超えた場合であって、正当な理由がある場合においては、その正当な理由

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ ケアプラン数で計算せず、居宅介護支援費や単位数を用いて計算している。
- ・ 同一法人の複数事業所を位置付けた場合の計算方法が誤っている。
- ・ 法人の割合を計算する書類を作成・保管しているが、正当な理由に該当するため、提出が不要であると認識し、市町村長への提出をしていない。
- ・ 居宅サービス計画に位置付けた紹介率最高法人の割合を計算していない。

(4) 正当な理由の範囲

【国が示す“正当な理由の範囲”の例】

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等各サービスで見た場合に 5 事業所未満である場合など事業所が少数である場合
 - (例) 訪問介護事業所として 4 事業所、通所介護事業所として 10 事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について 80%を超えた場合には減算が適用される。
 - (例) 訪問介護事業所として 4 事業所、通所介護事業所として 4 事業所が所在する地域の場合は、訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えた場合でも減算は適用されない。
- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ③ 判定期間の 1 月当たりの平均居宅サービス計画件数が 20 件以下であるなど、事業所が小規模である場合
- ④ 判定期間の 1 月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が 1 月あたり平均 10 件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
 - (例) 訪問介護が位置付けられた計画件数が 1 月あたり平均 5 件、通所介護が位置付けられた計画件数が 1 月あたり平均 20 件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が 80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について 80%を超えた場合には減算が適用される。
- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合等により特定の事業者集中していると認められる場合
 - (例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。
- ⑥ その他、正当な理由と市町村長が認めた場合

※ 市町村（保険者）独自の「正当な理由」の方針については、市町村の方針に従うこと。

(3) 加算について

① 初回加算 300単位/月

※1 初回加算は、具体的には次のような場合に算定される。

- ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

※2 「運営基準減算」に該当する場合は当該加算は算定しない。

※3 「退院・退所加算」を算定する場合は、当該加算は算定しない。

※ 過去に担当していた利用者を再び担当することになった場合、2月（月の初日から月の末日まで）以上経過していれば（給付管理をしていなければ）算定可能。

その際、新規と同様の一連のケアマネジメントを適切に実施していることが条件。

※ 介護予防も同様 初回加算 300単位/月

介護予防の初回加算は「介護予防支援事業所」が初回か否かで判断する。

委託を受けた居宅介護支援事業所が初回であっても算定できないことがある。

② 特定事業所加算

特定事業所加算(Ⅰ)	519単位/月
特定事業所加算(Ⅱ)	421単位/月
特定事業所加算(Ⅲ)	323単位/月
特定事業所加算(A)	114単位/月

※1 届出について

○事業所の体制に対する加算であるため、算定するには「届出」が必要。

- ・加算を算定しようとする月の、前月15日までに提出が必要。
- ・16日以降に届出をした場合は、翌々月からの算定となる。

○加算の算定要件を満たさなくなった月から算定できない。

- ・速やかに加算の「取り下げの届出」が必要。

○(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)間の体制変更の際も、速やかに変更届の提出が必要。

- ・「(Ⅰ)→(Ⅱ)又は(Ⅰ)→(Ⅲ)」、「(Ⅱ)→(Ⅲ)」のように点数が低い加算に変更となる場合の届出の提出期限については、各指定権者へご確認ください。
- ・「(Ⅲ)→(Ⅰ)又は(Ⅲ)→(Ⅱ)」、「(Ⅱ)→(Ⅰ)」のように点数が高い加算に変更となる場合には、15日までに届ければ、翌月から算定できる。

※2 算定要件について

＜特定事業所加算(Ⅰ)＞

次のいずれにも適合すること。

- (1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置すること。(管理者との兼務可)

※ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。

- (2) 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置すること。

管理者との兼務不可(詳細は46ページ参照)

- (3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に(概ね週1回以上)開催すること。
- (4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対する体制を確保していること。
- (5) 算定月の要介護3～5の割合が40%以上であること。
※ 地域包括支援センターから紹介された支援困難事例は除くことができる。
- (6) 介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること。
- (7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。
- (8) 多様化・複雑化する課題に対応するために、家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。なお、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童」とは、いわゆるヤングケアラーのことを指している。また、対象となる事例検討会、研修等については、上記に例示するもののほか、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等も考えられるが、利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を修得するためのものであれば差し支えない。
- (9) 特定事業所集中減算を受けていないこと。
- (10) 利用者数(予防を含む)が、介護支援専門員1人当たり45名未満であること。
ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満であること。
- (11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。
- (12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。
- (13) 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス(介護給付等対象サービス(法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。))以外の保険医療サービス又は福祉サービス、当該

地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。) が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

＜特定事業所加算(Ⅱ)＞

次のいずれにも適合すること。

- (1) 特定事業所加算(Ⅰ)の要件(2)～(4)、(6)～(13)の要件を満たしていること。
- (2) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置すること。(管理者との兼務可)
※ ただし、業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えない。

＜特定事業所加算(Ⅲ)＞

次のいずれにも適合すること。

- (1) 特定事業所加算(Ⅰ)の要件(3)、(4)、(6)～(13)の要件を満たしていること。
- (2) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置すること。(管理者との兼務可)
※ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。
- (3) 常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置すること。
管理者との兼務不可(詳細は46ページ参照)

＜特定事業所加算(A)＞

次のいずれにも適合すること。

- (1) 特定事業所加算(Ⅰ)の要件(3)、(4)、(6)～(13)の要件を満たしていること。ただし、(4)、(6)、(11)及び(12)の基準は他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこととしても差し支えないものとする。
- (2) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置すること。(管理者との兼務可)
※ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。
- (3) 常勤かつ専従の介護支援専門員を1名以上配置していること。
※ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包

括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。

管理者との兼務不可（詳細は 46 ページ参照）

- (4) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法で 1 以上配置していること。ただし、当該介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（(1) で連携している他の居宅介護支援事業所がある場合は、当該事業所に限る。）の職務と兼務をしても差し支えないものとする。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 介護支援専門員ごとの個別具体的な研修計画を作成・実施していない。
- ・ 定期的に行う会議について、内容が不十分である。
- ・ 基準の遵守状況に関する記録がない。

特定事業所加算の取扱いについて

○趣旨

特定事業所加算は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

○基本的取扱方針

特定事業所加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）又は（A）の対象となる事業所については、

- ・ 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること。
- ・ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であることが必要となる。

※ 本制度については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、本制度の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

○厚生労働大臣の定める基準の具体的運用方針

- (1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は 同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。

- (2) 常勤かつ専従の介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所当該 指定居宅介護

支援事業者 が 指定介護予防支援の指定 を受けている場合に 限る。⑭から⑯において 同じ。) の職務と兼務をしても差し支えないものとする。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。また、常勤かつ専従の介護支援専門員 3 名とは別に、主任介護支援専門員 2 名を置く必要があること。従って、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員 2 名及び介護支援専門員 3 名の合計 5 名を常勤かつ専従で配置する必要があること。

(3) 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。

ア 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。

- ①現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
- ②過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
- ③地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- ④保健医療及び福祉に関する諸制度
- ⑤ケアマネジメントに関する技術
- ⑥利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- ⑦その他必要な事項

イ 議事については、記録を作成し、5 年間保存しなければならないこと。

ウ 「定期的」とは、おおむね週 1 回以上であること。

また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

エ 全ての会議に①～⑦の議事を含めることが難しい場合は、月単位で①～⑦の議事を含めた会議を行うこと。」

(4) 24 時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。なお、特定事業所加算 (A) を算定する事業所については、携帯電話等の転送による対応等も可能であるが、連携先事業所の利用者に関する情報を共有することから、指定居宅介護支援等基準第 23 条の規定の遵守とともに、利用者又はその家族に対し、当該加算算定事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行い、同意を得ること。

(5) 要介護状態区分が 3～5 の占める割合が 40%以上であることについては、毎月その割合を記録しておくこと。

(6) 介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること。

※ 当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなくてはならない。なお、特定事業所加算（A）を算定する事業所については、連携先事業所との共同開催による研修実施も可能である。

（7）特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければならないこと。

（8）多様化・複雑化する課題に対応するために、家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。なお、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童」とは、いわゆるヤングケアラーのことを指している。

また、対象となる事例検討会、研修等については、上記に例示するもののほか、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等も考えられるが、利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を修得するためのものであれば差し支えない。

（9）特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に居宅介護支援費に係る運営基準減算又は、特定事業所集中減算の適用を受けていないことのみならず、特定事業所加算の趣旨を踏まえた中立公正を確保し、実質的にサービス提供者からの独立性を確保した事業所であること。

（10）取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員が1人当たり45名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満）であれば差し支えないこととするが、ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障が出ることがないように配慮しなければならないこと。

（11）協力及び協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいう。そのため、当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにすること。

なお、特定事業所加算（A）を算定する事業所については、連携先事業所との共同による協力及び協力体制も可能である。

（12）特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上

を牽引する立場にあることから、同一法人内に留まらず、他の法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を、自ら率先して実施していかなければならない。なお、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定すること。

なお、特定事業所加算（A）を算定する事業所については、連携先事業所との協力による研修会等の実施も可能である。

- (13) 多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護給付等対象サービス（介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等サービスをいう。）以外の保険医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいう。

- (14) 特定事業所加算（Ⅱ）について

常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。

常勤かつ専従の介護支援専門員3名とは別に主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員3名の合計4名を常勤かつ専従で置く必要があること。

- (15) 特定事業所加算（Ⅲ）について

常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務（介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）の場合にあっては、指定介護予防支援事業所の職務に限る。）を兼務しても差し支えないものとする。

なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。常勤かつ専従の介護支援専門員2名とは別に主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員2名の合計3名を常勤かつ専従で配置する必要があること。

- (16) 特定事業所加算（A）について

常勤専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員並びに 常勤換算方法で1の介護支援専門員については、当該指定居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は、

同一敷地内にある他の事業所（介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）の場合にあっては、指定介護予防支援事業所の職務に限る。）の職務を兼務しても差し支えないものとする。なお、「当該指定居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者からの委託を受けて指定介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられる。

また、常勤専従の介護支援専門員 1 名並びに常勤換算方法で 1 の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員 1 名の合計 2 名を常勤専従で配置するとともに、介護支援専門員を常勤換算方法で 1 の合計 3 名を配置する必要があること。

この場合において、当該常勤換算方法で 1 の介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（連携先事業所に限る。）の職務と兼務しても差し支えないが、当該兼務に係る他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものであり、当該他の業務とは必ずしも指定居宅サービス事業の業務を指すものではない。

(17) その他

特定事業所加算取得事業所については、介護保険法に基づく情報公表を行うほか、積極的に特定事業所加算取得事務所である旨を表示するなど、利用者に対し、特定事業所加算取得事務所である旨及びその内容が理解できるよう説明すること。

○手続

本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し 5 年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。

特定事業所加算の算定に係る管理者と介護支援専門員の兼務に係る取扱いについて

特定事業所加算の算定に係る人員配置要件について、厚生労働省に確認を行った結果、以下のとおり取扱いを変更する。

(1) 厚生労働省に対する確認事項

(ア) 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に、管理者と兼務する介護支援専門員は含まれない。

(イ) 特定事業所加算の人員配置要件である「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員」に、管理者を兼務する主任介護支援専門員は含まれる。

(2) 変更内容

【変更前】

居宅介護支援事業所の管理者を兼務している介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に含まれる。

↓

【変更後】

居宅介護支援事業所の管理者を兼務している介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」に含まれない。

上記により、加算の算定が不可となるケースについて例示する。

① 特定事業所加算(Ⅰ)の算定が認められないケース

＜特定事業所加算(Ⅰ)の算定要件として求められる人員配置＞

- 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。

＜特定事業所加算(Ⅰ)の算定が認められない人員配置＞

- 常勤職員① 管理者 兼 介護支援専門員
- 常勤職員② 介護支援専門員
- 常勤職員③ 介護支援専門員
- 常勤職員④ 主任介護支援専門員
- 常勤職員⑤ 主任介護支援専門員

管理者を兼務する介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」には含まれないため、常勤かつ専従の介護支援専門員は2名となり、特定事業所加算(Ⅰ)の算定は認められない。

※同様の人員配置の場合、特定事業所加算(Ⅱ)、(Ⅲ)の算定は可能。

＜特定事業所加算(Ⅰ)の算定が可能になるケース＞

以下のように変更することで、継続的に特定事業所加算(Ⅰ)の算定が可能になる。

- 管理者と兼務している介護支援専門員が主任介護支援専門員資格の取得
- 管理者を主任介護支援専門員に変更（事業所内の配置換え）
- 常勤かつ専従の介護支援専門員の増員

② 特定事業所加算(Ⅱ)の算定が認められないケース

＜特定事業所加算(Ⅱ)の算定要件として求められる人員配置＞

- 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。

＜特定事業所加算(Ⅱ)の算定が認められない人員配置＞

- 常勤職員① 管理者 兼 介護支援専門員
- 常勤職員② 介護支援専門員
- 常勤職員③ 介護支援専門員
- 常勤職員④ 主任介護支援専門員
- 非常勤職員① 介護支援専門員

管理者を兼務する介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」には含まれないため、専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員は2名となり、特定事業所加算(Ⅱ)の算定は認められない。

※同様の人員配置の場合、特定事業所加算(Ⅲ)の算定は可能。

＜特定事業所加算(Ⅱ)の算定が可能になるケース＞

以下のように変更することで、継続的に特定事業所加算(Ⅱ)の算定が可能になる。

- 管理者と兼務している介護支援専門員が主任介護支援専門員資格の取得
- 管理者を主任介護支援専門員に変更（事業所内の配置換え）
- 常勤かつ専従の介護支援専門員の増員

③ 特定事業所加算(Ⅲ)の算定が認められないケース

＜特定事業所加算(Ⅲ)の算定要件として求められる人員配置＞

- 常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。
- 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。

＜特定事業所加算(Ⅲ)の算定が認められない人員配置＞

- 常勤職員① 管理者 兼 介護支援専門員
- 常勤職員② 介護支援専門員
- 常勤職員③ 主任介護支援専門員

管理者を兼務する介護支援専門員は「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員」には含まれないため、常勤かつ専従の介護支援専門員は1名となり、特定事業所加算(Ⅲ)の算定は認められない。

＜特定事業所加算(Ⅲ)の算定が可能になるケース＞

以下のように変更することで、継続的に特定事業所加算(Ⅲ)の算定が可能になる。

- 管理者と兼務している介護支援専門員が主任介護支援専門員資格の取得
- 管理者を主任介護支援専門員に変更（事業所内の配置換え）
- 常勤かつ専従の介護支援専門員の増員

(4) 変更時期

- ・新たに特定事業所加算を算定する場合には、人員配置要件を満たさない場合は認めない。

(5) 留意事項

- ・特定事業所加算を算定している居宅介護支援事業所の場合のみ変更あり。
- ・特定事業所加算を算定しない居宅介護支援事業所の場合は変更なし。
- ・人員や運営に関する基準省令においては、令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者と介護支援専門員の兼務はできる。ただし、特定事業所加算の算定については、管理者と介護支援専門員を兼務している場合は、常勤かつ専従の介護支援専門員の1名としてカウントできない。

特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所の実習受入について

居宅介護支援事業所における特定事業所加算を取得している事業所は、介護支援専門員に対する法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制を整備することが算定要件となっており、介護支援専門員実務研修の実習生の受入を依頼している。

令和6年度の実習（期間は3日間）は、令和7年1月～5月を予定しており、事前に、介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所として登録されている居宅介護支援事業所を対象として、実習受入れに関する説明会を開催している。

◎ 特定事業所加算の要件（該当部分の抜粋）

介護保険法第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。

※ 協力及び協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいう。そのため、当該指定居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにすること。

【参考】令和6年度の合格発表日は11月25日。（予定）

○ 介護支援専門員実務研修の実習受入協力事業所の登録に関するページ

福岡県トップページ>健康・福祉・子育て>介護・高齢者福祉>介護職員・介護支援専門員>介護支援専門員実務研修実習（事業所向け）

URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigoshien-jitsumukensyuu.html>

③ 特定事業所医療介護連携加算 125単位／月

次のいずれにも適合すること。

- (1) 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ又は(Ⅲ)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数（第85号の二イからホまでに規定する情報の提供を受けた回数をいう。）の合計が35回以上であること。
- (2) 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定していること。なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間は、従前のおり算定回数が5回以上の場合に要件を満たすこととし、同年4月1日から令和8年3月31日までの間は、令和6年3月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に3を乗じた数に令和6年4月から令和7年2月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15回以上である場合に要件を満たすこととするため、留意すること。
- (3) 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していること。

※ 基本的取扱方針

- ・ 当該加算の対象となる事業所においては、日頃から医療機関等との連携に関する取組をより積極的に行う事業所であることが必要となる。

※ 具体的運用方針

- ・ 退院・退所加算の算定実績について

退院・退所加算の算定実績に係る要件については、退院・退所加算の算定回数ではなく、その算定に係る病院等との連携回数が、特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において35回以上の場合に要件を満たすこととなる。

- ・ ターミナルケアマネジメント加算の算定実績について

ターミナルケアマネジメント加算の算定実績に係る要件については、特定事業所医療介護連携加算を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において、算定回数が5回以上の場合に要件をみたすこととなる。

- ・ 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の算定実績について

特定事業所医療介護連携加算は、質の高いケアマネジメントを提供する体制のある事業所が医療・介護連携に総合的に取り組んでいる場合に評価を行うものであるから、他の要件を満たす場合であっても、特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)のいずれかを算定していない月は特定事業所医療介護連携加算の算定はできない。

④ 特別地域居宅介護支援加算

厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位に加算する。

⑤ 入院時情報連携加算

(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) 250単位/月

利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定する。なお、入院の日以前に情報提供した場合及び指定居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日に情報を提供した場合も、算定可能である。

(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) 200単位/月

利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定する。なお、運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目が運営規程に定める当該指定居宅介護支援事業所の営業日以外の日にあたるときは、当該営業日以外の日翌日に情報を提供した場合も、算定可能である。

- ※1 利用者が医療機関に入院するに当たって、医療機関の職員に対して、利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、（1）及び（2）いずれかの加算しか算定できない。

＜必要な情報の例示＞

- ・入院日
- ・心身の状況
（例：疾患・病歴、認知症の有無、徘徊等の行動の有無など）
- ・生活環境及びサービスの利用状況
（例：家族構成、生活歴、介護者の介護方法、家族介護者の状況など）

- ※2 情報提供を行った日時、場所（医療機関に出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について、居宅サービス計画等に記録すること。
- ※3 情報提供の方法としては、居宅サービス計画等の活用が考えられる。
- ※4 入院期間や入院目的は問わない。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ 居宅サービス計画書等に、医療機関に情報提供をした日時の記載がなされていない。

⑥ 退院・退所加算

（1）退院・退所加算（Ⅰ）イ 450単位

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。

（2）退院・退所加算（Ⅰ）ロ 600単位

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。

（3）退院・退所加算（Ⅱ）イ 600単位

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外により2回以上受けていること。

（4）退院・退所加算（Ⅱ）ロ 750単位

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。

（5）退院・退所加算（Ⅲ） 900単位

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。

- ※1 入院又は入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、利用者の退院・退所に当たって、医療機関や介護保険施設等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合には、利用者の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用開始月に所定単位数を加算する。

ただし上記(1)～(5)のいずれかの加算を算定する場合においては、上記に掲げるその他の加算は算定しない。

また、初回加算を算定する場合は、算定しない。

- ※2 入院又は入所期間中 1回 (医師等からの要請により退院に向けた調整を行うための面談に参加し、必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合を含む。) のみ 算定することができる。

面談は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この※2において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用にあたっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

- ※3 カンファレンスは以下のとおり

イ 病院又は診療所

診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たし、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士などが参加するもの。

カンファレンスの要件について

(1) 入院中の医療機関の主治医が開催したカンファレンスであるか。

(2) 以下から3者以上の出席があるか。

○退院後の在宅医療を担うかかりつけ医又は医療機関の看護師等

○保健医療機関(歯科)の歯科医師又は歯科医師から指示を受けた歯科衛生士

○保険薬局の保険薬剤師

○訪問看護ステーションの看護師等(准看護師は除く)

○居宅介護支援事業者の介護支援専門員

(3) 開催した医療機関が、利用者又は家族等に文書による情報提供を行い、その写しを介護支援専門員が受領しているか。

《参考》

診療報酬の算定方法の一部を改正する件(告示)

平成 30 年 厚生労働省告示第 43 号

B 0 0 5 退院時共同指導料 2 400 点

注 1 保険医療機関に入院中の患者について、当該保険医療機関の保険医又は看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士が、入院中の患者に対して、当該患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該患者が入院している保険医療機関において、当該入院中 1 回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該患者が入院している保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）と 1 回以上、共同して行う場合は、当該入院中 2 回に限り算定できる。

2 注 1 の場合において、入院中の保険医療機関の保険医及び在宅療養担当医療機関の保険医が共同して指導を行った場合に、300 点を所定点数に加算する。ただし、注 3 に規定する加算を算定する場合は、算定できない。

3 注 1 の場合において、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員（介護保険法第 7 条第 5 項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）又は相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条第 1 項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 3 条第 1 項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）のうちいずれか 3 者以上と共同して指導を行った場合に、多機関共同指導加算として、2,000 点を所定点数に加算する。

ロ 地域密着型介護老人福祉施設

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号。以下このロにおいて「基準」という。）第 134 条第 6 項及び第 7 項に基づき、入所者への援助及び居宅介護

支援事業者への情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第 131 条第 1 項に掲げる地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

ハ 介護老人福祉施設

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号。以下このハにおいて「基準」という。）第 7 条第 6 項及び第 7 項に基づき、入所者への援助及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第 2 条に掲げる介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

ニ 介護老人保健施設

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 40 号。以下このニにおいて「基準」という。）第 8 条第 6 項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第 2 条に掲げる介護老人保健施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

ホ 介護医療院

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省令第 5 号。以下このホにおいて「基準」という。）第 12 条第 6 項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第 4 条に掲げる介護医療院に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

また、同一日に必要な情報を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合でも、1 回として算定する。

なお、原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいが、退院後 7 日以内に情報を得た場合には算定することができる。

また、カンファレンスに参加した場合は、別途定める様式ではなく、カンファレンス等の日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ カンファレンスの要件を満たしていない。
(※3に定められた3人以上が参加していないものについて、カンファレンスにより情報提供を受けたものとして加算を算定している)

退院・退所加算に係る様式例

退院・退所情報記録書									
1. 基本情報・現在の状態 等									
属性	フリガナ		性別	年齢	退院(所)時の要介護度 (☐ 要区分変更)				
	氏名	様	男・女	歳	☐ 要支援 ()・要介護() ☐ 申請中 ☐ なし				
入院(所)概要	・入院(所)日: H 年 月 日 ・退院(所)予定日: H 年 月 日								
	入院原因疾患(入所目的等)								
	入院・入所先	施設名 棟 室							
	今後の医学管理	医療機関名:				方法	☐ 通院 ☐ 訪問診療		
① 疾患と入院(所)中の状況	現在治療中の疾患	①	②	③	疾患の状況	*番号記入	安定() 不安定()		
	移動手段	☐ 自立 ☐ 杖 ☐ 歩行器 ☐ 車いす ☐ その他 ()							
	排泄方法	☐ トイレ ☐ ポータブル ☐ おむつ ☐ カテーテル・パウチ ()							
	入浴方法	☐ 自立 ☐ シャワー浴 ☐ 一般浴 ☐ 機械浴 ☐ 行わず							
	食事形態	☐ 普通 ☐ 経管栄養 ☐ その他 ()						UDF等の食形態区分	
	嚥下機能(むせ)	☐ なし ☐ あり(時々・常に)			義歯	☐ なし ☐ あり(部分・総)			
	口腔清潔	☐ 良 ☐ 不良 ☐ 著しく不良				入院(所)中の使用: ☐ なし ☐ あり			
	口腔ケア	☐ 自立 ☐ 一部介助 ☐ 全介助							
	睡眠	☐ 良好 ☐ 不良 ()						眠剤使用 ☐ なし ☐ あり	
	認知・精神	☐ 認知機能低下 ☐ せん妄 ☐ 徘徊 ☐ 焦燥・不穏 ☐ 攻撃性 ☐ その他 ()							
② 受け止め/意向	<本人>病気、障害、後遺症等の受け止め方	本人への病名告知: ☐ あり ☐ なし							
	<本人>退院後の生活に関する意向								
	<家族>病気、障害、後遺症等の受け止め方								
	<家族>退院後の生活に関する意向								
2. 課題認識のための情報									
③ 退院後に必要な事柄	医療処置の内容	☐ なし ☐ 点滴 ☐ 酸素療法 ☐ 喀痰吸引 ☐ 気管切開 ☐ 胃ろう ☐ 経鼻栄養 ☐ 経腸栄養 ☐ 褥瘡 ☐ 尿道カテーテル ☐ 尿路ストーマ ☐ 消化管ストーマ ☐ 痛みコントロール ☐ 排便コントロール ☐ 自己注射 () ☐ その他 ()							
	看護の視点	☐ なし ☐ 血圧 ☐ 水分制限 ☐ 食事制限 ☐ 食形態 ☐ 嚥下 ☐ 口腔ケア ☐ 清潔ケア ☐ 血糖コントロール ☐ 排泄 ☐ 皮膚状態 ☐ 睡眠 ☐ 認知機能・精神面 ☐ 服薬指導 ☐ 療養上の指導(食事・水分・睡眠・清潔ケア・排泄 などにおける指導) ☐ ターミナル ☐ その他 ()							
	リハビリの視点	☐ なし ☐ 本人指導 ☐ 家族指導 ☐ 関節可動域練習(ストレッチ含む) ☐ 筋力増強練習 ☐ バランス練習 ☐ 麻痺・筋緊張改善練習 ☐ 起居/立位等基本動作練習 ☐ 摂食・嚥下訓練 ☐ 言語訓練 ☐ ADL練習(歩行/入浴/トイレ動作/移乗等) ☐ IADL練習(買い物、調理等) ☐ 疼痛管理(痛みコントロール) ☐ 更生装具・福祉用具等管理 ☐ 運動耐容能練習 ☐ 地域活動支援 ☐ 社会参加支援 ☐ 就労支援 ☐ その他 ()							
	禁忌事項	(禁忌の有無)		(禁忌の内容/留意点)					
	☐ なし ☐ あり								
症状・病状の予後・予測									
退院に際しての日常生活の阻害要因(心身状況・環境等)		例) 医療機関からの見立て・意見(今後の見通し、急変の可能性や今後、どんなことが起こりうるか(合併症)、良くなっていく又はゆっくり落ちていく方向なのか 等) について、①疾患と入院中の状況、②本人・家族の受け止めや意向、③退院後に必要な事柄、④その他の観点から必要と思われる事項について記載する。							
在宅復帰のために整えなければならない要件									
回目	聞き取り日	情報提供を受けた職種(氏名)							会議出席
1	年 月 日								無・有
2	年 月 日								無・有
3	年 月 日								無・有
※ 課題分析にあたっては、必要に応じて課題整理総括表の活用も考えられる。									

入院時情報提供書＜在宅版＞

記入日： 年 月 日
入院日： 年 月 日
情報提供日： 年 月 日

医療機関名：
ご担当者名：



事業所名：
ケアマネジャー氏名：
TEL： FAX：

利用者(患者)／家族の同意に基づき、 年 月 日時点の在宅生活における利用者情報（身体・生活機能など）を送付します。是非ご活用下さい。

1. 利用者(患者)基本情報について

氏名	(フリガナ)	生年月日	西暦	年	月	日生
入院時の要介護度	☐ 要支援 () ☐ 要介護 () 有効期間： 年 月 日 ~ 年 月 日 ☐ 申請中(申請日 /) ☐ 区分変更(申請日 /) ☐ 未申請					
障害高齢者の日常生活自立度	☐ 自立 ☐ J1 ☐ J2 ☐ A1 ☐ A2 ☐ B1 ☐ B2 ☐ C1 ☐ C2		認知症高齢者の日常生活自立度	☐ 自立 ☐ I ☐ Ia ☐ Ib ☐ IIIa ☐ IIIb ☐ IV ☐ M		
介護保険の自己負担割合	☐ ____割 ☐ 不明		障害手帳の有無	☐ なし ☐ あり (身体・精神・知的)		
年金などの種類	☐ 国民年金 ☐ 厚生年金 ☐ 障害年金 ☐ 生活保護 ☐ その他 ()					

2. 家族構成／連絡先について

世帯構成	☐ 独居 ☐ 高齢者世帯 ☐ 子と同居 ☐ 日中独居 ☐ その他 ()		
主介護者氏名	(続柄 ・ 才) (同居・別居)	電話番号	
意思決定支援者(代諾者)	(続柄 ・ 才) (同居・別居)	電話番号	

3. 意思疎通について

視力	☐ 問題なし ☐ やや難あり ☐ 困難	意思疎通	☐ 会話に支障がない ☐ 複雑な会話はできないが、普通に会話はできる ☐ 普通に会話はできないが、具体的な欲求を伝えることはできる ☐ 会話が成り立たないが、発語はある ☐ 発語がなく、無言である
聴力	☐ 問題なし ☐ やや難あり ☐ 困難		
眼鏡	☐ なし ☐ あり		
補聴器	☐ なし ☐ あり		

4. 口腔・栄養について

摂食方法	☐ 経口 ☐ 経管栄養 ☐ 静脈栄養	食物アレルギー	☐ なし ☐ あり ()
摂食嚥下機能障害	☐ なし ☐ あり	水分(とろみ)	☐ なし ☐ あり (☐ 薄い ・ ☐ 中間 ・ ☐ 濃い)
食形態(主食)	☐ 米飯 ☐ 軟飯 ☐ 全粥 ☐ その他 ()	食形態(副食)	☐ 普通 ☐ 軟菜 ☐ その他 ()
義歯使用	☐ なし ☐ あり (☐ 部分 ・ ☐ 総)	左右両方の奥歯でしっかりかみしめられる	☐ できる ☐ できない
歯の汚れ	☐ なし ☐ あり	歯肉の腫れ、出血	☐ なし ☐ あり ()
特記事項			

5. お薬について ※必要に応じて、「お薬手帳(コピー)」を添付

内服薬	☐ なし ☐ あり	居宅療養管理指導	☐ なし ☐ あり (職種：)
薬剤管理	☐ 自己管理 ☐ 他者による管理 (管理者： 管理方法：)		
服薬介助	☐ 自立 ☐ 一部介助(介助内容：) ☐ 全介助		
服薬状況	☐ 処方通り服用 ☐ 時々飲み忘れ ☐ 飲み忘れが多い、処方が守られていない ☐ 服薬拒否		
薬剤アレルギー	☐ なし ☐ あり ()	特記事項	☐ なし ☐ あり ()

6. かかりつけ医について

かかりつけ医療機関 1		かかりつけ医療機関 2	
医師名		医師名	
かかりつけ医療機関 3		かかりつけ歯科医療機関	
医師名		歯科医師名	
かかりつけ薬局		訪問看護ステーション	

7. 人生の最終段階における医療・ケアに関する情報

※本人の意思は変わりうるものであり、本記載が最新の意向を反映しているとは限らないため、常に最新の意向の確認が必要であることについて十分に留意すること

意向の話し合い	☐ 本人・家族等との話し合いを実施している(最終実施日： 年 月 日) ☐ 話し合いを実施していない (☐ 本人からの話し合いの希望がない ☐ それ以外)
---------	--

※本人・家族等との話し合いを実施している場合のみ記載

本人・家族の意向	☐ 下記をご参照ください ☐ 別紙参照 (書類名：)
話し合いへの参加者	☐ 本人 ☐ 家族(氏名： 続柄：) (氏名： 続柄：) ☐ 医療・ケアチーム ☐ その他 ()
医療・ケアに関して本人または本人・家族等と医療・ケアチームで話し合った内容※	
その他	上記の他、人生の最終段階に おしよるに、ケアの提供を受けるにあたり、

8. 入院前の身体・生活機能の状況／療養生活上の課題について									
麻痺の状況	☐ 右上肢	☐ 左上肢	☐ 右下肢	☐ 左下肢	褥瘡等の有無	☐ なし ☐ あり（部位・深度・大きさ等）			
褥瘡等への対応	☐ エアーマット		☐ クッション		☐ 体位変換（時間毎）	☐ その他（）			☐ なし
移乗	☐ 自立	☐ 見守り	☐ 一部介助	☐ 全介助	移動	☐ 自立	☐ 見守り	☐ 一部介助	☐ 全介助
移動（屋外）	☐ 杖	☐ 歩行器	☐ 車椅子	☐ その他	移動（屋内）	☐ 杖	☐ 歩行器	☐ 車椅子	☐ その他
食事	☐ 自立	☐ 見守り	☐ 一部介助	☐ 全介助	排泄	☐ 自立	☐ 見守り	☐ 一部介助	☐ 全介助
入院前のADL/IADL	同封の書類をご確認ください。 ☐ アセスメントシート（フェイスシート） ☐ その他（）								
ADL・IADLに関する直近2週間以内の変化	☐ なし ☐ あり								
認知機能の状況	みまもりの必要性：日常生活で安全に過ごすためにどの程度ほかの人によるみまもりが必要か								
	☐ 見守ってもらうことなく過ごすことができる				☐ 1日1回様子を確認してもらえれば一人で過ごすことができる				
	☐ 半日程度であれば見守ってもらうことなく一人で過ごすことができる				☐ 30分程度ならみまもってもらうことなく一人で過ごすことができる				
	☐ 常にみまもりが必要である								
	見当識：現在の日付や場所等についてどの程度認識できるか								
	☐ 年月日はわかる				☐ 年月日はわからないが、現在いる場所の種類はわかる				
	☐ 場所の名称や種類はわからないが、その場にいる人が誰だかわかる				☐ その場にいる人が誰だかわからないが、自分の名前はわかる				
	☐ 自分の名前がわからない								
	近時記憶：身近なものを置いた場所を覚えているか								
	☐ 常に覚えている				☐ たまに（週1回程度）忘れることがあるが、考えることで思い出せる				
	☐ 思い出せないこともあるが、きっかけがあれば自分で思い出すこともある				☐ きっかけがあっても、自分では置いた場所をほとんど思い出せない				
	☐ 忘れたこと自体を認識していない								
	遂行能力：テレビ、エアコン、電動ベッド等の電化製品を操作できるか								
	☐ 自由に操作できる				☐ チャンネルの順送りなど普段している操作はできる				
	☐ 操作間違いが多いが、操作方法を教えてもらえれば使える				☐ リモコンを認識しているが、リモコンの使い方が全くわからない				
過去半年間における入院	☐ なし ☐ 不明								
	☐ あり（頻度： ☐ 0回 ☐ 1回 ☐ 2回以上）（直近の入院理由：）期間：令和 年 月 日～令和 年 月 日）								
9. 入院前の生活における介護/医療の状況、本人の関心等									
介護/医療の状況・本人の関心等	介護・医療サービスの利用状況、生活歴や趣味・嗜好等								
	同封の書類をご確認ください。 ☐ 居宅サービス計画(1)～(3) ☐ アセスメントシート（フェイスシート） ☐ その他（）								
	ペット飼育の有無： ☐ あり ☐ なし								
	特記事項：								
10. 今後の在宅生活の展望について（ケアマネジャーとしての意見）									
住環境 ※可能ならば「写真」などを添付	住居の種類（戸建て・集合住宅） 階建て。居室 階。エレベーター（ ☐ あり ☐ なし）								
	特記事項：								
在宅生活に必要な要件									
世帯に対する配慮	☐ 不要 ☐ 必要（）								
退院後の支援者	☐ 家族の支援が見込める（ ☐ 十分・ ☐ 一部）				☐ 家族以外の支援が見込める（ ☐ 十分・ ☐ 一部）				
	☐ 支援は見込めない				☐ 家族や家族以外の支援者はいない				
退院後の主介護者	☐ 本シート2と同じ				☐ 左記以外（氏名：		続柄：		年齢：
家族や同居者等による虐待の疑い	☐ なし								
	☐ あり（）								
特記事項									
11. カンファレンス等について（ケアマネジャーからの希望）									
「退院前カンファレンス」への参加	☐ 希望あり								
	具体的な要望（）								
「退院前訪問指導」を実施する場合の同行	☐ 希望あり								
	具体的な要望（）								

⑦ 通院時情報連携加算 50単位

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

なお、同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師又は歯科医師等と連携を行うこと。

⑧ 緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位

医療機関の求めにより、当該医療機関の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者1人につき、1月に2回を限度として算定できる。

※ カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は指導日もあわせて）、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載すること。

※ カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されるものであることから、利用者の状態像等が大きく変化していることが十分想定されるため、必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス及び地域密着型サービスの調整を行うなど適切に対応すること。

⑨ ターミナルケアマネジメント加算 400単位／月

在宅で死亡した利用者に対して、ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所が、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

※1 ターミナルケアマネジメント加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとするが、利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとする。

※2 ターミナルケアマネジメント加算は、1人の利用者に対し、1か所の指定居宅介護支援事業所に限り算定できる。なお、算定要件を満たす事業所が複数ある場合には、当該利用者が死亡日又はそれに最も近い日に利用した指定居宅サービスを位置づけた居宅サービス計画を作成した事業所がターミナルケアマネジメント加算を算定することとする。

※3 ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者が同意した時点以降は、

次に掲げる事項を支援経過として居宅サービス計画等に記録しなければならない。

- ① 終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録
- ② 利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等と行った連絡調整に関する記録
- ③ 当該利用者が、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者に該当することを確認した日及びその方法

※4 ターミナルケアマネジメントを受けている利用者が、死亡診断を目的として医療機関へ搬送され、24 時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケアマネジメント加算を算定することができるものとする。

※5 ターミナルケアマネジメントにあたっては、終末期における医療・ケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握する必要がある。また、その際には、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考しつつ、本人意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有に努めること。

＜運営指導における不適正事例＞

- ・ ターミナルケアマネジメント加算の算定にあたり、利用者の同意を得ていることが確認できない。
- ・ 死亡日の死亡診断時刻以降に訪問したものを、2 回のうち 1 回の訪問として計上している。
- ・ 病院や訪問看護事業所に併設された居宅介護支援事業所が、病院（主治の医師）や訪問看護事業所は既に利用者の状況を把握していることとして、当該利用者の心身の状況等の記録を提供していなかった。

（４）指定介護予防支援の介護報酬について

- ① 介護予防支援費（地域包括支援センターが行う場合） 442 単位／月
介護予防支援費（居宅介護支援事業所が行う場合） 472 単位／月

※1 利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（介護予防短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く。）を受けている場合は算定しない。

※2 居宅介護支援事業所への委託制限（1 人 8 件）は廃止。（平成 24 年度～）

②高齢者虐待防止措置未実施減算について

高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅介護支援等基準第 27 条の 2 に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について、所定単位数の 100 分の 1 相当する単位数を所定単位数から減算する。

③業務継続計画未策定減算について（令和7年3月31日までは努力義務）

業務継続計画未策定減算については、指定居宅介護支援等基準第19条の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数の100分の1相当する単位数を所定単位数から減算する。

④ 初回加算 300単位／月

介護予防の初回加算は「介護予防支援事業所」が初回か否かで判断する。委託を受けた居宅介護支援事業所が初回であっても算定できないことがある。

⑤ 委託連携加算 300単位

指定介護予防支援事業所が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

なお、当該委託にあたっては、当該加算を勘案した委託費の設定を行うこと。

「特別地域」加算及び「中山間地域等」加算について

福岡県保健医療介護部介護保険課

加算の概要

(令和6年4月1日現在)

加算種別 ※1	加算割合	サービス種別 ※2	県等への事前届出①	事業所の所在地の要件	事業所の規模の要件	利用者の居住地の要件
1 「特別地域」に所在する事業所の加算	15 %	・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・福祉用具貸与 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 (以上「介護予防」を含む。) ・居宅介護支援 ・訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要	「特別地域」に所在していること	無	無
2 「中山間地域等」に所在する「小規模事業所」の加算	10 %	同上	要	「中山間地域等」に所在していること	「小規模事業所…②」であること	無
3 「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する利用者にサービスを提供した事業所の加算	5 %	・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・福祉用具貸与 ・居宅療養管理指導 (以上「介護予防」を含む。) ・居宅介護支援 ・訪問介護 ・通所介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	不要	無	無	サービスを行う利用者が、「通常の事業の実施地域（運営規程）の外」かつ「中山間地域等」に居住していること ※ 利用者が現に「中山間地域等」に居住していることが必要 ※ 通所系サービスは「中山間地域等」に居住している利用者宅への送迎が必要 ※ 利用者から別途交通費の支払を受けることができない

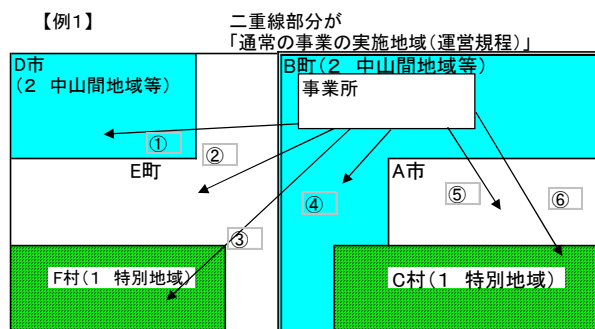
※1 「2の中山間地域等」と「3の中山間地域等」の地域は、異なります。

○地域区分が「その他（全サービス 1単位=10円）」でない15市町所在の事業所については、「2の10%加算」の算定はありません。

☆福祉用具貸与については、15%、10%、5%加算ではなく、開始日の属する月に、交通費に相当する額の100/100、2/3、1/3の加算となる（上限あり）。

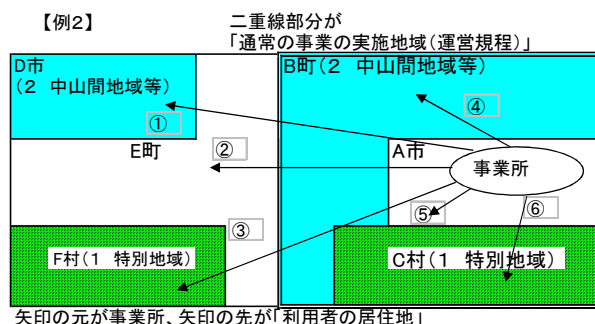
※2 総合事業における当該加算については、各自治体に確認すること。

① 届出先	届出期限…算定開始月の前月15日まで
(1) 事業所の所在地が、北九州市、福岡市、久留米市の場合……事業所所在地の市	
(2) 居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護……事業所所在地の保険者	
(3) 事業所の所在地が、(1)の3市以外の地域	〔医療みなし(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導)…福岡県介護保険課 指定係 「医療みなし及び(2)のサービス」以外…管轄の保健福祉（環境）事務所 社会福祉課
② 小規模事業所の定義（「介護給付」と「介護予防給付」は、別々に小規模事業所の該当・非該当を判定）	
○ 前年度の4～2月（11か月）の実績で、次の基準により、小規模事業所の該当の有無を判定します。	
（前年度の実績が6か月に満たない場合は、直近の3か月の実績）	
・訪問介護 …延訪問回数が200回以下/月	・訪問看護 …延訪問回数が100回以下/月
・訪問入浴介護 …延訪問回数が20回以下/月	・介護予防訪問看護 …延訪問回数が5回以下/月
・介護予防訪問入浴介護 …延訪問回数が5回以下/月	・福祉用具貸与 …実利用者が15人以下/月
・居宅療養管理指導 …延訪問回数が50回/月	・介護予防福祉用具貸与 …実利用者が5人以下/月
・介護予防居宅療養管理指導 …延訪問回数が5回/月	・訪問リハビリテーション …延訪問回数50回/月
・居宅介護支援 …実利用者が20人以下/月	・介護予防訪問リハビリテーション …延訪問回数が10回以下/月
	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 …実利用者が5人以下/月
R5年度（4～2月の11か月）の平均で小規模事業所で無くなった場合は、R6年度（4～3月サービス）の10%加算を算定することはできません。	



加算割合	訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、訪問リハビリテーション（以上「介護予防」を含む。）、居宅介護支援、訪問介護	通所介護、通所リハビリテーション（「介護予防」を含む。）、居宅介護支援、訪問介護、通所介護
①	5%	10%+5%
②	無し	10%
③	5%	10%+5%
④	無し	10%
⑤	無し	10%
⑥	無し	10%

※ B町の地域区分は、「その他」



加算割合	訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導（以上「介護予防」を含む。）、居宅介護支援、訪問介護、通所介護
①	5%
②	無し
③	5%
④	無し
⑤	無し
⑥	無し

表1 福岡県内の「中山間地域等」加算の該当地域(事業所所在地による区分)

前年度(4月～2月)の実績で、小規模事業所でなくなったときは、中山間地域等に所在する小規模事業所加算(10%)の算定はできなくなります。

令和6年4月1日現在

事業所所在地	1 「特別地域」に所在する事業所の加算該当地域 (15%加算)	2 「中山間地域等」に所在する「小規模事業所」の加算該当地域 (10%加算) ※「1『特別地域』に所在する事業所の加算該当地域」と重複する地域は対象外
1 北九州市	馬島、藍島	
2 福岡市	玄海島、小呂島、旧脇山村	
4 久留米市		旧水縄村
6 飯塚市	①	旧筑穂町、旧額田町
7 田川市		全域
8 柳川市		旧大和町、旧柳川市
9 八女市	旧上陽町◎(旧横山村☆に限る。)、 旧黒木町◎(旧大淵村☆、旧笠原村☆及び②に限る。)、 旧矢部村◎、 旧星野村◎	全域 (1に該当する地域を除く)
10 筑後市		旧羽犬塚町
13 豊前市	③	求菩提、篠瀬、旧合河村(轟含む)
16 筑紫野市		平等寺、上西山、本道寺・柚須原・香園
19 宗像市	地島、大島	旧玄海町
23 うきは市	旧姫治村	旧浮羽町
24 宮若市	旧吉川村	旧笠松村
25 嘉麻市	④	全域(1に該当する地域を除く)
26 朝倉市	旧高木村、旧上秋月村、旧松末村	旧秋月町、旧杷木町、旧朝倉町
27 みやま市		全域
28 糸島市	姫島	白糸、旧福吉村、旧志摩町(姫島を除く)
29 那珂川市	旧南畑村	
31 篠栗町		萩尾
34 新宮町	相島	
37 芦屋町		全域
41 小竹町		全域
42 鞍手町		全域
44 筑前町		三箇山
45 東峰村	旧小石原村	全域(1に該当する地域を除く)
48 広川町		旧上広川村
49 香春町		全域
50 添田町	旧津野村、⑤	全域(1に該当する地域を除く)
51 糸田町		全域
52 川崎町		全域
53 大任町		全域
54 赤 村		全域
55 福智町		全域
57 みやこ町	旧伊良原村	全域(1に該当する地域を除く)
59 上毛町	旧友枝村	全域(1に該当する地域を除く)
60 築上町	旧上城井村、⑥	全域(1に該当する地域を除く)

	市町村名	地域名
①	飯塚市	内住(字大野、字白坂、字原、字弘ノ谷、字十郎、字用意の元、字久保山、字浦ノ谷、字福ヶ谷、字久保山前、字古屋敷、字兎山、字赤松尾及び字鍛冶木屋の地域に限る。)、山口(字米の山、字茜屋、字アラ谷、字飯田、字窪ヶ谷、字ラジト、字河原、字勘四郎、字コノヲ、字城山、字城ノ山、字新開、字地蔵ヶ原、字下木屋、字尻ノ谷、字高塚、字竹ノ尾、字堂田、字峠、字松葉、字宮ノ脇、字六反田、字道官、字梨木原、字墓ノ尾、字橋ヶ下、字平原、字仏田、字堀田及び字前田の地域に限る。)、弥山(字水上、字坂ノ下、字大山口、字大塚、字大石道、字コボシキ、字小山口、字鳥越、字七曲、字仁田尾、字萩の迫、字畑川及び字広畑の地域に限る。)、及び桑曲(字前田、字牧ノ内、字ホリ田、字八郎四、字神ノ後、字上ノ浦、字ラナシ、字薄ヶ藪及び字上ノ山の地域に限る。)
②	八女市	黒木町田代(字下筒井、字上筒井、字海太郎、字鋤先、字鳥山、字曾底、字捨井手、字下堂目木、字上堂目木、字柿ノ木迫、字下姥ヶ塚、字北明所、字湯ノ下、字坂ノ根、字角佛、字小別当、字辻ノ木、字年ノ神、字三反田、字榎ノ実谷、字松本、字津留、字阿蘇谷、字池ノ谷、字井手ノ本、字岩ノ鼻、字下真梨穂、字新城、字尾草、字下尾道、字南真門、字堂ノ迫、字杉山、字田ノ原、字大坪、字鶴牧、字高柿、字森ノ下、字鳥越、字菅之谷、字谷山口、字願正、字山口、字勿鉢、字睦園、字堂目木及び字陣床の地域に限る。)、黒木町鹿子生(字作り道、字窪、字〔おう〕ノ谷、字仲田、字細工谷、字長畑、字村下、字屋敷、字南前田、字鬼突、字大股及び字糰田の地域に限る。)、黒木町土窪(字一ノ渡瀬、字柳ノ原、字梅ヶ谷、字辻、字段、字上川原、字迫田、字平瀬、字福寿庵、字井手、字長老岩、字文田、字細工谷、字中通、字西方、字辻山、字池ノ上、字原畑、字石原、字溝添、字僧見、字不動前、字不動山、字込野、字毛條野及び字柿ノ木迫の地域に限る。)、黒木町木屋(字森、字本村、字釘ノ鼻、字本坪、字山桃塚、字屋舗ノ下、字平平、字芋扱場、字松出、字京ノ松、字前田、字大窪、字中村、字建石、字佛岩、字堂ノ先、字差原、字垣添、字葛原、字鹿ノ子谷、字洲頭、字小川原、字井川元、字塚原、字小平、字大迫、字椿四郎、字長田、字長田下、字大下、字村下、字野ノ中、字餅田、字薬師ノ元、字辻、字山ノ神、字小西ノ上、字弓掛塔、字橋本、字高平、字辻ノ上、字木山、字家舗、字小谷ノ迫、字浦小路、字二本木、字浦ノ上、字一ノ坂、字辨財天、字茅切場、字木山向、字後ヶ迫、字境ノ谷(八千七百九十八番地の一から八千八百三十六番地まで及び一万九百九十番地の二から一万千二百二十四番地までの地域に限る。)、字美野尾(五千九百七番地から五千九百五十二番地まで及び七千二百二番地の一から七千三百二十四番地までの地域に限る。)、字竹ノ迫、字〔お〕扱谷及び字椿原の地域に限る。、及び黒木町北木屋(字前田、字御明園、字梶谷、字下荒谷、字白金、字久保、字外園、字水口、字滝ノ上、字滝ノ下、字山ノ原及び字漆原の地域に限る。)
③	豊前市	大字中川底(八百三十四番地の一から千八百五十一番地までの地域に限る。)
④	嘉麻市	千手(字ナカノの地域に限る。)、泉河内(字ヲムカイ、字ウト、字山ノ下、字油、字高畑及び字栗野の地域に限る。)、嘉穂才田(字川淵、字ムカエハル、字上ノ原、字下ノトリ及び字柴原の地域に限る。、及び桑野(字倉谷、字イチノ及び字山セ川の地域に限る。)
⑤	添田町	大字榎田(字糰ノ宮、字中ノ原、字仙道及び字広瀬の地域に限る。)、大字落合(字別所河内、字鍛冶屋、字長谷、字緑川、字深倉、字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る。)、大字英彦山(字町、字北坂本及び字唐ヶ谷の地域に限る。、及び大字中元寺(字木浦、字大藪及び字戸谷の地域に限る。)
⑥	築上町	大字小山田(字小川谷及び字永尾の地域に限る。)

表2 福岡県内の「中山間地域等」加算の該当地域(利用者の居住地による区分)

下記地域に居住する利用者にサービスを提供しても、事業所の「通常の事業の実施地域」内であれば、加算を算定できません。
中山間地域等加算(5%)を算定する場合には、利用者から別途交通費を受領できません。

令和6年4月1日現在

利用者居住地	3 「通常の事業の実施地域」を越えて「中山間地域等」に居住する者へのサービス提供を行った場合の加算該当地域（5%加算）
1 北九州市	馬島、藍島
2 福岡市	玄海島、小呂島、旧脇山村
4 久留米市	旧水縄村
6 飯塚市	旧筑穂町、旧潁田町
7 田川市	全域
8 柳川市	旧大和町
9 八女市	全域
10 筑後市	旧羽犬塚町
13 豊前市	旧岩屋村
16 筑紫野市	平等寺、上西山、本道寺・柚須原・香園
19 宗像市	地島、大島
23 うきは市	旧浮羽町
24 宮若市	旧吉川村、旧笠松村
25 嘉麻市	全域
26 朝倉市	旧高木村、旧上秋月村、旧秋月町、旧杷木町、旧朝倉町
27 みやま市	全域
28 糸島市	白糸、旧福吉村、旧志摩町
29 那珂川市	旧南畑村
31 篠栗町	萩尾
34 新宮町	相島
37 芦屋町	全域
41 小竹町	全域
42 鞍手町	全域
44 筑前町	三箇山
45 東峰村	全域
48 広川町	旧上広川村
49 香春町	全域
50 添田町	全域
51 糸田町	全域
52 川崎町	全域
53 大任町	全域
54 赤 村	全域
55 福智町	全域
57 みやこ町	全域
59 上毛町	全域
60 築上町	全域

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
 - ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
- ※サービス算定対象期間: 月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

<対象事由と起算日>

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防通所リハ (介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む)	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	開始 ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了 ・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能 型居宅介護 複合型サービス(看護小規模 多機能型居宅介護)	開始	・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) 変更日
		・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・受給資格取得 ・転入 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く) サービス提供日 (通い、訪問又は宿泊)
		・公費適用の有効期間開始 開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合) 資格取得日
	終了	・区分変更(要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) 変更日
		・区分変更(要介護⇔要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・受給資格喪失 ・転出 ・利用者との契約解除 契約解除日 (廃止・満了日) (開始日) (喪失日) (転出日)
		・公費適用の有効期間終了 終了日
夜間対応型訪問介護	開始	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く) 契約日
		・公費適用の有効期間開始 開始日
		・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合) 資格取得日
	終了	・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業所指定有効期間満了 ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除 契約解除日 (満了日) (開始日)
		・公費適用の有効期間終了 終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
訪問看護(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合)	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
	開始 ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の退居(※1)	退所日の翌日 退居日の翌日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付終了日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了 ・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)の入居(※1)	入所日の前日 入居日の前日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間(ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く)	給付開始日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始(前月以前から継続している場合を除く)	契約日
	開始 ・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型 共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護 (短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型) の退居(※1)	退所日 退居日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了 ・区分変更(要介護1～5の間)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 (満了日) (開始日)
	・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所(※1) ・小規模多機能型居宅介護(短期利用型)、認知症対応型 共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護 (短期利用型)又は地域密着型特定施設入居者生活介護、 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型) の入居(※1)	入所日の前日 入居日の前日
	・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付開始日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 (特定施設入居者生活介護 及び介護予防特定施設入 居者生活介護における外部 サービス利用型を含む)	開始 ・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の 貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月 単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	開始日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	終了 ・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の 貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月 単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	中止日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス(みなし) ・訪問型サービス(独自) ・通所型サービス(みなし) ・通所型サービス(独自) ※月額包括報酬の単位とした場合	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
	・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	・利用者との契約開始	契約日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
	・区分変更(要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ) ・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
	・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
	・利用者との契約解除	契約解除日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居(※1)	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、訪問又は宿泊)の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日
	・公費適用の有効期間終了	終了日
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	・日割りを行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。	-

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
日割り計算用サービスコードがない加算及び減算	・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。(※1) ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。	二

- ※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
- ※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

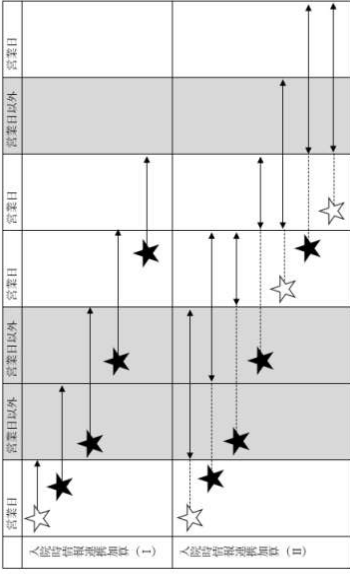
介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	項目	質問	回答	QA 発出時期、文書番号等	問番号
1	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修・居宅介護支援・介護予防支援	特定福祉用具販売・再支給等について	特定福祉用具販売の種目は、どのような場合に再支給又は複数回支給できるのか。	居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認められる場合には、介護保険法施行規則第 70 条第 2 項において当該既に入用した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。とされており、「その他特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の直支給のほか、ロフストランドクラッチやスロープのような理由の性質等から複数回の利用が想定される場合も含まれる。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	98
2	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修・居宅介護支援・介護予防支援	貸与と販売の選択制における令和6年4月1日(以下、「施行日」という)以前の利用者について	厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目(平成11年厚生省告示第 94 号「第7項～第9項にそれぞれ掲げる「スロープ」「歩行器」「歩行補助つす」(以下、「選択制の対象福祉用具」という)を施行日より貸与している利用者は、施行日より後に特定福祉用具販売を選択することができるのか。	委員の上りであり、なお、利用者が販売を希望する場合は福祉用具貸与と事業者、特定福祉用具販売事業者、居宅介護支援事業者において適切に連携すること。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	99
3	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修・居宅介護支援・介護予防支援	貸与と販売の選択制における令和6年4月1日(以下、「施行日」という)以前の利用者について	施行日以降より選択制の対象福祉用具の貸与を開始した利用者へのモニタリング時期はいつになるのか。	施行日より後に貸与を開始した利用者に対しては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを実施することとしているが、施行日以前の利用者に対しては、利用者ごとに通時適切に実施すること。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	100
4	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修・居宅介護支援・介護予防支援	貸与と販売の提案に係る利用者の選択に資する情報提供について	福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどのようなものが考えられるか。	利用者の選択に当たって必要な情報としては、 ・利用者の身体状況の変化の異動に関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見 ・サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する異動 ・貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い ・長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること ・短期利用が見込まれる場合は通時適切な福祉用具に交換できる貸与が通していること ・国が示している福祉用具の平均的な利用月数(※)等が考えられる。 ※ 選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数(出典：介護保険総合データベース) ・固定用スロープ：13.2ヶ月 ・歩行器：11.0ヶ月 ・車点杖：14.6ヶ月 ・多点杖：14.3ヶ月	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	101
5	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修・居宅介護支援・介護予防支援	担当する介護支援専門員がいない利用者について	担当する介護支援専門員がいない利用者から福祉用具貸与と事業者又は特定福祉用具販売事業者所に選択制の対象福祉用具の利用について相談があった場合、どのような対応が考えられるのか。	相談を受けた福祉用具貸与と事業者又は特定福祉用具販売事業者所は、当該福祉用具は貸与と販売を選択できることを利用者に説明した上で、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応することなどが考えられる。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	102
6	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修・居宅介護支援・介護予防支援	貸与と販売の選択に係る情報提供の記録方法について	福祉用具専門相談員は、利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報を提供したという事実を何に記録すればよいのか。	福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考えられる。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	103
7	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修・居宅介護支援・介護予防支援	選択制の対象福祉用具の販売後の取り扱いについて	選択制の対象種目の販売後のメンテナンス等に係る費用は利用者が負担するのか。	販売後のメンテナンス等にかかる費用の取扱いについては、利用者と事業者の個別契約に基づき、決定されるものと考えている。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	104
8	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修・居宅介護支援・介護予防支援	スロープの給付に係るサービス区分に係る判断基準について	スロープは、どのような基準に基づいて「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」に区別し給付すればよいのか。	取り付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与又は特定福祉用具販売とする。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	105
9	居宅介護支援・介護予防支援	テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて	テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、訪問介護員が訪問している間に、テレビ電話装置等の準備をすることは可能か。	訪問介護の場中に支障が生じない範囲で、例えば IoT 機器の On/Off 等の協力などを行うことは差し支えないが、具体的な実施方法や連携方法等は、あらかじめ指定居宅介護支援事業所と訪問介護事業所とで調整すること。また、協力・連携の範囲については、利用者の要望や目的によっては、適切ではない場合等もあると考えられるため、その必要性等については、状況に応じて判断する必要がある。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	106

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	項目	質問	回答	QA 発出時期、文書番号等	問番号
10	居宅介護支援・介護予防支援	テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて	居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)を作成後、初回のモニタリングについてもテレビ電話装置等を活用して行うことは可能か。	要件を満たしていれば可能であるが、居宅サービス計画等の実施状況を通じて把握する観点から、初回のモニタリングは利用者の居宅を訪問し、その結果を踏まえた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングが可能かどうかを検討することが望ましい。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A」 (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	107
11	居宅介護支援・介護予防支援	テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて	情報連携シートの項目はすべて記載する必要があるか。	テレビ電話装置等を活用したモニタリングのみでは収集できない情報について、居宅サービス事業者等に情報収集を依頼する項目のみを記載すればよい。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A」 (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	108
12	居宅介護支援・介護予防支援	テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて	サービス事業所に情報収集を依頼するにあたり、情報連携シートではなく、民間の介護ソフト・アプリの記録機能を活用する方法は認められるか。	情報連携シートは様式例であるため、必ずしもこの様式に限定されないが、介護ソフト・アプリの記録機能を活用する場合においても、情報連携シートの項目と照らし、指定居宅介護支援事業者と居宅サービス事業者等の連携に必要な情報が得られるかを確認すること。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A」 (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	109
13	居宅介護支援・介護予防支援	テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて	利用者の特段の事情がある場合には1月に1回(介護予防支援の場合は3月に1回)のモニタリングを行わなくてもよいが、利用者が使用するテレビ電話装置等のトラブルによりモニタリングが実施できなかった場合は特段の事情に該当するか。	該当しない。この場合は、利用者の居宅への訪問によるモニタリングに切り替えること。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A」 (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	110
14	居宅介護支援・介護予防支援	テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて	文書により利用者の同意を得る必要があるが、重要事項説明書等にチェック欄を設けるなどの対応でも差し支えないか。	利用者やその家族に対し、テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、そのメリット・デメリットを含め十分に説明した上で、チェック欄にチェックを入れることにより同意を得ることは差し支えない。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A」 (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	111
15	居宅介護支援・介護予防支援	福祉用具について	選択制の対象福祉用具を居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)に位置付ける場合、主治医意見書や診療情報提供書に福祉用具に関する記載がない場合は、追加で医師に照会する必要があるか。	追加で医師に照会することが望ましいが、主治医意見書や診療情報提供書、アセスメント等の情報から利用者の心身の状況を適切に把握した上で、質と、販売の選択に必要な情報が得られているのであれば、必ずしも追加の照会は要しない。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A」 (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	112
16	居宅介護支援・介護予防支援	福祉用具について	福祉用具 貸与については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)作成後、利用者が継続して福祉用具 貸与を受ける必要性について検証し、継続して福祉用具 貸与を受けなければならないこととなり、選択制の対象福祉用具の貸与を行った場合、福祉用具専門相談員が少なくとも6月以内にモニタリングを行い、その結果を居宅サービス計画等を作成した指定居宅支援事業者等に報告することとされているが、居宅サービス計画等の見直し又は継続理由の記載については福祉用具専門相談員のモニタリングと同様に6月以内に行う必要があるのか。	必ずしも6月以内に行う必要はないが、福祉用具専門相談員からモニタリングに関する情報提供があった後、速やかに居宅サービス計画等の見直し又は継続理由の記載を行うこと。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A」 (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	113
17	居宅介護支援	取扱件数による基本単位区分	利用 者数が介護支援専門員1人当たり45 件以上の場合における居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ)、居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅱ)又は居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅲ)の割り当てについて具体的に示されたい。	【例1】 取扱件数80人で常勤換算方法で1. 6人の介護支援専門員がいる場合 ① 45(件) × 1. 6(人) = 72(人) ② 72(人) - 1(人) = 71(人)であることから、 14件目から71件目については、居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ)を算定し、72件目から80件目については、居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅱ)を算定する。 【例2】 取扱件数160人で常勤換算方法で2. 5人介護支援専門員がいる場合 ① 45(件) × 2. 5(人) = 112. 5(人) ② 端数を切り捨てて112(人)であることから、 1件目から112件目については、居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ)を算定する。 113件目以降については、 ③ 60(件) × 2. 5(人) = 150(人) ④ 150(人) - 1(人) = 149(人)であることから、 113件目から149件目については居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅱ)を算定し、150件目から160件までは、居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅲ)を算定する。 ※ 平成 21 年度介護報酬改定関係Q&A (Vol.1) (平成 21 年3月 23 日) 問 58 の修正。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A」 (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	114

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	項目	質問	回答	QA 発出時期、文書番号等	問番号
18	居宅介護支援	居宅介護支援費(Ⅱ)の要件	事務職員の配置にあたっての当該事業所の介護支援専門員が行う基準第13条に掲げる一連の業務等について具体例を示されたい。	基準第13条に掲げる一連の業務等については、基準第13条で定める介護支援専門員が行う直接的なケアマネジメント業務の他に、例えば、以下のような間接的なケアマネジメント業務も対象とする。 ＜例＞ ○要介護認定調査関連書類関連業務 ・書類の受領、打ち込み、複写、ファイリングなど ○ケアプラン作成関連業務 ・関連書類の打ち込み、複写、ファイリングなど ○給付管理関連業務 ・関連書類の打ち込み、複写、ファイリングなど ○利用者や家族との連絡調整に関する業務 ○事業所との連絡調整、書類発送等業務 ○保険者との連絡調整、手続きに関する業務 ○給与計算に関する業務等 ※ 令和3年度介護報酬改定関係Q&A(Vol.3)(令和3年3月26日)問116の修正。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について	115
19	居宅介護支援	特定事業所加算	「家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること」について、自ら主催となって実施した場合や、他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会を実施した場合も含まれるか。	含まれる。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について	116
20	居宅介護支援	特定事業所加算	「家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等の高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること」について、これらの対象者に対し支援を行った実績は必要か。	・事例検討会、研修等に参加していることを確認できればよく、支援実績までは要しない。 ・なお、当該要件は、介護保険以外の制度等を活用した支援が必要な利用者又はその家族がいた場合に、ケアマネジャーが関係制度や関係機関に適切に届けられるよう必要な知識等を修得することを促すものであり、ケアマネジャーに対しケアマネジメント以外の支援を求めるものではない。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について	117
21	居宅介護支援	入院時情報連携加算	入院日以前の情報提供については、入院何日前から認められるか。	特段の定めは設けていないが、情報提供日から実際の入院日までの間隔があまりにも空きすぎている場合には、入院の原因等も踏まえた上で適切に判断すること。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について	118
22	居宅介護支援	入院時情報連携加算について	入院時情報連携加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、入院したタイミングによって算定可能な日数が変わるが、具体的に例示されたい。	下図のとおり。 交→入院 ★→入院(営業時間外) →▶情報提供 	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)」の送付について	119

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	項目	質問	回答	QA 発出時期、文書番号等	問番号																							
23	居宅介護支援	契約時の説明について	今回の改定において、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下、訪問介護等という。）の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合（以下、訪問介護等の割合等）の説明を行うことが努力義務とされたが、具体的な説明方法として、どのような方法が考えられるか。	・例えば、以下のように重要事項説明書等に記載し、訪問介護等の割合等を把握できる資料を別紙として作成し、居宅介護支援の提供の開始において示すとともに説明することが考えられる。 ・なお、「同一事業者によって提供されたものの割合」については、前6か月間に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護等の各事業所における提供回数のうち（※同一事業者が同一利用者に複数回提供し、かつ回数（以下、訪問介護等の割合率）の説明を行うことが努力義務とされたが、具体的な説明方法として、どのような方法が考えられるか。） ※重要事項説明書 第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。 ※別紙 別紙 ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合 <table><tr><td>訪問介護</td><td>●%</td></tr><tr><td>通所介護</td><td>●%</td></tr><tr><td>地域密着型通所介護</td><td>●%</td></tr><tr><td>福祉用具貸与</td><td>●%</td></tr></table> ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合 <table><tr><td>訪問介護</td><td>〇〇事業所 ●%</td><td>□□事業所 ●%</td><td>△△事業所 ●%</td></tr><tr><td>通所介護</td><td>△△事業所 ●%</td><td>××事業所 ●%</td><td>〇〇事業所 ●%</td></tr><tr><td>地域密着型通所介護</td><td>□□事業所 ●%</td><td>△△事業所 ●%</td><td>××事業所 ●%</td></tr><tr><td>福祉用具貸与</td><td>××事業所 ●%</td><td>〇〇事業所 ●%</td><td>□□事業所 ●%</td></tr></table> 6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	訪問介護	●%	通所介護	●%	地域密着型通所介護	●%	福祉用具貸与	●%	訪問介護	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%	地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	福祉用具貸与	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%	120
訪問介護	●%																												
通所介護	●%																												
地域密着型通所介護	●%																												
福祉用具貸与	●%																												
訪問介護	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%																										
通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%																										
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%																										
福祉用具貸与	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%																										
24	居宅介護支援	管理者について	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）の附則の規定により、令和9年3月31日までの間は、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）を管理者とすることができるとされているが、指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が、上記の介護支援専門員を管理者とすることは可能か。	原則不可だが、主任介護支援専門員の確保が集う困難である等やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	122																							
25	居宅介護支援	地域包括支援センターからの介護予防支援の委託	介護予防支援の指定を受けている指定居宅介護支援事業者が、地域包括支援センターから介護予防支援の委託を受けることは可能か。	・可能である。 ・介護予防支援の指定は、介護予防支援の提供を受ける被保険者の保険者ごとに指定を受ける必要があるため、例えば、指定を受けていない保険者の管轄内に居住する被保険者に対し介護予防支援を提供する場合には、当該保険者の管轄する地域包括支援センターからの委託を受ける場合が考えられる。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	123																							
26	全サービス共通	業務継続計画未策定減算について	業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。	・感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。 ・なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	164																							

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	項目	質問	回答	QA 発出時期、文書番号等	問番号							
27	全サービス共通	業務継続計画未策定減算について	業務継続計画未策定減算の施行時期はどのようになるのか。	業務継続計画未策定減算の施行時期は下記表のとおり。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	165							
				<table><tr><th>対象サービス</th><th>施行時期</th></tr><tr><td>通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護</td><td>令和6年4月 ※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。</td></tr><tr><td>② 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション</td><td>令和6年6月 ※上記①の※と同じ</td></tr><tr><td>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援</td><td>令和7年4月</td></tr></table> ※居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売には、業務継続計画未策定減算は適用されない。	対象サービス	施行時期	通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	令和6年4月 ※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。	② 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	令和6年6月 ※上記①の※と同じ	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援	令和7年4月	
対象サービス	施行時期												
通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	令和6年4月 ※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。												
② 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	令和6年6月 ※上記①の※と同じ												
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援	令和7年4月												
28	全サービス共通	業務継続計画未策定減算について	行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。	・業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、基準を満たさない事実が生じた時点まで遡及して減算を適用することとなる。 ・例えば、通所介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合(かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合)、令和7年10月からではなく、令和6年4月から減算の対象となる。 ・また、訪問介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	166							
29	全サービス共通	高齢者虐待防止措置未実施減算について	高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者置くこと)がなされていない場合は減算の適用となるのか。	・減算の適用となる。 ・なお、全ての措置の一つでも講じられていないければ減算となることに留意すること。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	167							
30	全サービス共通	高齢者虐待防止措置未実施減算について	運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。	過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	168							
31	全サービス共通	高齢者虐待防止措置未実施減算について	高齢者虐待防止措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者置くこと)がなされていない事実が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から三月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間」について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。」こととされているが、施設・事業所から改善計画が提出されない限り、減算の措置を行うことはできないのか。	改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	169							

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	項目	質問	回答	QA 発出時期、文書番号等	問番号
32	全サービス共通	虐待防止委員会及び研修について	居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業員が1名だけということがある。このような事業者でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要はないのか。	・虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わらず虐待防止委員会及び研修を定期的に実施していただきたい。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が働かれにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。 ・例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の療養事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。 ・研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の療養事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。 ・なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したこの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。 ・また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例(※)を参考にされたい。 (※)社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	
33	全サービス共通事項	科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、褥瘡対策指導管理(Ⅱ)、排せつ支援加算について	月末よりサービスを利用開始した利用者に係る情報について、収集する時間が十分確保出来ない等のやむを得ない場合には、当該サービスを利用開始した日の属する月(以下、「利用開始月」という。)の翌々月の10日までに提出することとしても差し支えないとあるが、利用開始月の翌月の10日までにデータ提出した場合は利用開始月より算定可能か。	・事業所が該当の加算の算定を開始しようとする月の翌月以降の月の最終週よりサービスの利用を開始したなど、サービスの利用開始後に、利用者に係る情報を収集し、サービスの利用を開始した翌月の10日までにデータ提出することが困難な場合は、当該利用者に関しては利用開始月の翌々月の10日までに提出することとしても差し支えないとしている。 ・ただし、加算の算定についてはLIFEへのデータ提出が要件となっているため、利用開始月の翌月の10日までにデータ提出していない場合は、当該利用者に限り当該月の加算の算定はできない。当該月の翌々月の10日までにデータ提出を行った場合は、当該月の翌月より算定が可能。 ・また、本取扱いについては、月末よりサービスを利用開始した場合に、利用開始月の翌月までにデータ提出し、当該月より加算を算定することを妨げるものではない。 ・なお、利用開始月の翌月の10日までにデータ提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	
34	全サービス共通事項	科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、褥瘡対策指導管理(Ⅱ)、排せつ支援加算について	事業所又は施設が加算の算定を開始しようとする月以降の月末にサービスを利用開始した利用者があり、やむを得ず、当該利用者の当該月のデータ提出が困難な場合、当該利用者以外については算定可能か。	・原則として、事業所の利用者全員の手入力提出が求められている上記の加算について、月末にサービスを利用開始した利用者があり、やむを得ず、当該月の当該利用者に係る情報をLIFEに提出できない場合、その他のサービスの利用者についてデータを提出し、当該月の加算を算定できる。 ・なお、情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。 ・ただし、上記の場合や、その他やむを得ない場合(※)を除いて、事業所の利用者全員に係る情報を提出していない場合は、加算を算定することができない。 (※)令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.3)(令和3年3月26日)問16参照。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	171
35	全サービス共通事項	介護記録ソフトの対応について	LIFEへの入力について、事業所又は施設で使用している介護記録ソフトからCSV連携により入力を行っているが、LIFEへのデータ提出について、当該ソフトが令和6年度改定に対応した後に付することとして差し支えないか。	・差し支えない。 ・事業所又は施設にて使用している介護記録ソフトを用いて令和6年度改定に対応した様式情報の登録ができれば、少なくとも3か月(1)に1回提出することが必要である。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	172
36	全サービス共通事項	LIFEへの提出情報について	令和6年4月以降サービス提供分に係るLIFEへの提出情報如何。	・令和6年4月以降サービス提供分に係るLIFEへの提出情報に関して、令和6年4月施行のサービスについては、令和6年度改定に対応した様式情報を提出すること。 ・令和6年6月施行のサービス(訪問/ホリデーセッション、通所/ハビリテーション、予防訪問/ハビリテーション、予防通所/ハビリテーション)については、令和6年4～5月サービス提供分の提出情報に限り、令和3年度改定に対応した様式情報と令和6年度改定に対応した様式情報の提出を把握できる範囲で提出するか、令和6年度改定に対応した様式情報を提出すること。 ・各加算で提出が必要な情報については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的な考え方や並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和6年3月15日)を参照されたい。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	173
37	全サービス共通事項	科学的介護推進体制加算について	科学的介護推進体制加算のデータ提出頻度について、少なくとも6か月に1回から3か月に1回に見直されたが、令和6年4月又は6月以降のいつから少なくとも3か月に1回提出すればよいのか。	・科学的介護推進体制加算を算定する際に提出が必要とされている情報について、令和6年4月又は6月以降は、少なくとも3か月に1回提出することが必要である。 ・例えば、令和5年2月に提出した場合は、6か月後の令和6年8月までに少なくとも1回データ提出し、それ以降は3か月後の令和6年11月までに少なくとも1回のデータ提出が必要である。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	175

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	項目	質問	回答	QA 発出時期、文書番号等	問番号
38	全サービス	介護報酬改定の施行時期について	令和6年度介護報酬改定において、訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所リハビリテーションに係る見直しは令和6年6月施行、その他のサービスに係る見直しは令和6年4月施行、処遇改善加算の一本化等（加算率引き上げ含む）はサービス一律で令和6年6月施行とされたが、利用者・家族等に対して、改定内容の説明をいつどのように行うべきか。	本来、改定に伴う重要事項（料金等）の変更については、変更前に説明していたことが望ましいが、4月施行の見直し事項については、やむを得ない事情により3月中の説明が難しい場合、4月1日以降遅やかに、利用者又はその家族に対して丁寧な説明を行い、同意を得ることとし、5月6月施行の見直し事項については、5月末までに、利用者又はその家族に対して丁寧な説明を行い、同意を得る必要がある。なお、その際、事前に6月以降分の体制等状況一覧書を自治体に届け出た介護事業者においては、4月施行の見直し事項と6月施行の見直し事項の説明を1回で纏めて行うといった柔軟な取扱いを行っている。また、5月末までの間に新たにサービスの利用を開始する利用者については、サービス利用開始時の重要事項説明時に、6月施行の見直し事項について併せて説明しても差し支えない。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	181
39	全サービス	介護報酬改定の施行時期について	4月施行サービス（右記以外）と6月施行サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び通所リハビリテーション）の両方を提供している介護事業者は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧書の届出を別々に行う必要があるのか。	事業者の判断で、4月以降分を提出する際に6月以降分も併せて提出することとしても差し支えない	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) (令和6年3月15日)」の送付について	182
40	居宅介護支援	テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて	テレビ電話装置等を活用してモニタリングを行う月において、サービス利用票（控）に利用者の確認を受ける方法としてどのようなものが考えられるか。	訪問によるモニタリングを行う月において、直後のテレビ電話装置等を活用してモニタリングを行う月の分もサービス利用票（控）を持参し確認を受ける方法や、電子メール等により確認を受ける方法等が考えられる。	6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和6年3月29日)」の送付について	5
41	居宅介護支援	初回加算	指定介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を提供していた利用者について、要介護認定を受け、引き継ぎ当該事業所が居宅介護支援を提供する場合において、初回加算の算定は可能か。	指定介護予防支援事業所の利用実績は問わないため、算定できる（介護予防支援稼働の算定時においても同様である）。	6.3.29 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和6年3月29日)」の送付について	6
42	介護予防支援	初回加算	居宅介護支援事業所が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防サービス計画を作成していた利用者について、当該居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受け、当該利用者に対し直接介護予防支援を提供する場合、初回加算を算定できるのか。	算定可能である。なお、初回加算は指定介護予防支援事業者として新規で介護予防サービス計画を作成する手間を評価するものであるため、お尋ねの事例においては、原則として改めてアセスメント等を行った上で介護予防サービス計画を作成する必要がある。	6.3.29 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) (令和6年3月29日)」の送付について	7
43	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・居宅介護支援・介護予防支援	モニタリングの実施時期について	福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う時期を記載することとされたが、計画に記載する事項として、モニタリングの実施を予定する年・月に加え、日付を記載する必要があるのか。	福祉用具貸与計画における次のモニタリング実施時期については、例えば「何年何月頃」や「何月上旬」等の記載を指定しており、必ずしも確定的な日付を記載する必要はない。一方で、利用者の身体状況やADLに著しい変化が見込まれる場合等、利用者の状況に応じて特定の日に実施する必要があると判断されるときは日付を記載することも考えられる。	6.4.30 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5) (令和6年4月30日)」の送付について	3
44	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・居宅介護支援・介護予防支援	モニタリングの実施時期について	福祉用具貸与計画に記載する実施状況の把握（モニタリング）の実施時期は、どのように検討すればよいのか。	利用者の希望や置かれている環境、疾病、身体状況及びADLの変化等は個人により異なるものであるから、モニタリングの実施時期は利用者ごとに検討する必要がある。	6.4.30 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5) (令和6年4月30日)」の送付について	4
45	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・居宅介護支援・介護予防支援	選択制の対象となる福祉用具の購入後の対応について	選択制の対象となった福祉用具を購入したのちに、修理不能の故障などにより新たに必要となった場合、特定福祉用具販売だけでなく福祉用具貸与を選択することは可能か？また、販売後に身体状況の変化等により、同じ種類の他の福祉用具を貸与することは可能か。	いずれも可能である。なお、福祉用具の販売または貸与のいずれかを提案するに当たっては、利用者の身体状況等を踏まえ、十分に検討し判断すること。	6.4.30 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5) (令和6年4月30日)」の送付について	5
46	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・居宅介護支援・介護予防支援	医学的所見の取得について	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のリハビリテーション専門職から医学的所見を取得しようとする場合、利用者を担当している福祉用具貸与事業所にリハビリテーション専門職が所属していれば、その職員から医学的所見を取得することは可能か。	選択制の提案に必要な医学的所見の取得に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、利用者の過去の病歴や身体状況等を把握している専門職から聴取することと想定しており、例えば、質問で挙げられている職員が、医師と連携のもと利用者の入院期間中にリハビリテーションを担当している場合や、利用者に訪問リハビリテーションも提供している場合等であれば可能である。	6.4.30 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5) (令和6年4月30日)」の送付について	6
47	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・居宅介護支援・介護予防支援	医学的所見の取得について	選択制の検討・提案に当たって医学的所見の取得に当たり、所見の取得方法や様式の指定はあるのか？	聴取の方法や様式に特段の定めはない。	6.4.30 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5) (令和6年4月30日)」の送付について	7
48	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・居宅介護支援・介護予防支援	医学的所見の取得について	一度貸与を選択した利用者に対して、一定期間経過後に、再度貸与の継続または販売への移行を提案する場合において、改めて医師やリハビリテーション専門職から医学的所見を取得する必要があるのか？	販売への移行を提案する場合においては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかから聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえる必要がある。貸与の継続に当たっては、必要に応じて聴取等をするものとして差し支えない。	6.4.30 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5) (令和6年4月30日)」の送付について	8
49	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・居宅介護支援・介護予防支援	選択制の対象の販売品について	選択制対象福祉用具に関しての中古品の販売は可能か。	今般の選択制の導入以前から特定福祉用具販売の対象となっていた福祉用具は、再利用に心理的抵抗感が伴うもののや、使用により形態・品質が変化するものであり、基本的には中古品の販売は想定していない。また、選択制の導入に伴い、「固定用スロープ」「歩行器」「多点杖」「多点杖」が新たに特定福祉用具販売の対象となったが、これらについても原則として新品の販売を想定している。これは、福祉用具貸与では中古品の貸出しも行われているところ、福祉用具貸与と事業所によって定期的なメンテナンス等が実施され、過去の利用者の使用に係る劣化等の影響についても必要に応じて対応が行われる一方で、特定福祉用具販売では、販売後の定期的なメンテナンスが義務付けられていないこと等を踏まえたものである。	6.4.30 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5) (令和6年4月30日)」の送付について	9

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	問番号
50	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・居宅介護支援・介護予防支援	選択制の対象である福祉用具を貸与から販売に切り替える際、既に当該福祉用具の販売が終了していて新品を入手することが困難な場合は、同等品の新品を販売すること代えることは可能か。	選択制の対象である福祉用具を貸与から販売に切り替える際、既に当該福祉用具の販売が終了していて新品を入手することが困難な場合は、同等品の新品を販売すること代えることは可能か。	利用者等に説明を行い、同意を得れば可能である。	6.4.30 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5) (令和6年4月30日)」の送付について	10
51	全サービス共通	業務継続計画未算定減算について	業務継続計画未算定減算はどのような場合に適用となるのか	・感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未算定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。 ・なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未算定減算の算定要件ではない。	6.5.17 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.6) (令和6年5月17日)」の送付について	7

介護サービス関係 Q&A集

連番	サービス種別		項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	
	平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降				文書名	問番号
1616	23 居宅介護支援事業	1 人員	契約時の説明について	今回の改正により、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること等を説明することと義務づけ、それに違反した場合は報酬が凍結されるが、平成30 年4月 1 日以前に指定居宅介護支援事業者と契約を結んでいる利用者に列しては、どのように取り扱うのか。	平成30 年4月1日以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましい。	30.3.22 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.1) (平成30年3月23日)の送付について	131
1617	23 居宅介護支援事業	1 人員	主治の医師について	末期の悪性腫瘍の利用者に関するケアマネジメントプロセスの簡素化における「主治の医師」に対しては、「利用者の最新の状態、専断中の医療機関、処置内容等を一元的に把握している医師」とされたが、具体的にどのような者を想定しているのか。	訪問診療を受けている末期の悪性腫瘍の利用者については、診療報酬における在宅診療医が主治医又は在宅がん医療診療医を診療科の医師として、居宅介護支援専門員に列し、病状の変化等について随時情報提供を行うこととされていることから、連絡を受けた場合には十分な連携を図ること。また、在宅時医療診療等を実施していない末期の悪性腫瘍の利用者の場合でも、家族等からの聞き取りにより、かかりつけ医として定期的な診療と総合的な医学管理を行っている医師を把握し、当該医師を主治の医師とすることが望ましい。	30.3.22 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.1) (平成30年3月23日)の送付について	132
1618	23 居宅介護支援事業	1 人員	主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師への情報提供について	基準第13条第19号の2に規定する「利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状態に係る情報」について、解釈通知に記載のある事項のほか、どのようなものが想定されるか。	・解釈通知に記載のある事項のほか、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師への情報提供が必要となる情報については、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要かどうかをもとに介護支援専門員が判断するものとする。 ・なお、基準第13条第13号の2は、日頃の居宅介護支援の業務において介護支援専門員が把握したことを情報提供するものであり、当該規定の追加により利用者に係る情報収集について新たに業務負担を求めるものではない。	30.3.22 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.1) (平成30年3月23日)の送付について	133
1619	23 居宅介護支援事業	1 人員	訪問介護が必要な理由について	基準第13 条第18 号の2に基づき、市町村に居宅サービス計画を提出するに当たっては、訪問介護(生活援助中心型)の必要性について記載することとなっているが、居宅サービス計画とは別に理由書の提出が必要となるのか。	当該利用者について、家族の支援を受けられない状況や認知症等の状況があることその他の事情により、訪問介護(生活援助中心型)の利用が必要である理由が居宅サービス計画に記載内容から分る場合には、当該居宅サービス計画のみを提出すれば足り、別途理由書の提出を求めるものではない。	30.3.22 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.1) (平成30年3月23日)の送付について	134
1620	23 居宅介護支援事業 【居宅介護支援】	1 人員	居宅介護支援費(Ⅱ)の要件	事務職員の配置について、当該事業所の介護支援専門員が行う基準第13条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資する職員については、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められるが、認められる場合について具体例を示されたい。	具体例として、次のような場合に算定できる。これらの具体例を踏まえ、個々の状況等に応じて個別具体的に判断されるものである。 ＜例＞ ※当該事業所の介護支援専門員が行う基準第13条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資することが前提 ・法人内に事務職員の部署があり、事務職員を配置 ・併設の訪問介護事業所に事務職員を配置 等	3.3.26 事務連絡 介護保険診療新情報vol.992 「令和3年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.3) (令和3年3月26日)の送付について	117
1621	23 居宅介護支援事業 【居宅介護支援】	2 設備	居宅介護支援費(Ⅱ)の要件	情報通信機器の活用について、「情報通信機器」を具体的に示されたい。	・情報通信機器については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問介護所サービス、居宅介護管理計画及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に関する費用の額の算定に関する基準の附則」に定める事項について(平成12年3月1日老企第38号)第3の7の(2)「情報通信機器(人工知能関連技術を含む)」の活用により、情報通信機器(人工知能関連技術を含む)については、 当該事業所の介護支援専門員が行う指定居宅介護支援等基準第13条に掲げる一連の業務等の負担軽減や効率化に資するものとするが、具体的には、例えば、 ・当該事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリケーションを構築したスマートフォン ・訪問記録を随時記録できる機能(音声入力も可)のソフトウェアを組み込んだタブレット等とする。 この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」(厚生労働省「医療情報システム」の安全管理に関するガイドライン)等遵守すること。	3.3.26 事務連絡 介護保険診療新情報vol.992 「令和3年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.3) (令和3年3月26日)の送付について	115
1622	23 居宅介護支援事業 【居宅介護支援】	2 設備	居宅介護支援費(Ⅱ)の要件	情報通信機器(人工知能関連技術を含む)の活用や事務職員の配置にあたっての当該事業所が介護支援専門員が行う基準第13条に掲げる一連の業務等について具体例を示されたい。	・情報通信機器(人工知能関連技術を含む)の活用や事務職員の配置にあたっての当該事業所が介護支援専門員が行う基準第13条に掲げる一連の業務等について具体例を示されたい。 ＜例＞ ○利用者に係る情報共有を即時、かつ、同時に可能とする機能や関係者との日程調整の機能を有しているもの。 ○ケアプラン等の情報をいつでも記録、閲覧できる機能を有しているもの。 ○要介護認定申請書情報連携業務 ○事務職員の打ち込み・書き、ファイルなど ○ケアプラン作成関連業務 ○ケアプラン作成関連業務 ○給付管理関連業務 ○事務職員の打ち込み・書き、ファイルなど ○利用者や家族との連絡調整に関する業務 ○事業所との連絡調整・書類送達等業務 ○保険者との連絡調整・手帳送付に関する業務 ○給付と計画に関する業務	3.3.26 事務連絡 介護保険診療新情報vol.992 「令和3年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.3) (令和3年3月26日)の送付について	146

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	
	平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降				文書名 問番号	
23	居宅介護支援事業	3 運営	居宅サービス計画の変更について	今回、訪問介護や通所介護で時間区分の変更が行われたことにより、あらかじめ居宅サービス計画の点検(見直し)作業を行うこととなるが、当該作業の結果、時間区分を変更することとしたケースについては、必ずサービス担当者会議を開催しなければならないのか。	居宅サービス計画の変更は適切なケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに即してサービスを提供する観点から行われるものであり、全体の時間区分の変更を促進し、利用者のニーズを満たすために適切にケアマネジメントに基づき、これまで提供されてきた介護サービスの内容をあらためて見直し、結果、居宅サービス計画を変更する必要が生じた場合も本来は当然の結果と捉えられる。サービス計画の変更は無いが、介護報酬算上のサービス提供訪問区分が変更になる場合は、サービス担当者会議を含めた一連の業務を行う必要はない。ただし、この場合にあっては利用者負担額が変更になることから利用者への説明は必要となる。	24.3.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.223 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2) (平成24年3月30日)の送付について	17
1623					なお、従前より訪問介護の所要時間については、現にサービスを提供した時間ではなく、訪問介護計画において定められた内容のサービスを行うために必要と考えられる標準的(平均的)な時間としており、今般の見直し後も所要時間の考え方は変わらない。ただし、(通所介護においても考え方は同様。)	削除	
23	居宅介護支援事業	3 運営	居宅療養管理指導に基づく情報提供について	医師、歯科医師、薬剤師又は看護職員が居宅療養管理指導を行った場合、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要と情報提供を行うことが必須となったが、介護支援専門員における当該情報はどのように取り扱うのか。	居宅療養管理指導に基づく情報提供は、居宅サービス計画の策定等に必要なものであることから、情報提供を受けた介護支援専門員は居宅サービス計画の策定等に当たり、当該情報を参照すること。 また、適切なサービス提供に当たり、利用者に介護サービスを提供している他の介護サービス事業者とも必要に応じて当該情報を共有すること。	24.3.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.273 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2) (平成24年3月30日)の送付について	18
1624							
23	居宅介護支援事業	3 運営	居宅サービス計画(ケアプラン)の届出について	居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、平成30年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、厚生労働省が告示で定める回数以上の生活援助中心型サービスを提供する計画を市町村に提出し、そのケアプランを市町村に届け出る必要があるが、平成30年10月サービス分のケアプランから届出対象となるのか。	届出の対象は、ケアプランの作成又は変更した日を基準とする。 そのため、最初の届出期間となる平成30年11月末までの届出対象は、 ・平成30年10月中に作成又は変更した10月サービス分のケアプラン ・平成30年10月中に作成又は変更した11月サービス分のケアプラン となり、平成30年9月中に作成又は変更した10月サービス分のケアプランは届出対象とならない。	30.11.7 事務連絡 介護保険最新情報vol.690 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.7) (平成30年11月7日)の送付について	1
1625							
23	居宅介護支援事業	3 運営	居宅サービス計画(ケアプラン)の届出について	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、1月の途中より1日数の少ない2月から居宅サービスの利用を開始するケアプランを作成した事例においては、厚生労働省が告示で定める回数以上の生活援助中心型サービスを提供する場合、作成月においては、厚生労働省が告示で定める回数を下回る計画であるものの、翌月には当該回数以上の生活援助中心型サービスを位置づけた計画となる場合がある。このような場合であっても、届出の対象となるのか。	厚生労働省が告示で定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置づけたケアプランを作成した時点で、届出の対象となる。 具体例として、例えば、 ・1月末に2月以降のケアプラン(第1表～第3表及び第6表、第7表)を作成したところ、2月分の第6表及び第7表(サービス利用表)は、厚生労働省が告示で定める回数を下回っていたが、 ・2月末に作成した3月分の第6表及び第7表では、当該回数以上の生活援助中心型サービスを位置づけている場合、 居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、2月末に作成した第6表及び第7表を既に作成済みの第1表から第3表と併せて、3月末までに市町村に届け出なければならない。	30.11.7 事務連絡 介護保険最新情報vol.690 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.7) (平成30年11月7日)の送付について	2
1626							
23	居宅介護支援事業	3 運営	居宅サービス計画(ケアプラン)の届出について	厚生労働省が告示で定める回数以上の生活援助中心型サービスを提供した場合に、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が市町村に対して届け出なければならないケアプランとは、具体的に何を提出すればよいのか。	居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、サービス担当者会議において得られた意見を踏まえ、作成したケアプラン(第1表～第3表及び第6表、第7表)の原案を利用者又はその家族に対して説明し、説明した同意を得ることとしている。 居宅介護支援事業所が告示で定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置づけた場合に市町村に届け出る事例は、前述の手続きにて、利用者又はその家族から同意を得たケアプラン(第1表～第3表及び第6表、第7表)の写しを用いることで支えたい。 なお、届け出たケアプランが地域ケア個別会議等において議決される場合、保険者から事例の全体像を把握するため、利用者の基本情報等に関する資料の提出を求められる場合がある。このため、ご記載いただきました。 (※1 多量制による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き(平成30年10月9日)P15～P26を参照)	30.11.7 事務連絡 介護保険最新情報vol.690 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.7) (平成30年11月7日)の送付について	3
1627							
23	居宅介護支援事業	3 運営	居宅サービス計画(ケアプラン)の届出について	居宅介護支援事業所の事業の実施地域が市町村をまたがる場合等では、居宅介護支援事業所が所在する市町村と、利用者の保険者である市町村が異なる場合もあり得るが、その場合、居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、どちらの市町村にケアプランを届け出ればよいのか。	厚生労働省が告示で定める回数以上の生活援助中心型サービスを提供した場合、居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、サービス担当者会議において得られた意見を踏まえ、作成したケアプラン(第1表～第3表及び第6表、第7表)の原案を利用者又はその家族に対して説明し、説明した同意を得ることとしている。 居宅介護支援事業所が告示で定める回数以上の生活援助中心型サービスを位置づけた場合に市町村に届け出る事例は、前述の手続きにて、利用者又はその家族から同意を得たケアプラン(第1表～第3表及び第6表、第7表)の写しを用いることで支えたい。 なお、届け出たケアプランが地域ケア個別会議等において議決される場合、保険者から事例の全体像を把握するため、利用者の基本情報等に関する資料の提出を求められる場合がある。このため、ご記載いただきました。 (※1 多量制による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き(平成30年10月9日)P15～P26を参照)	30.11.7 事務連絡 介護保険最新情報vol.690 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.7) (平成30年11月7日)の送付について	4
1628							
23	居宅介護支援事業	1 人員	介護予防支援(職員の業務)	介護予防支援事業の担当職員については、非常勤として他の指定事業所の業務と兼任することは可能か。	介護予防支援業務の担当職員については、必ずしも常勤である必要はなく、業務に支障のない範囲で、他の事業所の業務と兼務することも可能である。	18.3.27 介護制度改革Information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2)	14
1629							
23	居宅介護支援事業	1 人員	介護予防支援(管理者の業務)	介護予防支援事業所の管理者と他の事業所の管理者は業務可能か。	介護予防支援事業所の管理者は、原則として専任でなければならない。ただし、当該介護予防支援事業所の介護予防支援業務、当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの業務に際して、介護予防支援事業所の管理に支障がない場合には、業務可能である(介護予防支援基準第3条参照)。したがって、他の事業所の管理者との業務をすることはできない。	18.3.27 介護制度改革Information vol.80 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2)	18
1630							

連番	サービス種別	項目	基準種別	質問	回答	文書名	問番号
	平成31年2月5日 Q&A以前					18.3.27 介護制度改正情報 vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)	21
1631	23 居宅介護支援事業	介護予防支援(その他)	2 設備	介護予防支援業務を実施する担当職員を配置するスペースが不足しているため、地域包括支援センターとは別の場所に執務室を確保し、業務を実施することは可能か。	地域包括支援センターの業務については、指定介護予防支援に関する業務を含め、専門職がチームにより一体的に実施することと求められることから、執務スペースについては、当面、分機することが望ましい。ただし、職員配置の都合上、不可能な場合については、当面、分機することとやむを得ないが、その場合についても、 ①相互に連絡・調整を密に行い、地域包括支援センターとしての業務の組織的・一体的な実施に支障がないものであること ②可能な限り運やかに、一体的に実施できる執務スペースを確保すること が必要である。 ※なお、介護予防支援の担当職員の執務スペースを、例えば、居宅介護支援事業所内に置いて、居宅介護支援業務と混然一体で実施することは認められない。		
1632	23 居宅介護支援事業	給付管理票の記載	3 運営	「給付管理票」の「給付計画単位数」欄、「給付計画日数」欄には、当初の「計画」を記載するののか、それとも月末時点での実績を記載するののか。	居宅サービス計画は、サービス実施月間の適切な上限管理と利用者の希望や心身状況の変化によって生じる変更や完成も考慮されるものである。当初の「サービス計画」に記載された事業所ごと、サービス種別ごとの給付計画単位数を上回るような場合には、必要に応じて事業所ごと、サービス利用票等の再作成が必要であり、その際作成後の「計画」に記載することになるが、再作成が必要でない場合（例えば、週4回訪問介護を予定していたが、そのうちの1回がキャンセルとなった、その分を他の事業所のサービスに振り替えることなど）となる。具体的には、居宅介護支援事業者が受託として所轄の「サービス利用票別表(第1号)」から、訪問サービス区分については、事業所、サービス種類ごとの累計の「区分支給限度基準内単位数」を、転記することとなる。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 vol.2	147
1633	23 居宅介護支援事業	基本チェックリスト	3 運営	認知症や機能等により、基本チェックリストの実施が困難な者についても、基本チェックリストの全項目を開きとる必要があるか。	1「基本チェックリスト」の結果は、生活機能の低下の程度を判断するデータのの一つとして、特定高齢者の決定や介護予防ケアマネジメント等の際に活用することとしており、介護予防事業の利用が想定される者については、原則として、全項目について聴取していただきたい。 2 なお、認知症等により問診の実施が困難なケースについては、全項目の聴取が出来なくてもやむを得ないものと考えている。	18.2.17 介護制度改正情報 vol.61	3
1634	23 居宅介護支援事業	介護予防ケアマネジメント	3 運営	予防給付の介護予防ケアマネジメントにおいて、心電図や血圧アルブミン等の検査データは必要か。	予防給付の対象となる要支援者は、介護予防ケアプランの作成に必要となる検査データ等について、かかりつけ医等から情報収集を行うこととなるが、必要と考えられる検査データに不足があれば、適宜、かかりつけ医に依頼し、必要となる検査の実施や、健康調査等の実施を勧誘する等の対応が必要と考えられる。	18.2.17 介護制度改正情報 vol.61	5
1635	23 居宅介護支援事業	介護予防ケアマネジメント	3 運営	「特定高齢者の決定方法」で示された各介護予防プログラムの判定基準は、予防給付の介護予防ケアマネジメントにおいても適用する必要があるか。	予防給付の対象となる要支援者は、特定高齢者と比べて心身の状態が不安定であることから、運動器の機能向上や栄養改善などのプログラムを組み合わせて、総合的な支援を行う必要がある。 このため、「特定高齢者の決定方法」で示した各介護予防プログラムの基準に該当しない場合であっても、適宜、介護予防ケアプランに組み入れても差し支えないこととする。	18.2.17 介護制度改正情報 vol.61	6
1636	23 居宅介護支援事業	介護予防ケアマネジメント	3 運営	予防給付において、運動器の機能向上等のプログラムが提供できない場合、要支援者が介護予防特定高齢者施策のプログラムに参加することは可能か。	1 介護予防特定高齢者施策においては、原則として要支援・要介護者を事業の対象としており、質問のような場合についても、要支援者を介護予防特定高齢者施策の対象とすることはできない。 2 なお、要支援・要介護認定の取消後に、改めて特定高齢者の決定等の必要の手続きを経て、介護予防特定高齢者施策の対象とすることは差し支えない。	18.2.17 介護制度改正情報 vol.61	7
1637	23 居宅介護支援事業	介護予防支援(標準担当件数)	3 運営	介護予防支援の担当件数の標準は示されるのか。	介護予防支援の人員基準上「必要数」とされており、特に具体的な担当職員1人当たりの担当件数は示していない(介護予防支援標準第2条)が、業務に支障のない人員を配置することが必要である。 ※なお、介護予防支援の人員基準は、地域包括支援センターの設置基準で定められた3職種の人員基準とは別に定められているものであり、3職種との業務は可能であるが、介護予防支援の業務に支障のない人員を配置することが求められる。	18.3.27 介護制度改正情報 vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)	13
1638	23 居宅介護支援事業	介護予防支援(委託件数)	3 運営	介護予防支援業務を実施する地域包括支援センターが、設置基準と同一法人が、居宅介護支援事業所を複数経営している場合、当該居宅介護支援事業所のケアマネジャーが介護予防支援業務を実施する場合、4件の制限がかかるのか。	お尋ねのケースについては、当該ケアマネジャーがどのような立場で介護予防支援業務を実施するののかによって取扱いが異なる。具体的には次のとおり。 ①居宅介護支援事業所のケアマネジャーとしてではなく、介護予防支援事業所の非常勤の担当職員として介護予防支援事業所において業務を実施する場合 ②居宅介護支援事業所として業務を実施するわけではないので、4件の上限は適用されない。 ③居宅介護支援事業所のケアマネジャーとして居宅介護支援事業所において業務を実施する場合 ④あくまでも、当該居宅介護支援事業所が、介護予防支援事業所から委託を受けて介護予防支援業務を実施することとなるため、8件の上限が適用される。 ※なお、次の問及び全面介護保険担当職員プログラム会議資料(平成18年2月)「地域包括支援センター介護予防支援関係Q&A(抜粋)」を参照。	18.3.27 介護制度改正情報 vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)	15
1639	23 居宅介護支援事業	介護予防支援(委託件数)	3 運営	介護予防支援業務の委託件数の上限の算定については、常勤・非常勤の別にかかわらず、介護支援専門員1人当たり4件なのか。	委託件数の上限の算定に当たっては、常勤換算した介護支援専門員の人数に8を乗じた数として取り扱う。	18.3.27 介護制度改正情報 vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)	16

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	問番号
	平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					
1640	23 居宅介護支援事業	3 運営	介護予防支援(委託件数)	介護予防支援センターの人員基準を満たす担当職員が介護予防サービス計画を作成した場合、必ず保健師がチェックしなければならないのか。	介護予防支援センターの人員基準を満たす担当職員が介護予防サービス計画を作成したケースについてである。したがって、お尋ねのケースについては件数を算定する必要はない。	18.3.27 介護制度改革 Information vol.80 平成16年4月改定関係Q &A(vol.2)	17
1641	23 居宅介護支援事業	3 運営	介護予防支援(その他)	地域包括支援センターの人員基準を満たす担当職員が介護予防サービス計画を作成した場合、必ず保健師がチェックしなければならないのか。	介護予防支援業務の実施に当たっては、給付管理業務のような事務的部分を除き、人員基準を満たす担当職員が対応しなければならない。その業務の実施に当たっては、指定介護予防サービス提供時間等である地域包括支援センターにおいて組織(チーム)として対応することを原則とするが、必ずしも、保健師によるチェックなどを要するものではない。	18.3.27 介護制度改革 Information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)	19
1642	23 居宅介護支援事業	3 運営	介護予防支援(その他)	介護予防サービス計画の作成を居宅介護支援事業所に委託した場合の同意は、保健師が行わなければならないか。	必ずしも保健師が行う必要はなく、担当職員によるもので差し支えないが、組織(チーム)としての対応、意思決定は必要である。	18.3.27 介護制度改革 Information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)	20
1643	23 居宅介護支援事業	3 運営	介護予防支援(介護予防プラン)	介護予防サービス計画において、介護予防訪問介護等の具体的な回数やサービス提供日、サービス提供時間を設定する場合、介護予防プランの様式のどの部分に記載すればよいのか。	介護予防訪問介護等定額制のサービスについては、介護予防サービス計画においては、目標や方針、支援要素などを、利用者の意向も踏まえ決定することであり、具体的な介護予防サービスの提供方法や提供日時については、当該介護予防サービス計画を踏まえ、利用者やサービス提供事業者の間合意により決定されることとされている。	18.3.27 介護制度改革 Information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)	22
1644	23 居宅介護支援事業	3 運営	介護予防支援(サービス調整)	介護予防サービス計画において、介護予防訪問介護等の具体的な回数やサービス提供日、サービス提供時間を設定する場合、介護予防プランの様式のどの部分に記載すればよいのか。	従前はケアマネジャーが行っていたところであるが、介護予防サービスにおける介護予防訪問介護等の定額報酬であるサービスの場合は、必ずしも、介護予防支援事業者が行う必要はなく、サービス提供事業者が利用者との話し合いで行うこととして差し支えない。 ※ 介護予防サービスについても、出来高払いのサービスの取扱いについては、従前どおりである。	18.3.27 介護制度改革 Information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)	23
1645	23 居宅介護支援事業	3 運営	介護予防支援	介護予防支援の様式のうち、7表・8表の取扱いはどのようにすればよいのか。	7表・8表については、介護予防サービスにおいては、目標や方針、支援要素などを介護予防支援事業者が決定することとしている。サービスの具体的な提供方法や提供日時等については、当該介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画を踏まえ、サービス提供事業者と利用者の協議により決定されることとされている。これを踏まえ、7表・8表については、現行のもの、適宜、介護予防支援事業者の判断により、業務に支障のない範囲内で簡素化して利用することとして差し支えない。	18.3.27 介護制度改革 Information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)	24
1646	23 居宅介護支援事業	3 運営	介護予防支援	介護予防支援業務を指定居宅介護支援事業所に委託する場合の委託業務の範囲や委託期間は、介護予防支援事業者と指定居宅介護支援事業者の間の契約で、自由に決定することができるのか。また、その際の委託料については、なんらかのガイドラインが示されるのか。	委託した場合であっても、最終的な責任を本来の業務実施主体である介護予防支援事業者が負うという前提で、基本的には、委託の範囲は、介護予防支援事業者と指定居宅介護支援事業者の間の契約で決定されるものである。その際の委託料についても、両者の契約によるべきものであり、ガイドライン等を示す予定はない。	18.3.27 介護制度改革 Information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)	25
1647	23 居宅介護支援事業	3 運営	介護予防支援	インプット・メール・サービスなどの介護予防サービス計画について、介護予防支援費を算定することは可能か。	介護予防給付の利用実績のない場合は、給付管理票を作成できないため、介護予防支援費を算定することはできない。	18.3.27 介護制度改革 Information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)	26
1648	23 居宅介護支援事業	3 運営	サービス提供拒否	取扱件数が40件を超えることを理由に一律に、サービス提供を拒否すれば、基準違反になるのか。	指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なくサービス提供を拒否できないこととされている。ただし、現行制度上も、例えば、当該事業所の職員から申し込みが応じられない場合などについては、「正当な理由」に該当するものとしていいる。 したがって、40件を超えることを理由に拒否するケースについては、一概に適否を判断するのではなく、従前どおり、個別ケースの状況に応じて、判断すべきである。なお、いずれにせよ、自らサービスを提供できない場合については、利用者に列して事情を丁寧に説明した上で、別の事業所を紹介するなど利用者に支障がないよう配慮することが必要である。	18.3.27 介護制度改革 Information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)	36
1649	23 居宅介護支援事業	3 運営	要支援状態から要介護状態への変更	月の途中で要支援状態区分から要介護状態区分に変更となり、事業所が変更となった場合の取扱いはどのように行うのか。	月の途中で要支援状態区分から要介護状態区分に変更となり事業所が変更となった場合には、介護支援業務を行う主体が地域包括支援センターとなる介護予防支援事業者から居宅介護支援事業者に移るため、担当する事業所が変更となるが、この場合には、月末に担当した事業所(小規模多機能型居宅介護支援事業所及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。)が給付管理票を作成し、提出することとし、居宅介護支援費を併せて請求するものとする。また、逆の場合は、月末に担当した地域包括支援センターたる介護予防支援事業者が給付管理票を作成、提出し、介護予防支援費を請求するものとする。	18.3.27 介護制度改革 Information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)	37

連番	サービス種別 平成31年2月5日 Q&A以前	基準種別 平成31年3月15日 Q&A以降	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
1658	23 居宅介護支援事業	4 報酬	退院・退所加算	退院・退所加算について、「また、上記にかかると会議(カンファレンス)に参加した場合は、(1)において別途定める様式ではなく、当該会議(カンファレンス)等の日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること。」とあるが、このいう居宅サービス計画等とは、具体的にどのような書類を指すのか。	居宅サービス計画については、「介護サービス計画書の様式及び報酬分析票項目の提示について」(平成31年11月12日付)で企業等9年度厚生省老人保健福祉局企画課長通知において、標準例としての様式を示しているところであるが、当該様式の中では第5表の表の「居宅介護支援経過」の部分が割定され、それ以外であれば上記の内容を満たすまでであっても可能である。	24.3.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.273 「平成24年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.2) (平成24年3月30日)の送付について
1659	23 居宅介護支援事業	4 報酬	退院・退所加算	入院中の担当医等との会議(カンファレンス)に参加した場合、当該会議等の日時、開催場所、出席者、内容の要点等について記録し、「利用者又は家族に提供した文書の写し」を添付することになっているが、この文書の写しとは診療報酬の退院時共同指導票算定方法でいう「病院の医師や看護師等と共同で退院後の在宅療養について指導を行い、患者に情報提供した文書」を指すと解釈してよいのか。	そのとおり。	24.3.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.273 「平成24年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.2) (平成24年3月30日)の送付について
1660	23 居宅介護支援事業	4 報酬	退院・退所加算	転院・転所前の医療機関等から提供された情報を居宅サービス計画に反映した場合、退院・退所加算を算定することは可能か。	可能である。 退院・退所加算は、原則、利用者の状態を適切に把握できる退院・退所前の医療機関等との情報共有に対し計算するものであるが、転院・転所前の医療機関等から提供された情報であっても、居宅サービス計画に反映すべき情報であれば、退院・退所加算を算定することは可能である。 なお、この場合においても、退院・退所前の医療機関等から情報提供を受けていることは必要である。	24.4.25 事務連絡 介護保険最新情報vol.284 「平成24年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.3) (平成24年4月25日)の送付について
1661	23 居宅介護支援事業	4 報酬	退院・退所加算	4月に入院し、6月に退院した利用者で、4月に1回、6月に1回の計2回、医療機関等から必要な情報の提供を受けた場合、退院・退所加算はいつ算定するのか。	利用者の退院後、6月にサービスを利用した場合に6月分を請求する際に、2回分の加算を算定することとなる。 なお、当該月にサービスの利用実績がない場合等給付管理票が作成できない場合は、当該加算のみを算定することはできないため、例えば、6月末に退院した利用者で、7月から居宅サービス計画に基づいたサービスを提供しており、入院期間中に2回情報の提供を受けた場合は、7月分を請求する際に、2回分の加算を算定することが可能である。ただし、退院・退所後の円滑なサービス利用につなげていることが必要である。	24.4.25 事務連絡 介護保険最新情報vol.284 「平成24年度介護報酬改定」に関するQ&A(vol.3) (平成24年4月25日)の送付について
1662	23 居宅介護支援事業	4 報酬	数ヶ月に1〜2度短期入所のみを利用する居宅介護支援費	数ヶ月に1〜2度短期入所のみを利用する利用者の利用する利用者に對しては、サービス利用票の作成されない月があるため、給付管理票を作成できない月があるが、当該居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所は給付管理票を関係先に提出する月分のみ居宅介護支援費を請求することはできないのか。	サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費の請求はできない。	12.4.28事務連絡 介護保険最新情報vol.71 介護報酬等に係るQ&A vol.2
1663	23 居宅介護支援事業	4 報酬	運営基準違反に係る減算	運営基準違反に該当する場合の減算方法について	当該減算は、居宅介護支援の質の向上を図る観点から、居宅介護支援の体制や居宅サービス計画に応じた評価を行うことを目的としており、利用者ごとに適用される。	15.5.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A
1664	23 居宅介護支援事業	4 報酬	運営基準違反に係る減算	新規認定時の減算に係る結算月について	居宅介護支援事業所は要介護認定申請等に係る補助が義務付けられていることから、認定申請の段階から居宅サービス計画の原票の検討に入るべきであるため、原則として認定申請日の属する月にかからず居宅介護支援費から減算する。	15.5.30 事務連絡 介護保険最新情報vol.151 介護報酬に係るQ&A
1665	23 居宅介護支援事業	4 報酬	介護予防支援(初回加算)	利用者が要介護者から要支援者に変更となった事例について、従前、ケアプランを作成していた居宅介護支援事業所が、地域包括支援センターから委託を受けて、新規に介護予防サービス計画を作成する場合、初回加算は算定できるのか。	初回加算については、介護予防サービス計画を新たに作成するに当たり、新たなアセスメント等を算定することを計画したものであり、お尋ねの事例については、算定可能である。なお、この考え方については、居宅介護支援費に換えても、共通である。	18.3.27 介護制度改革 Information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)
1666	23 居宅介護支援事業	4 報酬	介護予防支援(初回加算)	介護予防支援業務を委託している居宅介護支援事業所が変更となった場合についても、初回加算を算定することができるのか。また、転居等により介護予防支援事業所が変更となった場合はどうか。	前者のケースについては、委託された居宅介護支援事業所は変更になっても、当該介護予防支援事業所として初めて当該利用者を担当する月分での初回加算を算定することとなる。後者の場合は、転居等により介護予防支援事業所が変更となった場合については、介護予防支援事業所としては初めて当該利用者を担当する月分での初回加算を算定することが可能である。	18.3.27 介護制度改革 Information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)
1667	23 居宅介護支援事業	4 報酬	介護予防支援(初回加算)	初回加算の算定条件である「新規」には、契約は継続しているが給付管理を初めて行う利用者を含むと解釈してよいのか。	「新規」とは、初めて給付管理を行い、報酬請求を行う月分について適用するものである。したがって、従前より契約関係は存在していた利用者についても、初めて報酬請求に至った月分において、初回加算を算定することが可能である。なお、この考え方については、居宅介護支援費に換えても、共通である。	18.3.27 介護制度改革 Information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)
1668	23 居宅介護支援事業	4 報酬	介護予防支援(初回加算)	契約期間が終了したものの、その翌日に、再度、契約がされた場合については、再度の契約開始の際に初回加算は算定できるのか。	初回加算については、事実的に介護予防支援事業所が初めて、利用者に対する対応を行う際に、その手間等を担うという性質である。そのため、契約が実質的に継続するようなケースについては、算定することはできない。	18.3.27 介護制度改革 Information vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)

連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	
	平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
1669	23 居宅介護支援事業	4 報酬	取扱件数	居宅介護支援費の算定区分の利用者のための取扱件数については、事業所の所属するケアマネージャー1人当たりの平均で計算するという取扱いでよいのか。	ケアマネージャー1人当たりというのは、常勤換算によるものか。その場合、管理者がケアマネージャーであれば1人として計算できるのか。	基本的に、事業所に所属するケアマネージャー1人(常勤換算)当たりの平均で計算することとし、事業所の規模の異なる各区分により、事業所のケアマネージャーごとに多くの取扱件数の差が生じ、結果的に一部ケアマネージャーが当該事業所の算定区分に係る件数を超える件数を用い扱うことが発生することと見なす。ただし、一部のケアマネージャーに取扱件数が著しく偏るなど、居宅介護支援の質の確保の観点で支障があるような場合については、是正が必要がある。	18.3.27 介護制度改革情報 vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)	30
1670	23 居宅介護支援事業	4 報酬	取扱件数			取扱件数や介護予防支援業務委託上乗の計算に当たっては、ケアマネージャー1人当たりの取扱については、常勤換算による。なお、管理者がケアマネージャーである場合、管理者がケアマネージャーでない場合は、管理者が常勤換算1人のケアマネージャーとして扱う。ケアマネージャーが複数いない場合は、管理者としての常勤換算としており、ケアマネージャーの数にまつて計算してよいのか。 については、当該管理者については、ケアマネージャーの人数として算定することはできない。	18.3.27 介護制度改革情報 vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)	31
1671	23 居宅介護支援事業	4 報酬	取扱件数	報酬の支給区分の基準となる取扱件数は、実際に報酬請求を行った件数という意味か。		取扱件数の算定は、実際にサービスが利用され、給付管理を行い、報酬請求を行った件数をいう。したがって、単に契約をしているだけのケースについては、取扱件数にカウントしない。	18.3.27 介護制度改革情報 vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)	32
1672	23 居宅介護支援事業	4 報酬	特定事業所集中減算	特定事業所集中減算の算定に当たって、対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法人単位で判断するのか、あるいは、系列法人まで含めるのか。		同一法人格を有する法人単位で判断されたい。	18.3.27 介護制度改革情報 vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)	34
1673	23 居宅介護支援事業	4 報酬	特定事業所加算	居宅介護支援事業の特定事業所加算を取得した事業所は、毎月、「所定の記録」を算定しなければならないこととされているが、その様式は示されるのか。		別添①の様式(省略)に従い、毎月、作成し、2年間保存しなければならない。	18.3.27 介護制度改革情報 vol.80 平成18年4月改定関係Q &A(vol.2)	35
1674	23 居宅介護支援事業	4 報酬	基本単位区分	利用件数が介護支援専門員1人当たり40件以上の場合に於ける居宅介護支援費(Ⅰ・Ⅱ)又は(Ⅲ)の取り扱いについて具体的な示されたい。		【例1】 取扱件数80人で常勤換算方法で、5人の介護支援専門員がいる場合 ①40(件)×1.5(人)=60(人) ②60(人)-1(人)=59(人)であることから、 1件目から59件目については、居宅介護支援費(Ⅰ)を算定し、60件目から80件目については、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定する。 【例2】 取扱件数160人で常勤換算方法で、8人の介護支援専門員がいる場合 ①40(件)×2.5(人)=100(人) ②100(件)-1(人)=99(人)であることから、 1件目から99件目については、居宅介護支援費(Ⅰ)を算定し、 100件目以降については、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定する。 ③60(件)×2.5(人)=150(人) ④150(人)-1(人)=149(人)であることから、 149件目から149件目については、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定し、150件目から160件までは、居宅介護支援費(Ⅲ)を算定する。 なお、ここに示す40件以上の取扱いは、介護報酬算定上の取扱いであり、指定居宅介護支援費の運営基準に規定する介護支援専門員1人当たり標準担当件数35体の取扱いと異なるものであるため、標準担当件数が35件以上40件未満の場合において、ただしに運営基準違反となるものではない。	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q &A(vol.1)	58
1675	23 居宅介護支援事業	4 報酬	基本単位区分	取扱件数39・40件又は59・60件目に当たる利用者について、契約日は同一であるが、報酬単価が異なる利用者(「要介護1・2:1,005単位/月」及「要介護3・4・5:1,306単位/月」)であった場合、当該利用者をどのように並べるのか。		利用者については、契約日順に並べることとしているが、居宅介護支援費の区分が異なる9件目・240件目又は59件目と60件目において、それぞれに当たる利用者の報酬単価が異なっていた場合は、報酬単価が高い利用者(「要介護3・4・5:1,306単位/月」)から先に並べることとし、40件目又は60件目に報酬単価が低い利用者(「要介護1・2:1,005単位/月」)を位置付けることとする。	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q &A(vol.1)	59
1676	23 居宅介護支援事業	4 報酬	介護予防支援費(減算制)	介護予防支援費において、減算制は適用されるのか。		適用されない。このため、居宅介護支援と介護予防支援との合計取扱件数が40件以上となる場合には、介護予防支援の利用者を冒頭にし、次に居宅介護支援の利用者を契約日が古いものから順に並べることにより、40件以上となる居宅介護支援のみ減算制を適用することとする。	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q &A(vol.1)	60
1677	23 居宅介護支援事業	4 報酬	減算制	事業の譲渡・承継が行われた場合の減算制の取扱いは示されたい。		事業の譲渡・承継が行われた場合には、新たに当該事業所の利用者となる者については、譲渡・承継の日を契約日として取り扱うこととする。減算制に係る40件目及び60件目の取扱いについては、問59を参照すること。	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q &A(vol.1)	61

連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	
	平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q & A以降					文書名	問番号
23	居宅介護支援事業	4 報酬	初回加算	初回加算において、新規に居宅サービス計画を作成する場合の「新規」の考え方について示されたか。	初回加算については、新規に居宅サービス計画を作成する場合の「新規」の考え方について示されたか。	契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去三ヶ月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供していない場合は、居宅介護支援加算が算定されない場合とし、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。なお、介護予防支援に関する初回加算についても、同様の扱いとする。	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q & A(vol.1)	62
1678								
23	居宅介護支援事業	4 報酬	特定事業所加算	主任介護支援専門員「等」の書きがある場合、加算はいくら算定できるのか。	主任介護支援専門員「等」の書きがある場合、加算はいくら算定できるのか。	平成21年度中に主任介護支援専門員研修修了を要し、かつ必ず修了する見込みがある者が、主任介護支援専門員研修の受講要件を満たし、給付管理を行った月から算定できるものとする。	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q & A(vol.1)	63
1679						削除		
23	居宅介護支援事業	4 報酬	入院時情報運追加算	前月に居宅サービス計画に基づき介護保険サービスを利用していた利用者について、当該月分の居宅サービス計画の作成及び介護保険サービスの利用がなされていない状態で、病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合における入院時情報運追加算算定の取扱いについて具体的に示されたか。	前月に居宅サービス計画に基づき介護保険サービスを利用していた利用者について、当該月分の居宅サービス計画の作成及び介護保険サービスの利用がなされていない状態で、病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合における入院時情報運追加算算定の取扱いについて具体的に示されたか。	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q & A(vol.1)		64
1680						7/1-7/5 介護保険サービス利用 6/1- 介護保険サービス利用 7/5 入院 7/7 情報提供B 7/10 6月分請求日 7/12 情報提供C		
23	居宅介護支援事業	4 報酬	運送・通所加算	運送・通所加算の算定に当たり、居宅サービス又は地域密着型サービスを利用した場合、具体的にいつの月に算定するのか。	運送・通所加算の算定に当たり、居宅サービス又は地域密着型サービスを利用した場合、具体的にいつの月に算定するのか。	運送又は通所に当たって、保険医療機関等の職員と面談等を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する期間に於いて、当該利用者に関する必要な情報を提供を行った場合、算定可能である。したがって、下記の例においては、A、Bは算定可能であるが、10日を過ぎて情報提供をおこなったCについては算定することができない。 ＜例＞ 6/1- 介護保険サービス利用 7/1-7/5 介護保険サービス利用なし → 情報提供A 7/5 入院 7/7 情報提供B 7/10 6月分請求日 7/12 情報提供C	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q & A(vol.1)	65
1681								
23	居宅介護支援事業	4 報酬	運送・通所加算	病院等の職員と面談等を行い、居宅サービス計画を作成したが、利用者等の事情により、居宅サービス又は地域密着型サービスを利用するまでに、一定期間が生じた場合の取扱いについて示されたか。	運送・通所加算については、医療と介護の連携の強化・推進を図る観点から、運送・通所時間、病院等と利用者に関する情報共有等を行う際の評価を行うものである。また、当該情報に基づいて居宅サービス計画を作成することにより、利用者の状態に応じた、より適切なサービス提供が行われるものと考えられることから、利用者が当該病院等を運送・通所した後、一定期間サービスが提供されなかった場合は、その間に利用者の状態等が変化することや、一定期間サービスが提供される日数に満たないことなどにより、算定できないものとする。なお、前月の状態に比べて、当該加算の算定が可能な日数が増えることがないものとする。	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q & A(vol.1)		66
1682						6/27 運送・通所日 6/27-8/1 サービス提供なし 8/1- 8月からサービス提供開始 上記の例の場合、算定不可		
23	居宅介護支援事業	4 報酬	認知症加算	認知症加算において、認知症高齢者の日常生活自立度については、どのように記録しておくのか。	主治医等の書き等が提供された場合は、居宅サービス計画等と一体として保存しておくものとする。 それ以外の場合は、主治医との面談等の内容や居宅介護支援経過等に記載しておく。また、認知症高齢者の日常生活自立度に要算があった場合は、サービス担当者会議等を通じて、利用者に関する情報を共有するものとする。	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q & A(vol.1)		67
1683								
23	居宅介護支援事業	4 報酬	独居高齢者加算	独居高齢者加算において、利用者の単立であるか、在籍上・単独世帯の場合はどのようなサービスでも加算できるのか。	当該加算については、介護支援専門員がケアマネジメントを行う際に、常駐等と居住している利用者すべて、生活支援等の地域や日常生活における支援等が困難であり、訪問、電話などにより十分に支援するが困難な利用者に対する支援について評価を行うものであることから、在籍上・単独世帯であっても、当該利用者の状況等を把握している者が同一している場合は、当該加算の対象とはならないことから、介護支援専門員がケアマネジメント、モニタリング等の実施を怠らなかったこと、判断することとなる。	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q & A(vol.1)		68
1684								
23	居宅介護支援事業	4 報酬	運営基準減算	運営基準減算が2月以上継続している場合の適用月はいくらか。	平成21年4月以降における当該減算の適用月は2月目からとする。 ＜例＞4月 50/100 減算適用 5月6月(減算の状態が続く限り)算定しない	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q & A(vol.1)		72
1685								

連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	
	平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
1694	23 居宅介護支援事業		4 報酬	特定事業所集申減算について	平成28年度5月30日事業連絡「居宅介護支援における特定事業所集申減算」(通所介護・地域密着型通所介護)の取扱いについて「介護保険最新情報」vol.959において、特定事業所集申減算における通所介護及び地域密着型通所介護の紹介率の計算方法が示されているが、平成30年度以降はどの取扱いが同様のか。	貴見のとおりである。	30.3.22 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1) (平成30年3月23日)」の送付について	135
1695	23 居宅介護支援事業		4 報酬	特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)について	特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)において、他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施することが要件とされ、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに事例検討会等に係る次年度の計画を定めることとされているが、平成30年度はどのように取扱うのか。	・平成30年度については、事例検討会等の概略や開催時期等を記載した簡略的な計画を同年4月末日までに定めることとし、共同で実施する他事業所等まで記載した最終的な計画を9月末日までに定めることとする。 ・なお、9月末日までに当該計画を策定していない場合には、10月以降は特定事業所加算を算定できない。	30.3.22 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1) (平成30年3月23日)」の送付について	136
1696	23 居宅介護支援事業		4 報酬	特定事業所加算について	特定事業所加算(Ⅰ)から(Ⅳ)において新たに要件とされた、他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同での事例検討会、研修会等については、市町村や地域の介護支援専門員の職能団体等と共同して実施した場合も評価の対象か。	・貴見のとおりである。 ・当該算定要件における「共同」とは、明確に否かを問わず2法人以上が事例検討会等に参画することとされており、市町村等と共同して実施する場合であっても、他の法人の居宅介護支援事業者が開催者又は参加者として事例検討会等に参画することが必要である。	30.3.22 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1) (平成30年3月23日)」の送付について	137
1697	23 居宅介護支援事業		4 報酬	特定事業所加算(Ⅳ)について	特定事業所加算(Ⅳ)については、前々年度の3月から前年度の2月までの間における通所介護・地域密着型通所介護の算定回数と前年度の2月までの間における通所介護・地域密着型通所介護の算定回数との差額が算定されることとされているが、平成31年度はどのように取り扱うのか。	「平成31年度に限っては、前々年度の3月において平成30年度介護報酬改定が反映されたことにより、通所・退所加算及びターミナルケアマネジメント加算それぞれについて、以下の取扱いとなる」として、通所・退所加算及びターミナルケアマネジメント加算の算定回数と前年度の2月までの間における通所・退所加算(Ⅳ)を10回、退所・退所加算(Ⅱ)を10回、退所・退所加算(Ⅲ)を2回算定している場合は、それらの算定に係る報酬等との連携回数は合計30回であるため、要件を満たすこととなる。 【ターミナルケアマネジメント加算】 平成30年度の4月から同年2月までの算定回数が5回以上である場合に要件を満たすこととする。 ・なお、退所・退所加算の算定回数に係る要件については、退所・退所加算の算定回数ではなく、その算定に係る報酬等との連携回数の合計により、例えば、特定事業所加算(Ⅳ)を算定する年度の前々年度の3月から前年度の2月までの間において、退所・退所加算(Ⅰ)を10回、退所・退所加算(Ⅱ)を10回、退所・退所加算(Ⅲ)を2回算定している場合は、それらの算定に係る報酬等との連携回数は合計30回であるため、要件を満たすこととなる。	30.3.22 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1) (平成30年3月23日)」の送付について	138
1698	23 居宅介護支援事業		4 報酬	入院時情報連携加算について	先方と口頭でのやりとりがない方法(FAXやメール、郵送等)により情報提供を行った場合には、送信等を行ったことが確認できれば入院時情報連携加算の算定は可能か。	入院者の医療機関により慎重な連携を確保するため、医療機関とは日頃より密なコミュニケーションを図ることが重要であり、FAX等による情報提供の場合にも、双方が受け取ったことを確認するとともに、確認したことについて居宅サービス計画等に記録しておくなければならない。	30.3.22 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1) (平成30年3月23日)」の送付について	139
1699	23 居宅介護支援事業		4 報酬	退所・退所加算について	退所・退所加算(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)ロ及び(Ⅳ)の算定において評価の対象となるケアプラン・シートのうち、通所施設の実施者として具体的などのような者の参加が想定されるか。	退所施設からの参加者としては、当該施設に配置される介護支援専門員や生活相談員、介護相談員等、利用者の心身の状況やニーズを把握している者、併設した居宅介護支援事業所の介護支援専門員に必要な情報提供等を行うことができる者を想定している。	30.3.22 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1) (平成30年3月23日)」の送付について	140
1700	23 居宅介護支援事業		4 報酬	居宅サービス計画の変更について	今回、通所介護・地域密着型通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分について、2時間・1時間・15分に重畳されたことにより、時間区分を変更することとしたケースについては、居宅サービス計画の変更(サービス担当者会議を含む)は必要なのか。	・介護報酬算定上のサービス提供時間区分が変更になる場合(例えば、サービス提供時間が7時間以上9時間未満が、7時間未満が7時間未満)であっても、サービスの内容及び提供時間に要請が無ければ、居宅サービス計画の変更を行う必要はない。 ・一方で、今回の時間区分の変更を支援し、利用者のニーズを踏まえた適切なアセスメントに基づき、これまで提供されてきた介護サービス等の内容をあらためて見直した結果、居宅サービス計画を変更する必要がある場合は、通常の変更と同様のプロセスが必要となる。	30.3.22 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1) (平成30年3月23日)」の送付について	141
1701	23 居宅介護支援事業	【居宅介護支援】	4 報酬	特定事業所加算	特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)及び(Ⅳ)において新たに要件とされた、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスは具体的にどのようなサービスを目指すのか。	算定できる。なお、検討の結果位置付けなかった場合、当該理由を説明できるようにしておくこと。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報「vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3) (令和3年3月28日)」の送付について	113
1702	23 居宅介護支援事業	【居宅介護支援】	4 報酬	特定事業所加算	特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅳ)において新たに要件とされた、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは具体的にどのようなサービスを目指すのか。	《参考》 ・通知「第2の37(4) 居宅サービス計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立つて作成されることが重要である。このため、居宅サービス計画の作成又は変更には更に当たっては、利用者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、例えば、市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス、課題乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、配食、食卓などの自発的な活動によるサービス等、更にこうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練なども含めて居宅サービス計画に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。 なお、介護支援専門員は、当該日常生活全般を支援する上で、利用者の希望や課題分析の結果を加え、地域で不足していると思われるサービス等については、介護給付等対象サービスと見做るべきと判断し、当該サービスと見做られるサービス等が地域において提供されるよう関係機関と働きかけていくことが望ましい。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報「vol.952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3) (令和3年3月28日)」の送付について	114

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
	平成31年2月5日 Q&A以前					文書名
	平成31年2月5日 Q&A以降					問番号
1703	23 居宅介護支援事業 【居宅介護支援】	4 報酬	通院・通所加算	通院時情報連携加算の「医師等と連携を行うこと」の連携の内容、必要性や方法について、 具体的に示されたい。	・通院時に係る情報連携を保つ観点から、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に 関する基準（特別通所サービス、居宅療養管理指導及び指定居宅サービスに係る部分）及び指 定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の適用に特異性がある場合、その旨を 「平成12年3月1日告示第36号」第3の115「通院時情報連携加算」において、医師 等に利用者の心身の状況や生活支援等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関 する必要な情報提供を受けることとしている。 ・なお、連携にあたっては、利用者に同席する旨や、同席が診療の遂行に支障がないかどう かを事前に医療機関に確認しておくこと。	3.3.26 事務連絡 介護保険施設最新情報vol.452 「令和3年度介護報酬改定 に關するQ&A（vol.3）（令和 3年3月26日）」の送付につ いて
1704	23 居宅介護支援事業 【居宅介護支援】	4 報酬	通院・通所加算	カンファレンスに参加した場合は「利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること」 としているが、具体例を示されたい。	・具体例として、次のような文書を想定しているが、これらの具体例を踏まえ、個々の状況等 に応じて個別具体的に判断されるものである。 ・なお、カンファレンスに参加した場合は記録については、居宅介護支援経過（第5表）の他 にサービス担当者会議の要項（第4表）の活用も可能である。 ＜例＞ ・カンファレンスに係る会議の概要、開催概要、連携記録 等	3.3.26 事務連絡 介護保険施設最新情報vol.452 「令和3年度介護報酬改定 に關するQ&A（vol.3）（令和 3年3月26日）」の送付につ いて
1705	23 居宅介護支援事業	3 運営	個別サービス計画の提供依頼 について	個別サービス計画は居宅介護支援事業所で保管する居宅サービス計画の保存期間と同 じ2年間とするのか。	個別サービス計画については、運営基準第29条における記録の整備の対象ではないが、 居宅サービス計画の変更に当たっては、個別サービス計画の内容なども検証した上で見直し を行うべきであることから、その取扱いについて適切に判断されたい。	27.4.1 事務連絡 介護保険施設最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改 定に關するQ&A（平成27 年4月1日）」の送付につ いて
1706	23 居宅介護支援事業	3 運営	個別サービス計画の提供依頼 について	新たに「担当者に対する個別サービス計画の提出依頼」が基準に定められたが、施行日 の平成27年4月1日には、担当者に対して個別サービス計画の提出依頼を一斉に行わなけ ればならないのか。	当該規定は、居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の業務の共有を図る 観点から導入するものである。居宅介護支援事業所の多くは、個別サービス計画の提出を 従来のより受けており、提出を受けていない居宅介護支援事業所については、速やかに個別 サービス計画の提出を求められたい。	27.4.1 事務連絡 介護保険施設最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改 定に關するQ&A（平成27 年4月1日）」の送付につ いて
1707	23 居宅介護支援事業	4 報酬	居宅介護支援費額について	居宅介護支援費（Ⅰ）から（Ⅲ）の区分については、居宅介護支援と介護予防支援の両方 の利用者の数をもとに算定しているが、新しい介護予防ケアマネジメントの件数については 取扱件数に含まないと解釈してよいのか。	費算のとおりである。	27.4.1 事務連絡 介護保険施設最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改 定に關するQ&A（平成27 年4月1日）」の送付につ いて
1708	23 居宅介護支援事業	4 報酬	運営基準減算について	新たに「担当者に対する個別サービス計画の提出依頼」が基準に定められたが、当該基 準については、運営基準減算の対象となる「居宅介護支援の業務が適切に行われない場 合」が改正されていないことから、減算の対象外と考えてよいのか。	運営基準減算の対象ではないが、個別サービス計画の提出は、居宅介護支援事業所と 指定居宅サービス等の事業所の業務の共有を図る観点から導入するものであることから、 その趣旨を踏まえ、適切に取り扱われたい。	27.4.1 事務連絡 介護保険施設最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改 定に關するQ&A（平成27 年4月1日）」の送付につ いて
1709	23 居宅介護支援事業	4 報酬	特定事業所集申減算について	特定事業所集申減算についての新しい基準は、平成27年9月1日から適用とあるが、現 在80%を超えている事業所が、減算適用されることとなるのは、平成27年度前期（平成27 年3月から8月末までの実績で判断するのではなく、平成27年度後期（平成27年9月から2 月末までの実績で判断する）というところではないか。	費算のとおりである。平成27年度後期の業績を元に判断し、減算適用期間は、平成28年4月 1日から9月31日までとなる。	27.4.1 事務連絡 介護保険施設最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改 定に關するQ&A（平成27 年4月1日）」の送付につ いて
1710	23 居宅介護支援事業	4 報酬	特定事業所集申減算について	今般の改正で、体制等状況一覧表に特定事業所集申減算の項目が追加となったが、判 定の結果、特定事業所集申減算の適用となった場合は減算の適用が終了する場合は、 体制等状況一覧表の提出はいつになるか。	体制等状況一覧表に特定事業所集申減算の項目が追加となったため、平成27年4月 サービス分からの通所の有無の提出が必要となる。また、新たに減算の適用になった場合 は、特定事業所集申減算の判定に係る必要書類の提出（同日の9月15日又は3月15日ま での提出が必要となる。また、減算の適用が終了する場合は、直ちに提出が必要となる。	27.4.1 事務連絡 介護保険施設最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改 定に關するQ&A（平成27 年4月1日）」の送付につ いて
1711	23 居宅介護支援事業	4 報酬	特定事業所加算について	特定事業所加算は、今般の改正により2段階から3段階へ異動となったが、特定事業所 加算（Ⅰ）を算定している事業所が、引き続き特定事業所加算（Ⅰ）を算定する場合又は特 定事業所加算（Ⅱ）を算定している事業所が、引き継ぎ特定事業所加算（Ⅱ）を算定する場 合は、体制等状況一覧表の提出が必要であるか。	特定事業所加算については、体制状況等一覧表と同時に特定事業所加算に係る届出書 （居宅介護支援事業所）を提出し出さなければならない。今般の改正による算定要件等の異動に 即して、それぞれについて届出を必要とする。 また、新たに特定事業所加算（Ⅲ）を算定する事業所も、届出が必要である。	27.4.1 事務連絡 介護保険施設最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改 定に關するQ&A（平成27 年4月1日）」の送付につ いて
1712	23 居宅介護支援事業	4 報酬	特定事業所加算について	特定事業所加算に「介護支援専門員業務研修における科目（ケアマネジメントの基礎技術 に関する講習）等に協力又は協力体制を構築していることが知られたが、この事件は、 平成28年度の介護支援専門員業務研修受講記録の合格発表の日から適用となっている。 新般に加算を取得する事業所又は既に特定事業所加算を取得している事業所は、当該要 件は満たしてなくても、平成27年4月から加算を取得できると考えよいか。また、適用日 に合わせて体制等状況一覧表の提出は必要であるか。	適用日より前は、要件を満たしていないくても加算は取得できる。また、体制等状況一覧表 は、適用日の属する月の前月の15日までに届出する必要がある。	27.4.1 事務連絡 介護保険施設最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改 定に關するQ&A（平成27 年4月1日）」の送付につ いて

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等		
1713	平成31年2月5日 Q&A以前	23 居宅介護支援事業	4 報酬	特定事業所集算について	特定事業所集算に「介護支援専門員業務研修における科目(ケアマネジメントの基礎技術)に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることが知られたが、実習受入以外に該当するものは何か。例えば、地域で有志の居宅介護支援事業所が開催する研修会を引受け受け取った場合には含まれるのか。また、実習受入の際には発生する実入れ経費(消耗品、連絡経費等)は加算の範囲として評価されていると考えようか。(業務研修の受入れ費用として、別途、介護支援専門員研修の研修実施機関が負担すべきか否かを検討しているため)	Q.Tの機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修(地域巡回型研修等)や、市町村が実施するケアプラザ内において介護支援専門員が同行させるなどの人材育成の取組を想定している。当該事例については、実習に該当し得るが、具体的な研修内容は、都道府県において適切に調整されたい。また、実習受入の際には発生する実入れ経費(消耗品費、連絡経費等)の取扱いは、研修実施機関と実習を受け入れる事業所の間で適切に取り決められたい。	27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」の送付について	
1714		23 居宅介護支援事業	4 報酬	介護予防支援の初回加算について	介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防ケアマネジメントを受けている者が、介護予防支援に移行した場合は、介護予防支援の初回加算は算定できるのか。	要支援者又はサテックリスト該当者に対して介護予防ケアプランを作成することは、要支援者に対して介護予防サービス計画を作成することと同等であることから、初回加算を算定できるのは、留意事項通知に示す、新規で介護予防サービス計画を作成する場合である。具体的には、過去2ヶ月以上地域包括支援センターにおいて介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメントが算定されていない場合に、当該利用者に対して介護予防サービス計画を作成した場合には算定が可能である。	27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」の送付について	
1715		23 居宅介護支援事業	4 報酬	特定事業所集算中減算	訪問看護の場合、ケアプランに位置付けようとする時点で主治医と利用者との間で既に事業所が選択されていることが多く、これにより紹介率が80%を超えることについては正当な理由に該当すると考えようか。	(参考)08:初回加算「新規」の考え方(21.3.23)	189	
1716		23 居宅介護支援事業	4 報酬	特定事業所集算中減算	訪問看護の場合、ケアプランに位置付けようとする時点で主治医と利用者との間で既に事業所が選択されていることが多く、これにより紹介率が80%を超えることについては正当な理由に該当すると考えようか。	(参考)08:初回加算「新規」の考え方(21.3.23)	26	
1717		23 居宅介護支援事業	4 報酬	特定事業所集算中減算	居宅サービス計画数:102件 A訪問介護事業所への位置付け:82件(意見、助言を受けている事例が1件あり) ①助言を受けているため正当な理由ありとしてA事業所に算入する減算不要。 82÷102×100≒80.3%...正当な理由として減算なし ②助言を受けている1件分について除外。 81÷101×100≒80.1%...減算あり	特定事業所集算中減算の正当な理由の範囲は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準に付随する留意事項」の留意事項について、(平成27年3月1日厚生省老人保健福祉局企画課長通知)(以下、「留意事項通知」という。)に示しているところであり、正当な理由の範囲として、サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に着目していると認められる場合(※)等が考えられている。 (※)利用者が質が高いことを理由に当該サービスを利用しない旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容については意見、助言を受けている場合等を想定している。なお、利用者から提出を受ける理由書は、当該利用者にとってサービスの質が高いことが確認できるものと、その様式は任意のものとして差し支えない。	27.4.30 事務連絡 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成27年4月30日)」の送付について	27
1718		23 居宅介護支援事業	4 報酬	特定事業所集算中減算	居宅サービス計画の総数等を記載するよう定められているが、サービスの算定が外れることに伴い、事業者の事務量の負担が増えることを踏まえ、訪問介護サービス等のそれぞれの紹介事業、常設法人の名称、住所、事業所名及び代表者名等について、80%を超えたサービスのみに記載する等、都道府県の判断で設置者除せても差し支えないか。	居宅サービス計画に位置づけるサービスについては、個々の利用者の状況等に応じて個別具体的に判断されるものであることから、②で取り扱うこととする。	27.4.30 事務連絡 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成27年4月30日)」の送付について	28
1719		23 居宅介護支援事業	4 報酬	特定事業所集算中減算	居宅サービス計画の総数等を記載するよう定められているが、サービスの算定が外れることに伴い、事業者の事務量の負担が増えることを踏まえ、訪問介護サービス等のそれぞれの紹介事業、常設法人の名称、住所、事業所名及び代表者名等について、80%を超えたサービスのみに記載する等、都道府県の判断で設置者除せても差し支えないか。	各サービスの利用状況を適切に把握することが必要であることから、後節のとおり取扱うこととする。	27.4.30 事務連絡 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成27年4月30日)」の送付について	29
1720		23 居宅介護支援事業	4 報酬	特定事業所集算中減算	居宅サービス計画の総数等を記載するよう定められているが、サービスの算定が外れることに伴い、事業者の事務量の負担が増えることを踏まえ、訪問介護サービス等のそれぞれの紹介事業、常設法人の名称、住所、事業所名及び代表者名等について、80%を超えたサービスのみに記載する等、都道府県の判断で設置者除せても差し支えないか。	名称の如何にかかわらず地域包括支援センターが実施する事例検討会等を想定している。	27.4.30 事務連絡 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成27年4月30日)」の送付について	30
		23 居宅介護支援事業	4 報酬	特定事業所集算中減算	居宅サービス計画の総数等を記載するよう定められているが、サービスの算定が外れることに伴い、事業者の事務量の負担が増えることを踏まえ、訪問介護サービス等のそれぞれの紹介事業、常設法人の名称、住所、事業所名及び代表者名等について、80%を超えたサービスのみに記載する等、都道府県の判断で設置者除せても差し支えないか。	指標のケースについては、A自治体の利用者は、A自治体の地域密着型サービスの事業所に利用できないことから、サービス事業者が少数である場合として正当な理由とみなして差し支えない。	27.4.30 事務連絡 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成27年4月30日)」の送付について	31

連番	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	
	平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降				文書名 問番号	
1721	23 居宅介護支援事業	4 報酬	特定事業所集申減算	医療の「機能強化型訪問看護療養費」の変更の一つとして「指定訪問看護事業所」として介護支援事業所が同一地域内に設置され、かつ、当該訪問看護事業所の介護サービス計画又は介護予防サービス計画の作成が必要な利用者のうち、例えば、特に医療的な管理が必要な利用者1割程度について、当該居宅介護支援事業所により介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成していることあり、この趣旨は、ステーション内で医療介護の連携・調整の推進がされていることについての詳細である。「機能強化型訪問看護療養費」を算定している訪問看護ステーション等の場合は特定事業所集申減算の正当な理由として考えてよいのか。 また、「機能強化型訪問看護療養費」を算定していない医療機関に併設された居宅介護支援事業所にあって、同事業所を運営する法人内に訪問看護事業所があり、連携の観点から医療（主治医）、居宅介護支援・訪問看護を同法人内で利用することが利用者にとってはメリットとなると考える。こうした備りは正当な理由として認められるか。	特定事業所集申減算の正当な理由の範囲は留意事項通則に示しているところであり、正当な理由の範囲として例えば、サービス等の提供が難しいことによる利用者の希望や介護などにより特定の事業者によるケアを受けることが求められる場合等が挙げられている場合は、利用者から希望が強いことを理由に当該サービスを利用しない旨の理由書の提出を受け容れている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見、助言を受けている場合などは、「指定訪問看護事業所」として介護支援事業所が同一地域内に設置され、かつ、当該訪問看護事業所と居宅介護支援事業所とが同一利用者から、当該居宅介護支援事業所により介護サービス計画を作成されている者が一定程度以上であることとされており、その割合は1割程度とされているため、基本的には正当な理由が強い集申減算で判定する特定事業所集申減算の趣旨とは異なるものと考えている。	27_430 事務連絡 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)（平成27年4月30日）」の送付について	32
1722	23 居宅介護支援事業	4 報酬	特定事業所集申減算	留意事項通則の第三の10の(4)の1の「通常の事業の実施地域」について、例えば、町内の一部（市町村合併前の旧町）などエリアに変更することは可能か？	特定事業所集申減算事業者は、「指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準（平成17年3月31日厚生省令第38号）第18条において運営経理に通常の事業の実施地域について定めるところになっっており、これに基づき適切に対応いただきたい。	27_430 事務連絡 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)（平成27年4月30日）」の送付について	33
1723	23 居宅介護支援事業	4 報酬	特定事業所集申減算	訪問介護の特定事業所加算は、サービス提供の責任体制やヘルパーの活動環境・雇用の確保の定着、介護福祉士の定着の向上など提供が数々の事業所について詳細な内容を記載した「特定事業所集申減算」を算定する訪問介護事業所の場については、特定事業所集申減算の正当な理由として考えてよいのか。	特定事業所集申減算の正当な理由の範囲は留意事項通則に示しているところであり、正当な理由の範囲として例えば、サービス等の提供が難しいことによる利用者の希望や介護などにより特定の事業者によるケアを受けることが求められる場合等が挙げられている場合は、利用者から希望が強いことを理由に当該サービスを利用しない旨の理由書の提出を受け容れている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見、助言を受けている場合などが考えられる。	27_430 事務連絡 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)（平成27年4月30日）」の送付について	34
1724	23 居宅介護支援事業	4 報酬	特定事業所集申減算	今般の改定により特定事業所集申減算の対象サービスの範囲について限定が外れたが、1つのサービスにおいて正当な理由がなく80%を超えた場合は全利用者について半割減算と考えてよいのか。	ご指摘のケースについては、当該サービスについて正当な理由がなく80%を超えた場合は、是前とのとおり算算適用期間のすべての居宅介護支援費について減算の適用となる。	27_430 事務連絡 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)（平成27年4月30日）」の送付について	35
1725	23 居宅介護支援事業	5 その他		株式会社等が市町村から委託を受けて地域包括支援センターを設置してもよいのか。	地域包括支援センターは公正・中立が基本である。株式会社や有限会社のような形態では、公正・中立が保てるかどうか、運営協議会で極めて慎重な議論が必要である。	17.10.13 介護制度改革情報 vol.33 地域包括支援センター及び地域支援事業に関するQ&A	10
1726	23 居宅介護支援事業	5 その他		「地域包括支援センターの人員配置基準の基本数（専任）」では、「号数係除数と世帯人口が目安として示されているが、どちらを基準として考えるのか。	地域包括支援センターの業務量は号数係除数に示していることから、基本数は号数係除数と世帯人口を基準として考えていただきたい。（世帯人口はあくまで目安であるので、ご留意いただきたい。）	17.10.13 介護制度改革情報 vol.33 地域包括支援センター及び地域支援事業に関するQ&A	26
1727	23 居宅介護支援事業	5 その他		地域包括支援センターに配置すべき職員数は、若干でも人員配置基準を上回る（例えば1号数係除数6050人）場合には、基準に従って3職制兼1名×2の体制が必要か。	地域包括支援センターの人員配置基準は、あくまで目安であり、地域包括支援センターが包括的支援事業の4機能を適切に果たすことができるよう、配置基準を参考として適切な職員配置を行っていただきたい。	17.10.13 介護制度改革情報 vol.33 地域包括支援センター及び地域支援事業に関するQ&A	27
1728	23 居宅介護支援事業	5 その他		社会福祉士の経過措置について、「15年以上の現業員等の業務経験の1等」は何を指すか。福祉事務所がない町村では、福祉部局で業務を行っている社会福祉士主事は含まれるか。	「等」では福祉事務所の資格取得者を指定している。また、福祉事務所を設置していない町村では、そのような取扱いで差し支えない。「福祉事務所の現業員等（福祉事務所の業務指導員及び福祉事務所がない町村では福祉部局で業務を行っている社会福祉士主事を営む。）の業務経験が5年以上」又は「介護支援専門員の業務経験が3年以上」ありかつ、「高齢者の保護福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者」となる。	17.10.13 介護制度改革情報 vol.33 地域包括支援センター及び地域支援事業に関するQ&A	32
1729	23 居宅介護支援事業	5 その他	介護予防支援（住所外と居住）	介護予防改正インフラメーションvol.001 平成18年4月改定関係Q&A(vol.2)について、問53において、遠隔地の介護予防支援における費用負担の取扱いが示されているが、①の方法による費用負担の財源について、どのようなものと考えられるか。	住所の市町村が居住先において行われた介護予防支援基準該当介護予防支援と認め、特例介護予防サービス計画費（介護保険法第59条）を支給するという方法が考えられる。	18.4.21 介護制度改革情報 vol.96 平成18年4月改定関係Q&A(vol.3)	20

連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	
	平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
1730	23 居宅介護支援事業		5 その他	特定高齢者把握事業	要支援・要介護認定を受けている者が、自主的に認定の取下げを届け出た場合は、特定高齢者と思われることができるが、その際、要介護認定の手続きなどどのようなになるか。	1 要支援・要介護認定を受けている者が、自主的に認定の取下げを届け出た場合は、特定高齢者と思われることができるが、この取扱いについては、介護保険法第31条及び第34条に規定する要介護認定等の取消として取り扱うものである。 2 この際の手続きとしては、当該被保険者からの取消を求める理由を記した届出(別紙「介護保険(要介護認定要支援認定)取消届(参照)」)により手続きを開始し、被保険者証の届出その他の手続きについては、介護保険法第31条及び第34条に従って取り扱うものであるが、当該被保険者においては、要介護認定等を受けることを求めていることから、認定期間及び主治医意見書の入手手続きを省略することは可能である。 3 なお、前述の手続きにより要介護認定等の取消が行われた場合においては、 ①当該取消の効力については、届出日に遡って効力を有するものではなく、取消日以降の将来に向かってのみ存すること ②当該取消以降においては、要介護認定等の申請を再度行うまでの間は、介護保険法による給付を受けることができないこと について、当該取消の届出を行う者に対し十分に説明をし、承諾の上で届出が行われるようにする必要がある。 4 また、今後の要介護認定等の申請受付に当たっては、要介護認定等を受けた場合、地域支援課の特定高齢者施策の対象とはならない旨についても説明していただくようあわせて周知される。 ※ 別紙は省略。	18.9.11 老人保健事業及び介護予防事業等に関する Q&A (追加・修正) Vol.2	3
	23 居宅介護支援事業		5 その他	特定高齢者把握事業	要支援・要介護認定の有効期間が満了した際についても、生活機能評価から特定高齢者の決定までのプロセスを踏まずに「特定高齢者」と見なし事業を実施してよいか。	介護予防特定高齢者施策への参加の意向が確認された時点で、既に有効期間が満了していた場合については、通常通り、特定高齢者把握事業の所定の手続きを経て、特定高齢者の決定を行う必要がある。	18.9.11 老人保健事業及び介護予防事業等に関する Q&A (追加・修正) Vol.2	4
	23 居宅介護支援事業		5 その他	特定高齢者把握事業	明にもり、認知症、うつ等の理由により、生活機能評価の受診が困難な高齢者について、本人・介護者の身体状況や生活状況(認知症の症状やうつ等の状況)を踏まえ、個別対応した場面に際してもり、認知症・認知症の疑い等の理由により、生活機能評価の受診が困難な高齢者については、生活機能評価を実施せずこれらの介護予防プログラムの対象者としてよいか。	1 特定高齢者の決定に当たっては、生活機能評価を受診していることが原則であるが、閉じこもり、うつ病、認知症、うつ等の理由により、生活機能評価の受診が困難な高齢者については、本人・介護者の身体状況や生活状況(認知症の症状やうつ等の状況)を踏まえ、個別対応した場面に際してもり、認知症・認知症の疑い等の理由により、生活機能評価の受診が困難な高齢者については、生活機能評価を実施せずこれらの介護予防プログラムの対象者として特定高齢者と決定してよいものとする。 2 これは、こうした者については、保健師等の適切な訪問により、心身の状況や環境等を把握し、受診勧奨等の必要な支援を行うことが重要であるための趣向的な取扱いであり、運動器の機能向上等の通所型介護予防事業について、生活機能評価の受診が必要になることは他の者の場合と同様のものである。 3 なお、この場合であっても、「特定高齢者の候補者選定」で示す基準(地域支援事業実施要綱1(1)イ(ア)～2(a))を満たしていることが前提であって、「特定高齢者の決定方法」で示す基準のみに該当しても、特定高齢者とはならないことに留意されたい。	18.9.11 老人保健事業及び介護予防事業等に関する Q&A (追加・修正) Vol.2	5
1733	23 居宅介護支援事業	【居宅介護支援】	5 その他	契約時の説明について	今回の改正において、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に、前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与(以下、訪問介護等という。)の各サービスの利用割合及び前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割合(以下、訪問介護等の割合等)の説明を行うことと定められたが、具体的な説明方法として、どのような方法が考えられるか。	例えば、以下のように重要事項説明書等に記載し、訪問介護等の割合等を把握できる資料を別紙として作成し、居宅介護支援の提供の開始において示すとともに説明することが考えられる。 なお、「同一事業者」によって提供されたものの割合」については、前6か月間に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護等の各事業所の提供回数(以下、※同一事業所の同一利用者に複数回提供してもカウントは1)同一事業所によって提供されたものの割合であるが、その割合の算出に係る小数点以下の端数処理については、切り捨てても差し支えない。 ＜例＞ ※重要事項説明書 第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。 ※別紙	3.2.26 事務連絡 介護保険最新情報、vol.92 「令和3年度介護報酬改定」に関するQ&A vol.13 (令和3年3月26日)の送付について	111

連番	サービス種別		基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等	
	平成31年2月5日 Q&A以前	平成31年3月15日 Q&A以降					文書名	問番号
23	居宅介護支援事業 Q&A以前	【居宅介護支援】	5 その他	居宅介護支援費の請求方法について	側院等から退院・退所する者等であって、医師が一顧に認められている医療的処置に基づき、療養の居込めがなげない等により、退院・退所し、利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理費の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合の請求方法について具体的に示されたい。	・当初、ケアプランで定められていたサービス事業所名・サービス種別名を記載し、給付計画・進捗状況等の欄に記入した給付管理費及び居宅介護支援費給付費明細書を併せて提出することにより請求する。 ・また、当該請求方法は新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的不取扱いについて(第11報)(令和2年5月25日事業連絡)の間5(臨時的不取扱い)という。以下同じ。)に基づいて請求する場合も同様の取扱いとする。 ・なお、当該臨時的不取扱いについては介護予防支援費も同様の取扱いとする。	3.2.28 事業連絡 介護保険最新情報、vol.92 「令和2年度介護報酬改定」に関するQ&A、vol.13(令和3年3月28日))の送付について	119
1734								
23	居宅介護支援事業	【居宅介護支援】	5 その他	契約時の説明について	今回の改正により、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数(うち1)がそれぞれ前6月間に提供された居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等との回数(うち1)の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等)を説明することとを義務づけ、それに違反した場合は報酬が減額されるが、令和3年4月1日以前に指定居宅介護支援事業者と契約を結んでいる利用者に対しては、どのように取り扱うのか。	・令和3年4月1日以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましい。 ・なお、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等との回数(うち1)の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合について、当該事業所が、令和3年4月中に新たに契約を締結し利用する等において、当該割合の集計や出力の対応が難しい場合においては、5月以降のモニタリング等の際に説明を行うことで差し支えない。	3.2.28 事業連絡 介護保険最新情報、vol.92 「令和2年度介護報酬改定」に関するQ&A、vol.13(令和3年3月28日))の送付について	112
1735								

老老発0325第1号
保医発0325第2号
令和4年3月25日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省老健局老人保健課長
（公 印 省 略）

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に
関連する事項等について」の一部改正について

標記については、「要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定
できる場合の一部を改正する件」（令和4年厚生労働省告示第88号）等が告示され、令和
4年4月1日から適用されること等に伴い、「医療保険と介護保険の給付調整に関する留
意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」（平成18年4月28日老
老発第0428001号・保医発第0428001号）の一部を下記のように改め、令和4年4月1日か
ら適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支
払機関等に対して周知徹底を図られたい。

なお、要介護被保険者等であって、特別養護老人ホーム等の入所者であるものに対する
診療報酬の取扱いについては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いにつ
いて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）も併せて参照すること。

記

「記」以下を別添のとおり改める。

別添

第1 厚生労働大臣が定める療養告示について

1 第1号関係について

- (1) 介護保険適用病床に入院している要介護被保険者である患者が、急性増悪等に
より密度の高い医療行為が必要となった場合には、当該患者を医療保険適
用病床に転床させて療養を行うことが原則であるが、患者の状態、当該病院又は
診療所の病床の空き状況等により、患者を転床させず、当該介護保険適用病床に
おいて緊急に医療行為を行う必要のあることが想定され、このような場合につい
ては、当該病床において療養の給付又は医療が行われることは可能であり、この
場合の当該緊急に行われた医療に係る給付については、医療保険から行うもので
あること。
- (2) 介護保険から給付される部分に相当する療養については、医療保険からの給付
は行わないものであること。

2 第2号関係について

- (1) 療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第
130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の
規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する療養病床等に係る病棟
をいう。以下同じ。）に該当する病棟が一つである病院又は診療所において、介
護保険適用の指定を受けることにより要介護被保険者以外の患者等に対する対
応が困難になることを避けるため、当該病院又は診療所において、あらかじめ病
室（当該病院にあつては、患者の性別ごとに各1つの合計2つの病室（各病室の
病床数が4を超える場合については4病床を上限とする。））を定め、当該病室
について地方厚生（支）局長に届け出た場合は、当該病室において行った療養に
係る給付は、医療保険から行うものとする。
- (2) 当該届出については、別紙様式1から8までに従い、医療保険からの給付を行
う場合の入院基本料の区分のほか、夜間勤務等の体制、療養環境等について記載
するものであること。入院基本料の区分については、原則として、介護保険適用
病床における療養型介護療養施設サービス費又は診療所型介護療養施設サービ
ス費の算定に係る看護師等の配置基準と同一のものに相当する入院基本料を届
け出るものであること。

3 第3号関係について

- 介護保険適用病床に入院している患者に対し歯科療養を行った場合についての当
該療養に係る給付については医療保険から行うものであること。

第2 医療保険適用及び介護保険適用の病床を有する保険医療機関に係る留意事項につ
いて

- 1 同一の病棟で医療保険適用と介護保険適用の病床を病室単位で混在できる場合
(1) 療養病棟を2病棟以下しか持たない病院又は診療所であること。

- (2) 病院であって、当該病院の療養病棟（医療保険適用であるものに限る。）の病室のうち、当該病棟の病室数の2分の1を超えない数の病室を定め、当該病室について指定介護療養型医療施設の指定を受けることについて地方厚生（支）局長に届け出た場合には、令和6年3月31日までの間に限り、当該病室において行った療養に係る給付は、介護保険から行うものとする。
- (3) 病院（指定介護療養型医療施設であるものに限る。）であって、当該病院の療養病棟の病室のうち、当該病棟の病室数の2分の1を超えない数の病室を定め、当該病室について指定介護療養型医療施設の指定を除外し、当該病室に入院する者について療養の給付（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項の療養の給付をいう。）を行おうとするものについて地方厚生（支）局長に届け出た場合には、令和6年3月31日までの間に限り、当該病室において行った療養に係る給付は、医療保険から行うものとする。

2 施設基準関係

- (1) 1 保険医療機関における介護保険適用の療養病床（以下「介護療養病床」という。）と医療保険適用の療養病床（以下「医療療養病床」という。）で別の看護師等の配置基準を採用できること。
- (2) 1 病棟を医療療養病床と介護療養病床に分ける場合には、各保険適用の病床ごとに、1 病棟全てを当該保険の適用病床とみなした場合に満たすことのできる看護師等の配置基準に係る入院基本料等（医療療養病床の場合は療養病棟入院料1又は2、介護療養病床の場合は療養型介護療養施設サービス費）を採用するものとする。このため、1 病棟内における医療療養病床と介護療養病床とで、届け出る看護師等の配置基準が異なることがあり得るものであること。ただし、医療療養病床及び介護療養病床各々において満たすことのできる看護師等の配置基準に係る入院基本料等を採用することもできるものであること。なお、医療療養病床に係る届出については、基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）及び「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和4年3月4日保医発0304第2号）に基づき、療養病棟入院料1若しくは2又は有床診療所療養病床入院基本料を届け出るものであること。
- (3) 夜間勤務等の体制については、病棟ごとに届出を行うことが可能であるが、1 病棟を医療療養病床と介護療養病床とに分ける場合には、各保険適用の病床ごとに、1 病棟全てを当該保険の適用病床とみなした場合に満たすことのできる夜間勤務等の体制を採用するものとする。

3 入院期間、平均在院日数の考え方について

- (1) 介護保険適用病床に入院している患者が、急性増悪等により一般病棟での医療が必要となり、同病棟に転棟した場合は、転棟後30日までの間は、新規入院患者と同様に取り扱いすること。
- (2) (1)以外の場合についての入院期間の考え方については、介護保険適用の病床に入院している期間についても、医療保険適用病床に入院している場合と同様に

取り扱うものであること。

- (3) 平均在院日数の考え方については、(1)及び(2)と同様であること。

4 介護保険適用病床に入院中に医療保険からの給付を受けた場合の取扱いについて

- (1) 介護保険適用病床において、緊急その他の場合において療養の給付を受けた場合において、当該医療保険における請求については、「入院外」のレセプトを使用すること。

- (2) この場合において、医療保険における患者の一部負担の取扱いについても通常の外来に要する費用負担によるものであること。

5 医療保険の診療項目と介護保険の特定診療費、特別療養費及び特別診療費の算定における留意事項

- (1) 同一施設内の医療保険適用病床から介護保険適用病床へ転床した場合、当該転床した月においては、特定診療費として定められた初期入院診療管理は算定できないものであること。ただし、当該医療保険適用病床と介護保険適用病床における入院期間が通算して6月以内の場合であって、当該介護保険適用病床に転床した患者の病状の変化等により、診療方針に重要な変更があり、入院診療計画を見直す必要が生じた場合においては、この限りでない。

- (2) 同一施設内の医療保険適用病床から、介護医療院若しくは介護療養型老人保健施設に入所した者又は当該医療機関と一体的に運営されるサテライト型小規模介護療養型老人保健施設に入所した者においては、特別療養費又は特別診療費に定める初期入所診療加算は算定できないものであること。ただし、当該施設の入所期間及び当該施設入所前の医療保険適用病床における入所期間が通算して6月以内の場合であって、当該入所した者の病状の変化等により、診療方針に重要な変更があり、診療計画を見直す必要が生じた場合においては、この限りでない。

- (3) 医療保険適用病床から介護保険適用病床に転床又は介護医療院若しくは介護療養型老人保健施設に入所した場合、当該転床又は入所した週において、医療保険の薬剤管理指導料を算定している場合には、特定診療費、特別療養費又は特別診療費として定められた薬剤管理指導は算定できないものであること。また、介護保険適用病床から医療保険適用病床に転床又は介護医療院若しくは介護療養型老人保健施設から医療保険適用病床に入院した場合についても同様であること。

- (4) 特定診療費又は特別診療費として定められた理学療法、作業療法、言語聴覚療法、集団コミュニケーション療法及び精神科作業療法並びに特別療養費として定められた言語聴覚療法及び精神科作業療法を行う施設については、医療保険の疾患別リハビリテーション及び精神科作業療法を行う施設と同一の場合及びこれらと共用する場合も認められるものとする。ただし、共用する場合にあっては、施設基準及び人員配置基準等について、特定診療費、特別療養費又は特別診療費及び医療保険のそれぞれにおいて定められた施設基準の両方を同時に満たす必要があること。

なお、要介護被保険者等であって、特別養護老人ホーム等の入所者であるものに対する診療報酬の取扱いについては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」（平成18年3月31日保医発第0331002号）も併せて参照すること。

第4 介護医療院に入所中の患者の医療保険における保険医療機関への受診等について
1 介護医療院に入所中の患者に対する診療の基本的な考え方は、第2の6の(1)、(2)及び(4)の例によること。

2 介護医療院サービス費を算定する患者に対し専門的な診療が必要となった場合には、保険医療機関において当該診療に係る費用を算定できる。算定できる費用については介護調整告示によるものとし、別紙2を参照のこと。

3 医療療養病床及び介護療養病床が混在する病棟の一部を介護医療院に転換した場合、夜間勤務等の体制については、第2の2の(3)の例によること。

第5 医療保険における在宅医療と介護保険における指定居宅サービス等に関する留意事項

1 同一日算定について
診療報酬点数表の別表第一章第2部（在宅医療）に掲げる療養に係る同一日算定に関する考え方については、介護保険の指定居宅サービスは対象とするものではないこと。

2 月の途中で要介護被保険者等となる場合等の留意事項について
要介護被保険者等となった日から、同一の傷害又は疾病等についての給付が医療保険から介護保険へ変更されることとなるが、この場合において、1月あたりの算定回数に制限がある場合（医療保険における訪問歯科衛生指導と介護保険における歯科衛生士が行う居宅療養管理指導の場合の月4回など）については、同一保険医療機関において、両方の保険からの給付を合算した回数で制限回数を考慮することであること。

3 訪問診療に関する留意事項について

(1) 指定特定施設（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第174条第1項）、指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第109条第1項）又は指定介護予防特定施設（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第230条第1項）のいずれかに入居する患者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

6 介護療養型医療施設に入院中の患者の医療保険における他保険医療機関への受診について

(1) 介護療養型医療施設に入院中の患者が、当該入院の原因となった傷病以外の傷病に罹患し、当該介護療養型医療施設以外での診療の必要が生じた場合は、他保険医療機関へ転医又は対診を求めることを原則とする。

(2) 介護療養施設サービス費を算定している患者について、当該介護療養施設サービス費に含まれる診療を他保険医療機関で行った場合には、当該他保険医療機関は当該費用を算定できない。

(3) (2)にかかわらず、介護療養施設サービス費を算定する患者に対し眼科等の専門的な診療が必要となった場合（当該介護療養型医療施設に当該診療に係る診療科がない場合に限る。）であって、当該患者に対し当該診療が行われた場合（当該診療に係る専門的な診療科を標榜する他保険医療機関（特別の関係にあるものを除く。）において、次に掲げる診療行為を含む診療行為が行われた場合に限る。）は、当該患者について算定する介護療養施設サービス費に含まれる診療が当該他保険医療機関において行われた診療に含まれる場合に限り、当該他保険医療機関において、当該診療に係る費用を算定できる。ただし、短期潜在手術等基本料3、医学管理等、在宅医療、投薬、注射及びリハビリテーションに係る費用（当該専門的な診療科に特有の薬剤を用いた投薬又は注射に係る費用を除く。）は算定できない。

ア 初・再診科
イ 短期潜在手術等基本料1

ウ 検査

エ 画像診断

オ 精神科専門療法

カ 処置

キ 手術

ク 麻酔

ケ 放射線治療

コ 病理診断

(4) 他保険医療機関は、(3)のアからコまでに掲げる診療行為を行った場合には、当該患者の入院している介護療養型医療施設から提供される当該患者に係る診療情報に係る文書を診療録に添付するとともに、診療報酬明細書の摘要欄に、「入院介護療養型医療施設名」、「受診した理由」、「診療科」及び⑨(受診日数：〇日)」と記載すること。

第3 介護調整告示について

要介護被保険者等である患者（介護医療院に入所中の患者を除く。）に対し算定できる診療報酬点数表に掲げる療養については、介護調整告示によるものとし、別紙1を参照のこと。

基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を受けている患者を除く。)については在宅がん医療総合診療料は算定できない。

(2) 要介護被保険者等については、在宅患者連携指導料は算定できない。

(3) 特別養護老人ホーム入居者に対しては、「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」(平成18年3月31日保医発第0331002号)に定める場合を除き、在宅患者訪問診療料を算定できない。

4 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料に関する留意事項について

介護保険におけるターミナルケア加算を算定した場合は、在宅患者訪問看護・指導料の在宅ターミナルケア加算及び同一建物居住者訪問看護・指導料の同一建物居住者ターミナルケア加算、介護保険における看護・介護職員連携強化加算を算定している月にあっては、在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の看護・介護職員連携強化加算を算定できない。

5 在宅患者緊急時等共同指導料に関する留意事項について

介護保険における居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費を算定した日は調剤に係る在宅患者緊急時等共同指導料を算定できない。

6 在宅患者訪問点滴注射管理指導料に関する留意事項について

小規模多機能型居宅介護事業所、複合型サービス事業所において通所サービス中に実施される点滴注射には算定できない。

7 精神科訪問看護・指導料に関する留意事項について

精神疾患を有する患者について、精神科訪問看護指示書が交付された場合は、要介護被保険者等の患者であっても算定できる。ただし、認知症が主傷病である患者(精神科在宅患者支援管理料を算定する者を除く。)については算定できない。

8 訪問看護等に関する留意事項について

(1) 訪問看護療養費は、要介護被保険者等である患者については、原則として算定できないが、特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を行う場合、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等(平成18年厚生労働省告示第103号。以下「基準告示」という。)第2の1の(1)に規定する疾病等の利用者に対する指定訪問看護を行う場合(退院支援指導加算については、退院後行う初回の訪問看護が特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護である場合又は基準告示第2の1の(1)に規定する疾病等の利用者に対する指定訪問看護である場合、訪問看護情報提供療養費1については、同一月に介護保険による訪問看護を受けていない場合に限る。)、精神科訪問看護基本療養費が算定される指定訪問看護を行う場合(認知症でない患者に指定訪問看護を行う場合に限る。)及び入院中(外泊

日を含む。)に退院に向けた指定訪問看護を行う場合には、算定できる。

ただし、その場合であっても、介護保険の訪問看護等において緊急時訪問看護加算又は緊急時介護予防訪問看護加算を算定している月にあっては24時間対応体制加算、介護保険における特別管理加算を算定している月にあっては医療保険の特別管理加算、介護保険における看護・介護職員連携強化加算を算定している月にあっては医療保険の看護・介護職員連携強化加算は算定できない。また、介護保険の訪問看護等においてターミナルケア加算を算定した場合は、訪問看護ターミナルケア療養費(遠隔死亡診断補助加算を含む。)は算定できない。

(2) 要介護被保険者等については、在宅患者連携指導加算は算定できない。

9 訪問リハビリテーションに関する留意事項について

在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料は、要介護被保険者等である患者については、原則として算定できないが、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションの指導管理を行う必要がある場合には、6月に1回、14日間に限り算定できる。

10 リハビリテーションに関する留意事項について

要介護被保険者等である患者に対して行うリハビリテーションは、同一の疾患等について、医療保険における心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料(以下「医療保険における疾患別リハビリテーション料」という。)を算定するリハビリテーション(以下「医療保険における疾患別リハビリテーション」という。)を行った後、介護保険における訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーション(以下「介護保険におけるリハビリテーション」という。)の利用開始日を含む月の翌月以降は、当該リハビリテーションに係る疾患等について、手術、急性増悪等により医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定する患者に該当することとなった場合を除き、医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できない。

ただし、医療保険における疾患別リハビリテーションを実施する施設とは別の施設で介護保険におけるリハビリテーションを提供することになった場合には、一定期間、医療保険における疾患別リハビリテーションと介護保険のリハビリテーションを併用して行うことで円滑な移行が期待できることから、介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日を含む月の翌々月まで、併用が可能であること。併用する場合は、診療録及び診療報酬明細書に「介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日」を記載することにより、同一の疾患等について介護保険におけるリハビリテーションを行った日以外の日に医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定することが可能である。ただし、当該利用開始日の翌月及び翌々月に算定できる疾患別リハビリテーション料は1月7単位までとする。

なお、目標設定等支援・管理料を算定してから3月以内に、当該支援によって紹介

された事業所において介護保険におけるリハビリテーションを体験する目的で、同一の疾患等について医療保険における疾患別リハビリテーションを行った日以外に1月に5日を超えない範囲で介護保険におけるリハビリテーションを行った場合は、診療録及び診療報酬明細書に「介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日」を記載する必要はなく、医療保険における疾患別リハビリテーションから介護保険におけるリハビリテーションへ移行したものとみなさない。

11 重度認知症患者デイ・ケア料等に関する留意事項について

(1) 医療保険における重度認知症患者デイ・ケア料、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケア（以下「重度認知症患者デイ・ケア料等」という。）を算定している患者に対しては、当該重度認知症患者デイ・ケア料等を、同一の環境において反復継続して行うことが望ましいため、患者が要介護被保険者等である場合であっても、重度認知症患者デイ・ケア料等を行っている期間内においては、介護保険における認知症対応型通所介護費及び通所リハビリテーション費を算定できないものであること。

ただし、要介護被保険者等である患者であって、特定施設（指定特定施設、指定地域密着型特定施設又は指定介護予防特定施設に限る。）の入居者及びグループホーム（認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の受給者の入居施設）の入居者以外のものに対して行う重度認知症患者デイ・ケア等については、介護保険における指定認知症対応型通所介護又は通所リハビリテーションを行った日以外の日に限り、医療保険における重度認知症患者デイ・ケア料等を算定できるものであること。

(2) グループホーム（認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の受給者の入居施設）の入居者については、医療保険の重度認知症患者デイ・ケア料は算定できないものであること。ただし、認知症である老人であって日常生活自立度判定基準がランクMに該当するものについては、この限りでないこと。

12 人工腎臓等に関する留意事項について

介護老人保健施設の入所者について、人工腎臓の「1」から「3」までのいずれかを算定する場合（「注13」の加算を算定する場合を含む。）の取扱いは、介護老人保健施設の入所者以外の者の場合と同様であり、透析液（灌流液）、血液凝固阻止剤、生理食塩水、エリスロポエチン、ダルベポエチン、エポエチンベンターペゴル及びHIF-PH阻害剤の費用は人工腎臓の所定点数に含まれており、別に算定できない。なお、生理食塩水には、回路の洗浄・充填、血圧低下時の補液、回収に使用されるもの等が含まれ、同様の目的で使用される電解質補液、ブドウ糖液等についても別に算定できない。また、HIF-PH阻害剤は、原則として人工腎臓を算定する保険医療機関において院内処方すること。

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙 1)

[illegible]

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

[illegible]

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入居中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を含み、3の患者を除く。)			2. 入居中の患者		3. 入居中の患者	
	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等 （短期入所介護、介護予防短期入所 生活介護、短期入所療養介護又は介護予 防短期入所療養介護を受けるもの） ※1	認知症対応型 グループホーム （認知症対応型 共同生活介護又は 介護予防認知症 対応型共同生活 介護） ※2	特定施設（指定特定施設、指定地域 型特定施設及び指定介護予防防 護施設に限る。） ※3	介護療養型医療施設（認知症病 棟の病棟を除く。） 介護療養型医療施設又は介護予 防短期入所療養介護又は介護予 防短期入所療養介護（認知症病棟の病 棟を除く。）を受けている患者	介護療養型医療施設（認知症病 棟の病棟を除く。） 介護療養型医療施設又は介護予 防短期入所療養介護又は介護予 防短期入所療養介護（認知症病棟の病 棟を除く。）を受けている患者	介護老人保健施設 （短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護）を受けている 患者	介護老人保健施設 （短期入所療養介護又は介護予 防短期入所療養介護）を受けている 患者
C006 在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料 (同一の患者等について同一日に2名以上医療保険から 給付される訪問指導を行うか否かにより該当する区 分を算定)	○	○	○	○	○	○	○
C007 訪問看護指示料	○	○	○	○	○	○	○
C007-2 介護職員等特定指示料	○	○	○	○	○	○	○
C008 在宅患者訪問看護指導料 (当該患者が居住する療養施設に居住する者のうち当 該保険医療機関が当該指導料を算定する者の人数等 により該当する区分を算定)	○	○	○	○	○	○	○
C009 在宅患者訪問看護指導料 (当該患者が居住する療養施設に居住する者のうち当 該保険医療機関が当該指導料を算定する者の人数等 により該当する区分を算定)	○	○	○	○	○	○	○
C010 在宅患者指導指導料	○	○	○	○	○	○	○
C011 在宅患者緊急時等カンファレンス料	○	○	○	○	○	○	○
C012 在宅患者共同診療料の1	○	○	○	○	○	○	○
C012 在宅患者共同診療料の2 C012 在宅患者共同診療料の3 (同一建物において同一日に2名以上医療保険から 給付される訪問診療を行うか否かにより該当する区 分を算定)	○	○	○	○	○	○	○
C013 在宅患者訪問看護指導料	○	○	○	○	○	○	○
C014 外来在宅共同指導料	○	○	○	○	○	○	○
第2助第1款に掲げる在宅療養指導管理料	○	○	○	○	○	○	○
第2助第2款に掲げる在宅療養指導管理料加算	○	○	○	○	○	○	○
検査	○	○	○	○	○	○	○
画像診断	○	○	○	○	○	○	○
投薬	○	○	○	○	○	○	○
注射	○	○	○	○	○	○	○
リハビリテーション	○	○	○	○	○	○	○
1002 通院・在宅精神療法 (1 通院精神療法に限る。)	○	○	○	○	○	○	○
1002 通院・在宅精神療法 (2 在宅精神療法に限る。)	○	○	○	○	○	○	○

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入所中の患者 (次の施設に入所又は入所する者を含み、3の患者を除く。)			2. 入所中の患者		3. 入所中の患者	
	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等 短期入所生活介護、介護予防短期入所 生活介護、短期入所療養介護又は介護予 防短期入所療養介護を受けているものを 除く。 ※1	認知症対応型 グループホーム (認知症対応型 共同生活介護又 は介護予防短期 生活介護)	特定施設（指定特定施設、指定地域 型認知症特定施設及び指定介護予防防 護施設に限る。） うち、外観サービス利用 型指定特定施設入居者サービス 生活介護又は外部サービス 生活介護を受けている患者は 施設型特定施設又は指定介護予防防 護施設に限る。）	ア. 介護療養型医療施設（認知症病 棟の病棟を除く。） イ. 短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護（認知症病棟の病 棟を除く。）を受けている患者	ア. 介護療養型医療施設（認知症病 棟の病棟を除く。） イ. 短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護（介護老人保健施 設の療養室に限る。）を受けている 患者	ア. 介護老人保健施設 イ. 短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護（介護老人保健施 設の療養室に限る。）を受けている 患者	
1003-2 認知療法・認知行動療法	○	○	○	○	○	○	○
1005 入院集団精神療法	—	—	—	○	○	○	○
1007 精神科作業療法	○	○	○	○	○	○	○
1008 入院生活技能訓練療法	—	—	—	○	○	○	○
1008-2 精神リハビリテーション・ケア	○	○	○	○	○	○	○
注5	○	○	○	○	○	○	○
1009 精神科デイ・ケア	○	○	○	○	○	○	○
注6	○	○	○	○	○	○	○
1010 精神科ナイト・ケア 1010-2 精神科ナイト・ケア	○	○	○	○	○	○	○
1011 精神科退院指導科 1011-2 精神科退院前指導科	○	○	○	○	○	○	○
1012 精神科訪問看護・指導科（1及びⅡ） （同一患者において同一日に5件以上医療保険から 給付を受けることができない。）（看護・介護職員 の加算を要する。）（看護・介護職員加算強化加算出 目の加算を含む。）	○ ※9 ※9及び※13	○ ※9	○ ※9	○	○	○	○
看護・介護職員加算強化加算	○	○	○	○	○	○	○
1012-2 精神科訪問看護指示料	○	○	○	○	○	○	○
1015 重症認知症患者デイ・ケア料	○	○	○	○	○	○	○
1016 精神科在宅患者支援管理料	○	○	○	○	○	○	○
上記以外	○	○	○	○	○	○	○
如左	○	○	○	○	○	○	○

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入所する者を言ひ、3の患者を除く。)				2. 入院中の患者				3. 入所中の患者			
	自宅、社会福祉施設、身体障害者福祉施設、短期入居生活介護、介護予防短期入居生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている者(※1を除く。)	認知症対応型グループホーム、認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている者(※1を除く。)	特定施設(指定特定施設、指定地域福祉施設、指定施設及び指定介護予防特定施設に限る。)	介護療養型医療施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護療養型医療施設(認知症病棟を除く。)	介護療養型医療施設(認知症病棟を除く。)	介護療養型医療施設(認知症病棟を除く。)	介護療養型医療施設(認知症病棟を除く。)	介護療養型医療施設(認知症病棟を除く。)	介護療養型医療施設(認知症病棟を除く。)	介護療養型医療施設(認知症病棟を除く。)	介護療養型医療施設(認知症病棟を除く。)	介護療養型医療施設(認知症病棟を除く。)
手術												
麻酔												
放射線治療												
病歴診断												
B000-4 歯科疾患管理料 B000-2 歯科特定疾患臨床管理料												
B004-1-4 入院栄養食事指導料												
B004-9 介護支援等指導指導料												
B006-3 がん治療計画面談料												
B006-3-2 がん治療指導指導料												
B007 遠隔訪問指導料												
B008 業務管理指導料												
B008-2 業務総合評価調整管理料												
B009 診療情報提供料(1)(注2及び注6)												
B011-4 遠隔時業務情報指導指導料												
B014 遠隔時共同指導料1												
B015 遠隔時共同指導料2												
C001 訪問歯科衛生指導料												
C001-3 歯科疾患在宅療養管理料												
C001-6 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料												
C003 在宅患者訪問業務管理指導料												
C007 在宅患者遠隔指導指導料												
C008 在宅患者緊急時等カンファレンス料												
上記以外												
1003 臨床管理指導料												
注14 臨床管理指導料の特例(かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合)												
1302 かかりつけ薬剤師指導料												
1303 かかりつけ薬剤師包括管理料												

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

[illegible]

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入院又は入所する者を含み、3の患者を除く。)			2. 入院中の患者			3. 入院中の患者		
	自宅、社会福祉施設、身体障害者施設等 短期入所介護、介護予防短期入所 生活介護、短期入所療養介護又は介護予 防短期入所療養介護を受けているものを 除く。 ※1	認知症対応型 グループホーム (認知症対応型 共同生活介護又は 生活介護)	特定施設（指定特定施設、指定地域 密着型特定施設及び指定介護予防防 護施設に限る。）	介護療養型医療施設（認知症病 種の病状を除く。） 介護療養型医療施設又は介護予防 短期入所療養介護又は介護予防防 護施設の療養費又は認知症療養の病 除く。）を受けている患者	介護療養型医療施設（認知症病 種の病状を除く。） 介護療養型医療施設又は介護予防 短期入所療養介護又は介護予防防 護施設の療養費又は認知症療養の病 除く。）を受けている患者	介護療養型医療施設（認知症病 種の病状を除く。） 介護療養型医療施設又は介護予防 短期入所療養介護又は介護予防防 護施設の療養費又は認知症療養の病 除く。）を受けている患者	介護老人保健施設 イ・短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護（介護老人保健施 設の療養費に限る。）を受けている 患者	介護老人保健施設 又は 介護老人保健施設 介護老人保健施設又は介護予防 短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護を受けている患者	
特別管理加算	※2又は精神科防 護療養基本療養費 を算定できる者 (同一月において、 介護療養の特別管 理加算を算定して いない場合に限 る。)	※15及び※17 (同一月において、 介護療養の特別管 理加算を算定して いない場合に限 る。)	うち、外観サービ ス施設、指定特定 施設、指定地域密 着型特定施設、指 定介護予防防 護施設、指定介護 予防防	介護療養型医療施設（認知症病 種の病状を除く。） 介護療養型医療施設又は介護予防 短期入所療養介護又は介護予防防 護施設の療養費又は認知症療養の病 除く。）を受けている患者	介護療養型医療施設（認知症病 種の病状を除く。） 介護療養型医療施設又は介護予防 短期入所療養介護又は介護予防防 護施設の療養費又は認知症療養の病 除く。）を受けている患者	介護療養型医療施設（認知症病 種の病状を除く。） 介護療養型医療施設又は介護予防 短期入所療養介護又は介護予防防 護施設の療養費又は認知症療養の病 除く。）を受けている患者	介護老人保健施設 イ・短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護（介護老人保健施 設の療養費に限る。）を受けている 患者	7：○ ※16 イ：○ ※16及び※17	—
	※2又は精神科防 護療養基本療養費 を算定できる者 (同一月において、 介護療養の特別管 理加算を算定して いない場合に限 る。)	※15及び※17 (同一月において、 介護療養の特別管 理加算を算定して いない場合に限 る。)	うち、外観サービ ス施設、指定特定 施設、指定地域密 着型特定施設、指 定介護予防防 護施設、指定介護 予防防	介護療養型医療施設（認知症病 種の病状を除く。） 介護療養型医療施設又は介護予防 短期入所療養介護又は介護予防防 護施設の療養費又は認知症療養の病 除く。）を受けている患者	介護療養型医療施設（認知症病 種の病状を除く。） 介護療養型医療施設又は介護予防 短期入所療養介護又は介護予防防 護施設の療養費又は認知症療養の病 除く。）を受けている患者	介護療養型医療施設（認知症病 種の病状を除く。） 介護療養型医療施設又は介護予防 短期入所療養介護又は介護予防防 護施設の療養費又は認知症療養の病 除く。）を受けている患者	介護老人保健施設 イ・短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護（介護老人保健施 設の療養費に限る。）を受けている 患者		
退院時共同指導加算	—	—	—	—	—	—	—	—	—
退院支援指導加算	※2又は精神科防 護療養基本療養費 を算定できる者 (同一月において、 介護療養の特別管 理加算を算定して いない場合に限 る。)	※17 (本邦の悪性腫瘍等 の患者である場合又 は、介護療養の特別 管理加算を算定して いない場合に限る。)	※2又は精神科防 護療養基本療養費 を算定できる者 (同一月において、 介護療養の特別管 理加算を算定して いない場合に限る。)	—	—	—	—	—	—
在宅患者連携指導加算	—	—	—	—	—	—	—	—	—
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	※2又は精神科防 護療養基本療養費 を算定できる者 (同一月において、 介護療養の特別管 理加算を算定して いない場合に限 る。)	※15及び※17 (同一月において、 介護療養の特別管 理加算を算定して いない場合に限 る。)	※2又は精神科防 護療養基本療養費 を算定できる者 (同一月において、 介護療養の特別管 理加算を算定して いない場合に限る。)	—	—	—	—	7：○ ※16 イ：○ ※16及び※17	—
看護・介護職員連携強化加算	—	—	—	—	—	—	—	—	—
専門管理加算	※2又は精神科防 護療養基本療養費 を算定できる者 (同一月において、 介護療養の特別管 理加算を算定して いない場合に限 る。)	※15及び※17 (同一月において、 介護療養の特別管 理加算を算定して いない場合に限る。)	※2又は精神科防 護療養基本療養費 を算定できる者 (同一月において、 介護療養の特別管 理加算を算定して いない場合に限る。)	—	—	—	—	7：○ ※16 イ：○ ※16及び※17	—
03 訪問看護情報提供療養費 1	※2又は精神科防 護療養基本療養費 を算定できる者 (同一月において、 介護療養の特別管 理加算を算定して いない場合に限る。)	※15及び※17 (同一月において、 介護療養の特別管 理加算を算定して いない場合に限る。)	※2又は精神科防 護療養基本療養費 を算定できる者 (同一月において、 介護療養の特別管 理加算を算定して いない場合に限る。)	—	—	—	—	—	—
03-2 訪問看護情報提供療養費 2	—	—	—	—	—	—	—	—	—

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

[illegible]

○：算出結果は検査対象者等である者について検査に要する費用の増減を定めておける場合（平成23年度厚生労働省告示第123号）の規定により算定されるべき増減としているもの　×：診療報酬の算定方法（平成23年度厚生労働省告示第19号）第6条の規定により算定できないもの　△：算出結果は検査対象者等である者について検査に要する費用の増減を定めておける場合（平成23年度厚生労働省告示第123号）の規定により算定されるべき増減としているもの　×：診療報酬の算定方法（平成23年度厚生労働省告示第19号）第6条の規定により算定できないもの　△：算出結果は検査対象者等である者について検査に要する費用の増減を定めておける場合（平成23年度厚生労働省告示第123号）の規定により算定されるべき増減としているもの　×：診療報酬の算定方法（平成23年度厚生労働省告示第19号）第6条の規定により算定できないもの

（注）

※1

[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

[illegible]

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙２)

区 分	ア. 介護医療院に入所中の患者 イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者			
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合	
	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
初・再診料	×	○	○	○
入院料等	×		○ (Ａ４００の１ 短期滞在手術等基本料１に限る。)	
B 0 0 1 の 1 ウイルス疾患指導料			○	
B 0 0 1 の 2 特定薬剤治療管理料			○	
B 0 0 1 の 3 悪性腫瘍特異物質治療管理料			○	
B 0 0 1 の 6 てんかん指導料			○	
B 0 0 1 の 7 難病外来指導管理料			○	
B 0 0 1 の 8 皮膚科特定疾患指導管理料			○	
B 0 0 1 の 9 外来栄養食事指導料			○※１	
B 0 0 1 の 11 集団栄養食事指導料			○※１	
B 0 0 1 の 12 心臓ペースメーカー指導管理料			○	
B 0 0 1 の 14 高度難聴指導管理料			○	
B 0 0 1 の 15 慢性維持透析患者外来医学管理料			○	
B 0 0 1 の 16 喘息治療管理料			○	
B 0 0 1 の 20 糖尿病合併症管理料	×		○	
B 0 0 1 の 22 がん性疼痛緩和指導管理料			○	
B 0 0 1 の 23 がん患者指導管理料			○	
B 0 0 1 の 24 外来緩和ケア管理料			○	
B 0 0 1 の 25 移植後患者指導管理料			○	

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア. 介護医療院に入所中の患者 イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者			
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合	
	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
医学管理等	B001の26 植込型輸液ポンプ持続注入療法指導管理料		○	
	B001の27 糖尿病透析予防指導管理料	×		○
	B001の32 一般不妊治療管理料		○	
	B001の33 生殖補助医療管理料		○	
	B001の34 ハ 二次性骨折予防継続管理料3		○	
	B001の35 アレルギー性鼻炎免疫療法治療管理料		○	
	B001の36 下肢創傷処置管理料	×		○
	B001-2-4 地域連携夜間・休日診療料	×	○	×
	B001-2-5 院内トリアージ実施料	×	○	×
	B001-2-6 夜間休日救急搬送医学管理料	×	○	×
	B001-2-8 外来放射線照射診療料		○	
	B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料		○	
	B001-3 生活習慣病管理料		(注3に規定する加算に限る。)	
	B001-3-2 ニコチン依存症管理料	×		○
	B001-7 リンパ浮腫指導管理料（注2の場合に限る。）		○	
	B005-6 がん治療連携計画策定料		○	
	B005-6-2 がん治療連携指導料		○	
	B005-6-3 がん治療連携管理料		○	
	B005-7 認知症専門診断管理料		○	
	B005-8 肝炎インターフェロン治療計画料		○	

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区 分		ア. 介護医療院に入所中の患者 イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者			
		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合	
		併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
B009 診療情報提供料（1）	注1 注6 注8加算（認知症専門医療機関紹介加算） 注10加算（認知症専門医療機関連携加算） 注11加算（認知症専門医療機関連携加算） 注12加算（精神科医連携加算） 注13加算（肝炎インタフェローロン治療連携加算） 注14加算（歯科医療機関連携加算1） 注15加算（歯科医療機関連携加算2） 注18加算（検査・画像情報提供加算）				○
	B009-2 電子的診療情報評価料	×	○	×	○
	B010-2 診療情報連携共有料	×	○	×	○
	B011 連携強化診療情報提供料		○		
	B011-3 薬剤情報提供料		×	×	○
	B011-5 がんゲノムプロファイリング評価提供料		×		○
	B012 傷病手当金意見書交付料		○		
	上記以外		×		
	C000 往診料	×	○	×	○
	C014 外来在宅共同指導料		-		
在宅医療	第2節第2款に掲げる在宅療養指導管理材料加算		○		
	上記以外		×		
	検査		×		○
画像診断			○		○
投薬			○		○
			※2		○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○
					○

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア.介護医療院に入所中の患者 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者				
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合		
	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関	
注射	○※3		○（専門的な診療に特有の薬剤に係るものに限る。）		
リハビリテーション	○（H005視能訓練及びH006難病患者リハビリテーション料に限る。）				
精神科専門療法	I000 精神科電気痙攣療法	×			○
	I000-2 経頭蓋磁気刺激療法	×			○
	I002 通院・在宅精神療法	×			○
	I003-2 認知療法・認知行動療法	×			○
	I006 通院集団精神療法	×		×	○（同一日において、特別診療費を算定する場合を除く。）
	I007 精神科作業療法	×		×	○
	I008-2 精神科ショート・ケア（注5の場合を除く。）	×		×	○
	I009 精神科デイ・ケア（注6の場合を除く。）	×		×	○
	I015 重度認知症患者デイ・ケア料	×		×	○
	上記以外			×	
	処置	○※4			×
手術			○		
麻酔			○		
放射線治療			○		
病理診断			○		
B008-2 薬剤総合評価調整管理料			×		
B014 退院時共同指導料 1			×		

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	ア. 介護医療院に入所中の患者 イ. 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護（介護医療院の療養床に限る。）を受けている患者			
	介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定しない日の場合		介護医療院サービス費のうち、他科受診時費用（362単位）を算定した日の場合	
	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関	併設保険医療機関	併設保険医療機関以外の保険医療機関
C003 在宅患者訪問薬剤管理指導料			×	
C007 在宅患者運搬指導料			×	
C008 在宅患者緊急時等カンファレンス料			×	
上記以外			○	
別表第三			×	
訪問看護療養費			×	
退院時共同指導加算			○	※5又は精神科訪問看護基本療養費を算定できる者

※1 介護報酬において、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）の別表（指定施設サービス等介護給付費単位数表）の4のイからへまでの注5に掲げる減算を算定した場合に限る。

※2 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
・抗悪性腫瘍剤（悪性新生物に罹患している患者に対して投与された場合に限る。）
・疼痛コントロールのための医療用麻薬
・抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能若しくは効果を有するものに限る。）

※3 次に掲げる薬剤の薬剤料に限る。
・エリスロポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
・ダルベポエチン（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
・エポエチンベータペゴル（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに投与された場合に限る。）
・HIF- α 阻害剤（人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して投与された場合に限る。）
・疼痛コントロールのための医療用麻薬
・インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するものに限る。）
・抗ウイルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能又は効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はHIV感染症の効能又は効果を有するものに限る。）
・血友病の治療に係る血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体拮抗剤

※4 創傷処置（手術日から起算して十四日以内の患者に対するものを除く。）、喀痰吸引、摘便、酸素吸入、酸素テント、皮膚科軟膏処置、膀胱洗浄、留置カテーテル設置、導尿、陰洗浄、眼処置、耳処置、鼻処置、口腔、咽頭処置、間接喉頭鏡下喉頭処置、ネブライザ、超音波ネブライザ、介達牽引、消炎鎮痛等処置、鼻腔栄養及び長期療養患者褥瘡等処置を除く。

※5 末期の悪性腫瘍等の患者及び急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護が必要である患者に限る。

老振発 0510 第 1 号
平成 30 年 5 月 10 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長
（公 印 省 略）

「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本年 5 月 2 日付けで、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」（平成 30 年厚生労働省告示第 218 号）が別添のとおり公布されました。

本告示は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 18 号の 2 に基づき、「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」を定めたものであり、詳細は下記のとおりです。

平成 30 年 10 月 1 日からの円滑な施行に向けてご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 趣旨

訪問介護における生活援助中心型サービスについては、社会保障審議会介護給付費分科会における議論を踏まえ、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、通常の利用状況からかけ離れた利用回数となっているケアプランについて、市町村への届出を義務付け、そのケアプランについて、市町村が地域ケア会議の開催等により検証を行うこととしている。

これは、生活援助中心型サービスについては 必要以上のサービス提供を招きやすい構造的な課題があるという指摘がある一方で、利用者において、様々な事情を抱える場合もあることを踏まえて利用者の自立支援にとって、より良いサービスとするため、ケアマネジャーの視点だけではなく、多職種協働による検証を行い、必要に応じて、ケアプランの内容の是正を促すものである。

なお、平成 30 年度介護報酬改定では、訪問介護について、上記の取組のほか、身体介護に重点を置いて報酬を引き上げるとともに、外部のリハビリ専門職等と連携した取り組みの評価、身体介護として行う自立支援に資するような見守り援助の明確化により、自立支援・重度化防止に資するサービスの推進・評価をすることとしている。

2. 本告示の概要

上記のケアプランの届出については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 18 号の 2 において、介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（厚生労働大臣が定めるものに限る。）を位置付ける場合に、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ることとされている。

届出の対象となる訪問介護の種類は生活援助中心型サービスとし、届出の要否の基準となる回数は、要介護度別の「全国平均利用回数＋2 標準偏差（2 S D）（※）」を基準とする。（※）全国での利用回数の標準偏差に 2 を乗じた回数

具体的には、直近の 1 年間（平成 28 年 10 月～平成 29 年 9 月分）の給付実績（全国）を基に、各月における要介護度別の「全国平均利用回数＋2 標準偏差（2 S D）」の回数を算出した上で、要介護度別に最大値となる月の回数を用いることとし、要介護状態区分に応じてそれぞれ 1 月あたり以下の回数とする。

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

なお、本告示の適用期日は平成 30 年 10 月 1 日である。

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 22 日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証等について（周知）

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

社会保障審議会介護保険給付費分科会における議論を踏まえ、「令和 3 年度介護報酬改定に関する審議報告」（令和 2 年 12 月 23 日。以下「審議報告」という。）において、「より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう、検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限にはつながらない仕組みが求められていることを踏まえ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10 月から施行する。」とされています。

また、審議報告において、サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保として、「同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証については、効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10 月から施行する。」とされています。

この二つのケアプラン検証・点検については、趣旨・目的は異なりますが、居宅介護支援事業所等の抽出は両者ともに国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムを活用することになります。

今般、これらのケアプラン検証・点検の趣旨・目的や留意事項等について、以下のとおり周知いたしますので、各都道府県、市町村におかれましては、内容について御了知いただくとともに、本事務連絡の内容を踏まえて、適切に御対応いただくようお願いいたします。また、管内サービス事業所等に対して周知をお願いいたします。

1. 趣旨・目的・仕組み等

(1) 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証

- 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証は、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的とし、介護支援専門員の視点だけでなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じてケアプランの内容の再検討を促すため、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）に位置付けられた仕組みです。

この仕組みは、サービスの利用制限を目的とするものではありませんので十分に留意の上、ご対応をお願いします。

- 具体的には、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第336号）に規定する要件（※）に該当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員が令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、市町村から指定されたものを市町村に届け出る必要があります。

（※）居宅介護支援事業所を抽出する要件

居宅介護支援事業所ごとに見て、

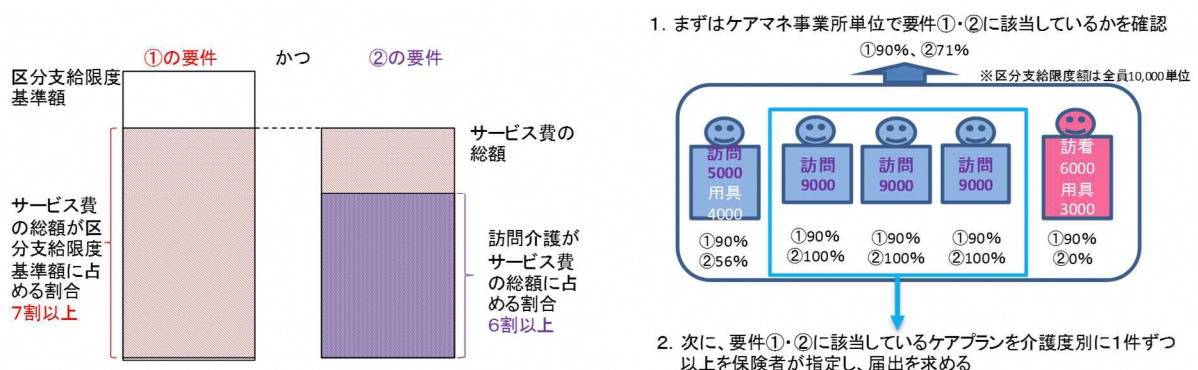
①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上
かつ

②その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」

（注1）なお、各市町村において、国民健康保険団体連合会と調整の上、地域の実情に応じて、厚生労働大臣が定める基準（従うべき基準）よりも検証対象の範囲を拡げるための要件の設定は可能。

（注2）国民健康保険団体連合会介護保険給付適正化システムで作成される帳票は、「計画単位数」を基に計算。なお、区分支給限度基準額の対象外である加算等や超過部分の自己負担分は計算の対象ではない。

（参考）居宅介護支援事業所を抽出する要件のイメージ



- まず、市町村は、上記の要件が設定された帳票（※）を、国民健康保険団体連合会より受領してください。

（※）支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用者一覧表（総括表・明細表）【別添 1・2】。帳票の送付や内容の詳細については、「2. 国民健康保険団体連合会システムを活用した居宅介護支援事業所・ケアプランの抽出」参照。

- 次に、市町村は、受領した帳票を活用し、要件①及び②に該当する居宅介護支援事業所のケアプランのうち、個々に見て上記の要件①及び②に該当するケアプランについて、

- ・最も訪問介護サービスの利用割合が高いものなど（※1）で、介護度別に1件ずつ以上を指定し（※2）、
- ・当該ケアプランの第1表（居宅サービス計画書(1)：基本的な事項）、第2表（居宅サービス計画書(2)：長期目標・短期目標、サービス内容等）及び第3表（週間サービス計画表）の届出を依頼（※3）

します。

（※1）市町村において一定の考え方のもとで、指定いただいて差し支えない。

（※2）指定の際の留意点

- ・特定の介護度に該当する利用者がいない場合は、その介護度は届出不要。必要があれば、他の介護度で2件以上の届出を依頼。
- ・すでに、生活援助の訪問回数の多い利用者のケアプラン検証の対象となっているケアプランは届出の対象外。
- ・他市町村の住民である利用者のケアプランは届出の対象外。（市町村が必要に応じて、当該市町村と連携）

（※3）必要に応じてアセスメントシートの届出も依頼。

- 市町村からの届出の依頼を受けた居宅介護支援事業所は、指定されたケアプランについて、当該ケアプランの利用の妥当性を検討し、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由等を記載し、当該ケアプランを市町村に届け出る必要があります。

なお、理由等については、「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」（令和3年3月31日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）でお示ししているとおり、ケアプラン第2票（居宅サービス計画書(2)）の「サービス内容」に記載しても差し支えありません。

（※1）「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」（令和3年3月31日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000764679.pdf>

(※2) 災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に他のサービスから訪問介護に切り替わったために要件①及び②に該当するケアプランがある場合は、その旨も記載。

- 届出を受けた市町村は、順次、地域ケア会議等（※1）を活用して、多職種の視点から、届出のあったケアプランについて議論を行うことになります。

多職種による議論は、「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き～地域ケア個別会議等を活用したケアマネジメントの支援のために～」（平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（地域ケア会議等におけるケアプラン検証の在り方に関する調査研究事業（実施団体：エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社）））（※2）を参照してください。

(※1) 検証の方法としては、地域ケア会議のみならず、当該市町村の職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行う会議（サービス担当者会議の前後で行う会議を含む）等での対応も可能。

(※2) 「多職種による自立に向けたケアプランに係る議論の手引き～地域ケア個別会議等を活用したケアマネジメントの支援のために～」（平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）

https://www.mri-ra.co.jp/pdf/h30_chiikicare_tebiki.pdf

(※3) 災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に他のサービスから訪問介護に切り替わったために要件①及び②に該当するケアプランがある場合は、地域ケア会議等の検証の対象としない等、柔軟な対応を採る必要がある。

- 地域ケア会議等での多職種の議論において届出のあったケアプランについて見直しが必要であるとされた場合、居宅介護支援事業所は、地域ケア会議等での検証結果を踏まえ、検証対象のケアプランについて再検討を行うとともに、事業所内において同様・類似の内容で作成しているケアプランの内容についても再検討を行います。

なお、検証対象のケアプラン及び同様・類似の内容のケアプランについて再検討とそれに基づく見直しが行われない場合は、それらのケアプランは、引き続き、地域ケア会議等での検証の対象となり得ます。

- なお、この検証の仕組みは、サービスの利用制限を目的とするものではなく、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資することを目的としたものです。ケアプランを変更するためには、利用者の同意を得る必要があり、ケアプランの変更を強制することはできないため、介護支援専門員や市町村は本人に十分説明をする必要があります。

(2) 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検

- 高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための指導については、「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底」（令和3年3月18日厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長ほか連名通知）において、都道府県における家賃等の入居契約の内容の確認をし、その情報等をもとに、市町村の介護給付費適正化担当部署における高齢者向け住まい等に併設等している（隣接、近接や同一法人や系列法人など関連があると考えられるものを含む。）居宅介護支援事業所におけるケアプランの点検をお願いしているところであり、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検は、介護給付適正化事業の一環として市町村において実施していただくものです。

(※) 「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底」（令和3年3月18日厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長ほか連名通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000761353.pdf>

- 具体的には、市町村が設定する要件（※）に該当する高齢者向け住まい等併設等居宅介護支援事業所の介護支援専門員が令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、市町村が必要と判断したものについては、ケアプランを指定し、居宅介護支援事業所に対し提出を求めてください。

(※) 居宅介護支援事業所を抽出する要件

居宅介護支援事業所ごとに見た、以下の項目の要件を設定します。

① 区分支給限度基準額の利用割合

かつ

② 利用サービス種類（注）とその利用割合

（注）区分支給限度基準額管理対象サービスは全て選択可だが、組合せは2つまで。

- ・それぞれの要件が設定された帳票（注）を国民健康保険団体連合会より、受領してください。

（注）支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用者一覧表（総括表・明細表）【別添1・2】

- ・要件設定にあたっては、必要な数値・サービス種類の設定を行ったうえで「適正化情報（二次加工データ）」の出力を各都道府県国民健康保険団体連合会まで依頼してください。
- ・併せて、①の要件（区分支給限度基準額に占める利用割合）のみ等で設定できる帳票（注）もありますので、こちらも積極的にご活用ください。

（注）支給限度額一定割合超一覧表（総括表・明細表）【別添3・4】

- ・国民健康保険団体連合会介護保険給付適正化システムで作成される帳票は、「計画単位数」を基に計算されます。なお、区分支給限度基準額の対象外である加算等や超過部分の自己負担分は計算の対象ではありません。

- **市町村**によるケアプランの指定については、
 - ・上記 1（1）の居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証における指定方法や、
 - ・「ケアプラン点検支援マニュアルの活用方法」（平成 20 年 7 月 18 日厚生労働省老健局振興課）（※ 1）
 - ・「ケアプラン点検支援マニュアル 附属資料 ケアプラン点検の基礎知識～これからケアプラン点検に臨む保険者職員の参考書～」（平成 28 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（実施団体：株式会社三菱総合研究所））（※ 2）
 を参考にしてください。
 - （※ 1）「ケアプラン点検支援マニュアルの活用方法」（平成 20 年 7 月 18 日厚生労働省老健局振興課）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000824048.pdf>
 - （※ 2）「ケアプラン点検支援マニュアル 附属資料 ケアプラン点検の基礎知識～これからケアプラン点検に臨む保険者職員の参考書～」（平成 28 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）
https://www.mri.co.jp/knowledge/pjt_related/roujinhoken/dia6ou00000204mw-att/H28_25.pdf
- 提出を受けた**市町村**では、順次、提出のあったケアプランについて点検を行うことになります。

ケアプラン点検の実施方法については、「ケアプラン点検支援マニュアルの活用方法」等を参照してください。

なお、多職種の視点からの議論を行うため、地域ケア会議等で検討を行うことも可能です。
- なお、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検は介護給付適正化事業の一環として実施するものであるため、介護給付適正化事業におけるケアプラン点検の実施件数に含まれます。
- また、高齢者向け住まいには、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等が該当しますが、未届の住宅型有料老人ホームも当然に該当しますので、届出の有無に関わらず点検の対象としてください。

(参考) 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証と高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検のポイントについて

	居宅介護支援事業所単位の ケアプラン検証	高齢者向け住まい等対策の ケアプラン点検
法令上等の 根拠	・ <u>ケアマネ基準省令</u>	・ 自治体に対する指導徹底の通知 (介護保険適正化事業の一環)
抽出対象の ケアマネ事業 所の要件	①区分支給限度基準額の利用割合 が <u>7割以上</u> ②その利用サービスの <u>6割以上</u> が <u>訪問介護</u> が大部分を占める	・ <u>市町村ごとに設定</u> 。 ・ 要件設定項目は以下のとおり。 ①区分支給限度基準額の利用割合 ②利用サービス種類(注)とその利用割合 (注) 区分支給限度管理対象サービスは全て選択可だが、 組合せは2つまで。 ※帳票上、各ケアプランの利用者について、要 介護認定時の居住地が高齢者向け住まい等で あるかどうかを確認する
検証・点検 対象のケアプ ランの指定	・ 要件①・②に該当するケアプラン のうち、 <u>市町村が介護度別に 1件ずつ以上を指定し、届出を 依頼</u>	・ 要件①・②に該当するケアプランのうち、提出 すべきケアプランを市町村が指定し、提出 を依頼 (指定方法は、左記等を参照)
ケアプランの 検証・点検 の方法	・ <u>地域ケア会議や、行政職員やリ ハビリテーション専門職が参加 する形で行う会議等で検証</u>	・ 市町村におけるケアプラン点検 (地域ケア会議等での検証も可)
検証・点検 結果の反映	・ 検証・点検結果を踏まえ、 <u>対象のケアプランを中心に、事業所内において同様・類 似の内容で作成しているケアプランの内容についても再検討</u> ※ケアプランを変更するためには、 <u>利用者の同意を得る必要があります</u> 、ケアプランの 変更を強制することはできないため、 <u>介護支援専門員や市町村は本人に十分説明 をする必要</u>	

2. 国民健康保険団体連合会システムを活用した居宅介護支援事業所・ケアプランの抽出

- 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証及び高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検における対象となる居宅介護支援事業所及びケアプランの抽出は、国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムを活用して、
 - ・要件①・②に該当する居宅介護支援事業所の一覧（総括表）【別添1】と、
 - ・当該居宅介護支援事業所の利用者の一覧（明細表）【別添2】（当該居宅介護支援事業所の全利用者のうち、要件①・②に該当しているかどうか分かるもの）

を自動抽出（※1～3）し、市町村に送付されます。

送付される帳票に係る詳細については、各都道府県国民健康団体保険連合会までご照会ください。

（※1）帳票は、サービス提供月ごと。

（※2）送付の頻度は、最低限3月に1回。具体的な頻度は国民健康保険団体連合会と市町村の間で調整。

なお、最初の送付月については、基本的に、令和3年10～12月分が令和4年2月頃の送付となる見込み。この点も、必要に応じて具体的な時期を国民健康団体保険連合会と市町村の間で調整。

（※3）明細表上、他市の住民である利用者の個人情報伏せられる。

- 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検においては、明細表上の各利用者の要介護認定時の居住地の情報（高齢者向け住まい等であるかどうか）を活用してください。ただし、要介護認定時の居住地が高齢者住まい（住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅）であるかの情報は、令和3年4月の改正により追加されたため、居住地情報が反映されるには一定の期間を要します。このため、高齢者向け住まい等の所在地等の状況や被保険者の情報、利用している介護サービス事業所や法人名等も参考しながら、高齢者向け住まい等に居住しているか否かを広く確認していただくようお願いします。

また、1（2）でも触れているとおり、上記の帳票の他、既に存在する帳票で、要件①である区分支給限度基準額に占める利用割合のみ等を要件として設定できる帳票【別添3・4】もありますので、こちらも積極的にご活用ください。

- また、平成30年10月より施行されている生活援助の訪問回数の多い利用者のケアプラン検証についても、国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムで抽出される帳票において、一定回数以上の生活援助中心型サービスが位置付けられているケアプランが分かるようになります。

生活援助の訪問回数の多い利用者のケアプラン検証の仕組みでは、居宅介護支援事業者は対象のケアプランを翌月の末日までに市町村に届け出ることとなって

いますので、市町村では、システムにより抽出される帳票【別添5】を、該当のケアプランが適切に届け出られているかどうかを確認することのできる補完的なツールとしてご活用いただけます。

- 上記の居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検及び生活援助の訪問回数の多い利用者のケアプラン検証に係るシステムについては、令和3年8月末にリリースされ、10月から運用開始となります。